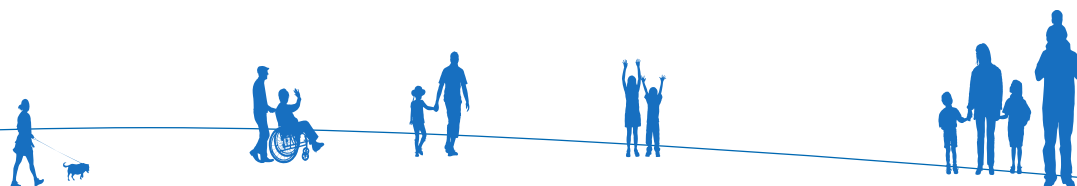


「医薬品副作用被害救済制度に係る認知度調査」 ＜医療関係者＞

令和7年度 調査報告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構



■ 調査概要	P3
■ 対象者のプロフィール	P4
■ Summary	P5
■ 調査結果	P14
0. 健康被害救済制度認知	P15
1. 医薬品副作用被害救済制度認知	P16
2. 生物由来製品感染等被害救済制度認知	P17
3. 患者向医薬品ガイドの業務内活用の有無	P18
4. 医薬品副作用被害救済制度内容認知	P19
5. 医薬品副作用被害救済制度運営主体認知	P23
6. 医薬品副作用被害救済制度認知経路	P24
7. 医薬品副作用被害救済制度関与経験	P26
8. 医薬品副作用被害救済制度給付請求時の支援部署の有無	P28
9. 医薬品副作用被害救済制度推奨意向	P29
10. 医薬品副作用被害救済制度非推奨理由	P30
11. TVCM広告認知	P31
12. TVCM広告評価	P32
13. 救済制度紹介動画広告認知	P34
14. 救済制度紹介動画広告評価	P35
15. ポスター広告認知	P37
16. ポスター広告評価	P39
17. 院内ビジョンや薬局ビジョン認知	P41
18. 院内ビジョンや薬局ビジョン評価	P42
19. 専門雑誌広告認知	P44
20. 専門雑誌広告評価	P45
21. 救済制度特設サイト認知	P47
22. 救済制度特設サイト評価	P48
23. 医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座認知	P50
24. 医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座認知経路	P52
25. 医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座受講意向	P53
26. 医薬品副作用被害救済制度周知方法	P55
27. 医薬品副作用被害救済制度についての意見	P56
■ 付録：調査票	P57

- 調査目的 **医薬品副作用被害救済制度の浸透度等を把握し、今後の広報展開の参考資料とする**
- 調査対象 **次の職業に就いている者： 医師・薬剤師・看護師・歯科医師・ソーシャルワーカー**
- 調査地域 **全国**
- 調査方法 **インターネット調査**
- 調査時期 **令和7年度調査 令和7年 12月19日（金）～ 令和7年 12月26日（金）
令和6年度調査 令和7年 2月25日（火）～ 令和7年 2月28日（金）**
- 有効回答数 **令和7年度調査 2,357サンプル／令和6年度調査 2,410サンプル**

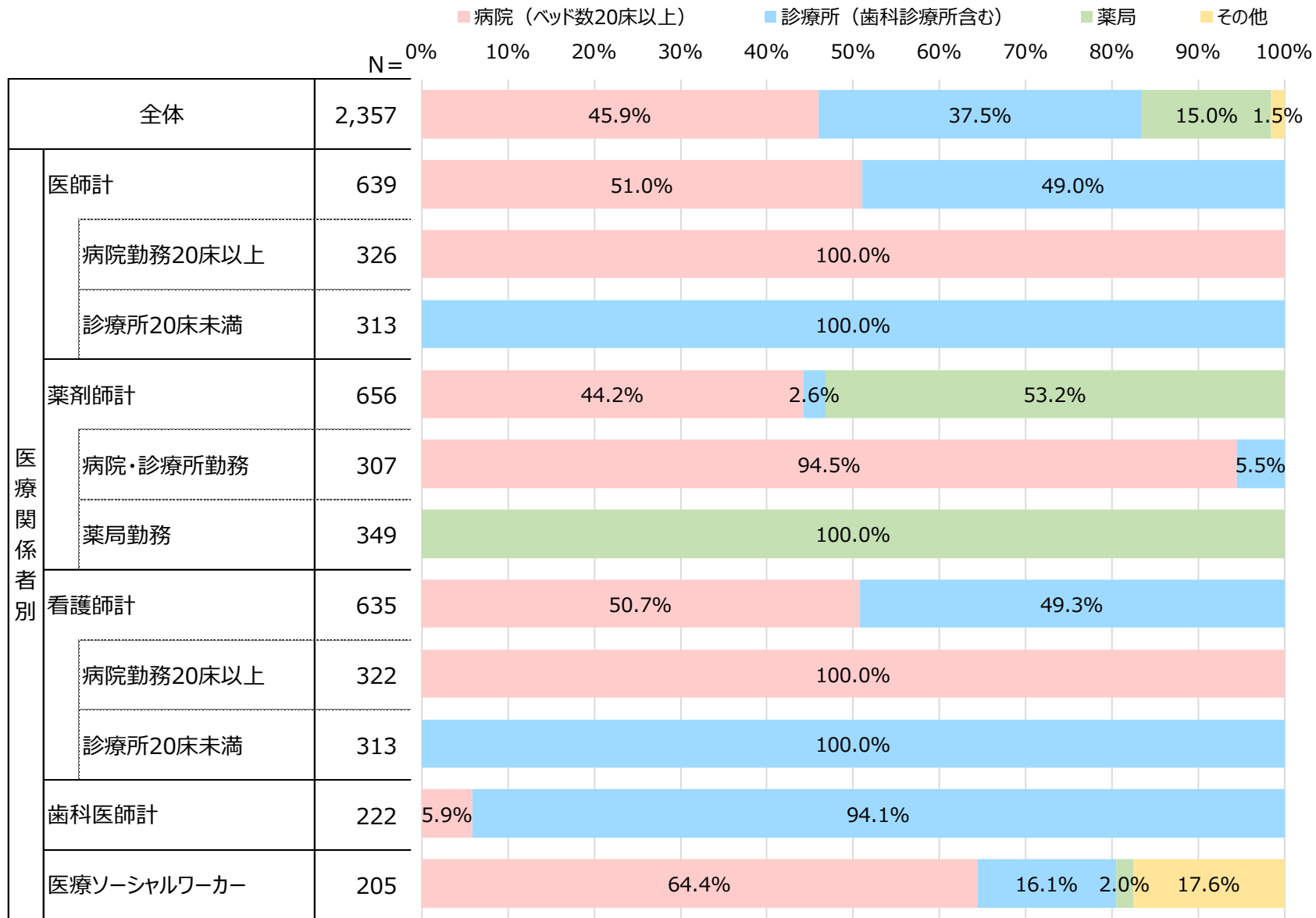
		令和7年	令和6年
医療関係者別	医師計	639	635
	病院勤務20床以上	326	320
	診療所勤務20床未満	313	315
	薬剤師計	656	669
	病院・診療所勤務	307	338
	薬局勤務	349	331
	看護師計	635	634
	病院勤務20床以上	322	319
	診療所勤務20床未満	313	315
	歯科医師計	222	366
	医療ソーシャルワーカー	205	106
	全体	2,357	2,410

報告書内の記述について

※n=30未満は参考値として記載

- 調査実施機関 **GMC株式会社**

【勤務先施設】



Summary

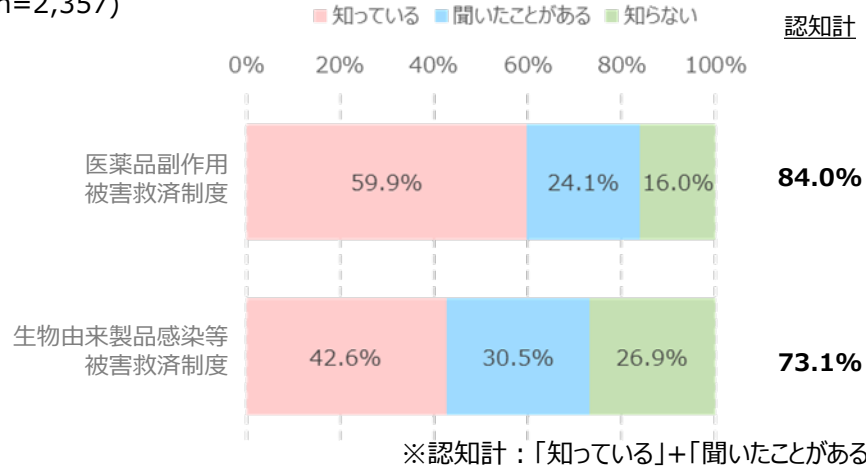
※コメント中、“%”は小数点第1位を四捨五入、“pt”は“%”の小数点第1位を四捨五入せず計算し、出た結果の小数点第1位を四捨五入して算出している。
※グラフ内構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

- 「医薬品副作用被害救済制度」の認知率（知っている＋聞いたことがある）は84%。「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は73%。
- 「患者向医薬品ガイド」の業務内活用の有無については、「ある」が11%、「ない」は89%
- 「医薬品副作用被害救済制度」の内容の認知率を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」が86%、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」は84%であり、非常に高い。
- 運営主体は、医薬品副作用被害救済制度認知者の39%が「医薬品医療機器総合機構(PMDA)」と回答。「厚生労働省」が17%。

【健康被害救済制度 認知率】(Q5,Q6)

単一回答

(n=2,357)

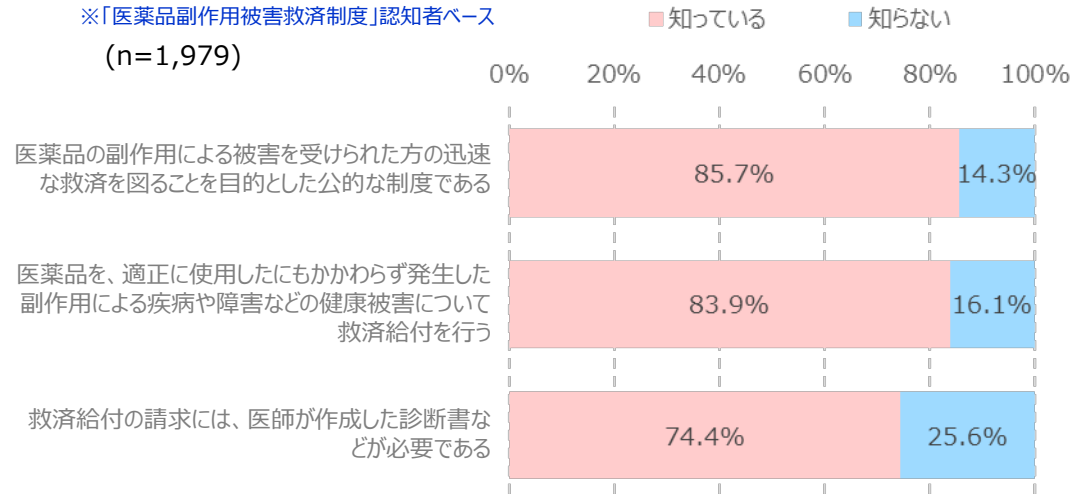


【医薬品副作用被害救済制度 内容認知】(Q8)

単一回答

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

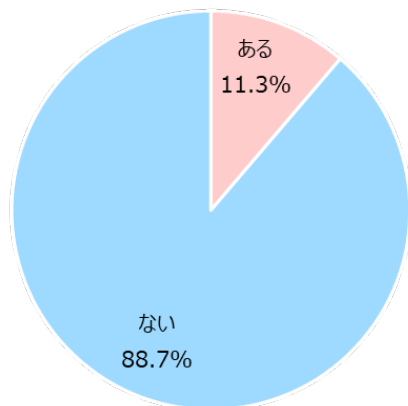
(n=1,979)



【患者向医薬品ガイドの業務内活用の有無】(Q7)

単一回答

(n=2,357)

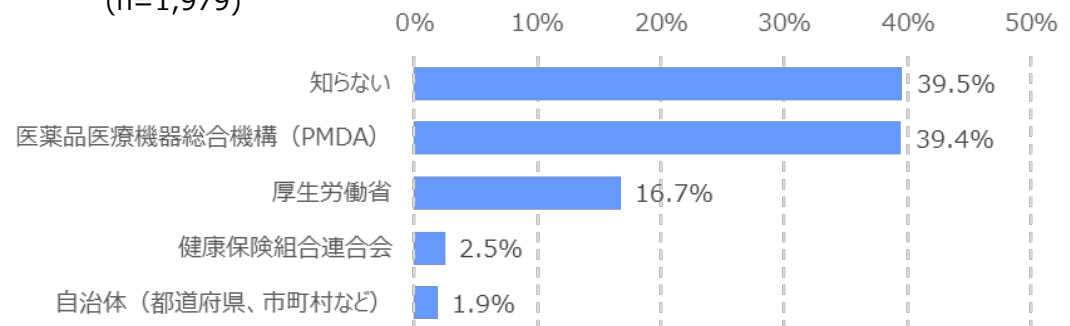


【医薬品副作用被害救済制度 運営主体について】(Q9)

単一回答

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

(n=1,979)



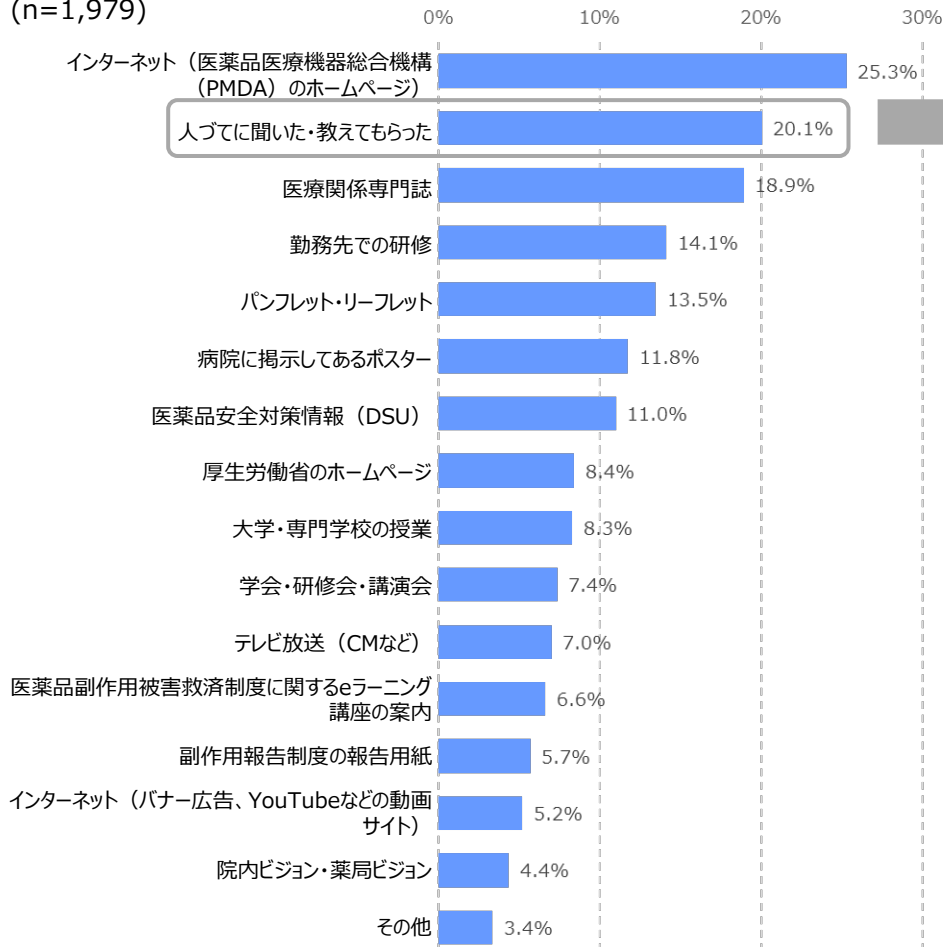
- 「医薬品副作用被害救済制度」の認知経路は、「医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページ」25%、「人づてに聞いた・教えてもらった」20%、「医療関係専門誌」19%の順。
- 「医薬品副作用被害救済制度」について誰から教わりましたかについて、「医師」36%、「薬剤師」24%、「看護師」19%。

【医薬品副作用被害救済制度の認知経路】（Q10）

複数回答

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

(n=1,979)



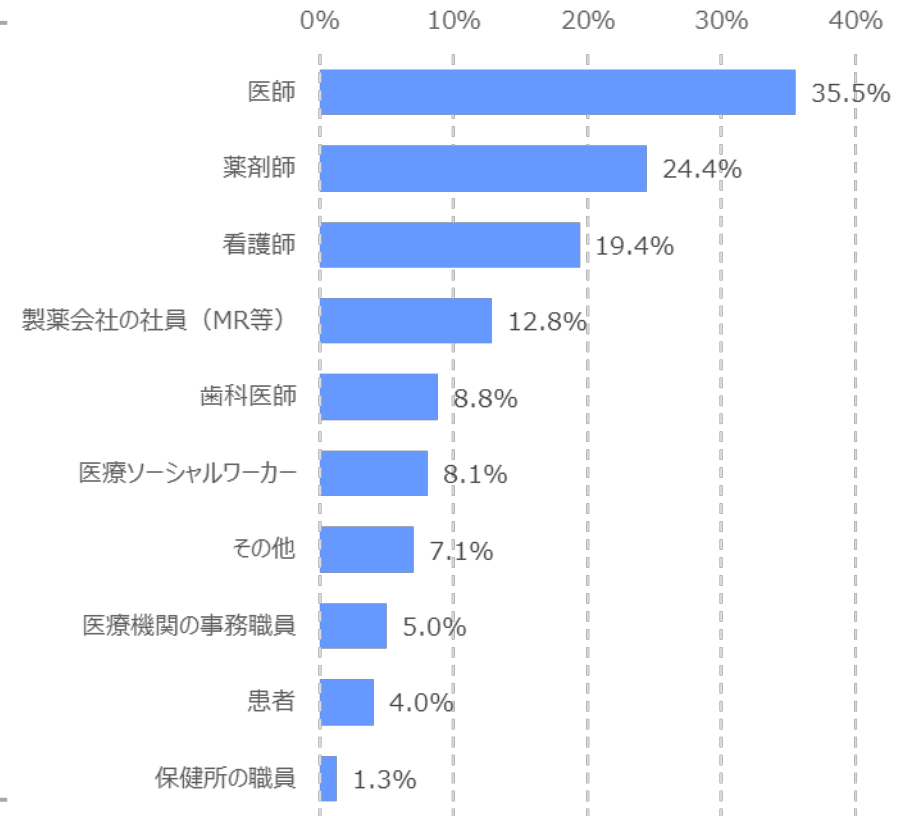
※「全体」のスコアで降順ソート

【医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人】（Q11）

複数回答

※制度認知情報源について、「人づてに聞いた・教えてもらった」と回答した人ベース

(n=397)



※「全体」のスコアで降順ソート

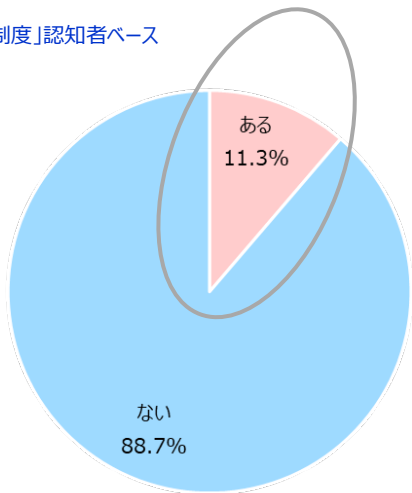
- 「医薬品副作用被害救済制度」の請求への関わりについて、11%が「ある」と回答。「ない」は89%。
- 「医薬品副作用被害救済制度」の請求内容の主な内容は、「制度の紹介」51%、「診断書・投薬証明書等の作成」47%、「具体的な請求手続きの案内」40%。
- 「医薬品副作用被害救済制度」の請求支援部署の有無については、「ある」が7%、「ない」は93%

【医薬品副作用被害救済制度 関わりについて】(Q12)

単一回答

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

(n=1,979)

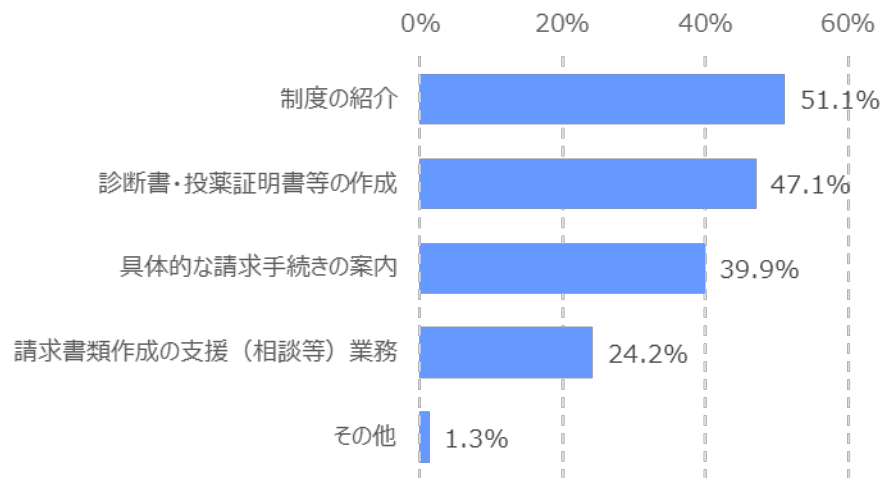


【関わった内容】(Q13)

複数回答

※請求への関わりについて、「ある」と回答した人ベース

(n=223)



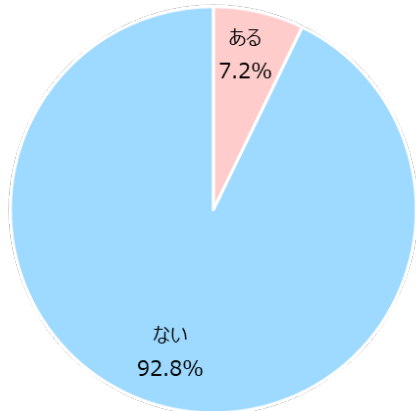
※「全体」のスコアで降順ソート

【医薬品副作用被害救済制度 給付請求時の支援部署の有無】(Q14)

単一回答

※病院・診療所勤務者ベース

(n=1,968)

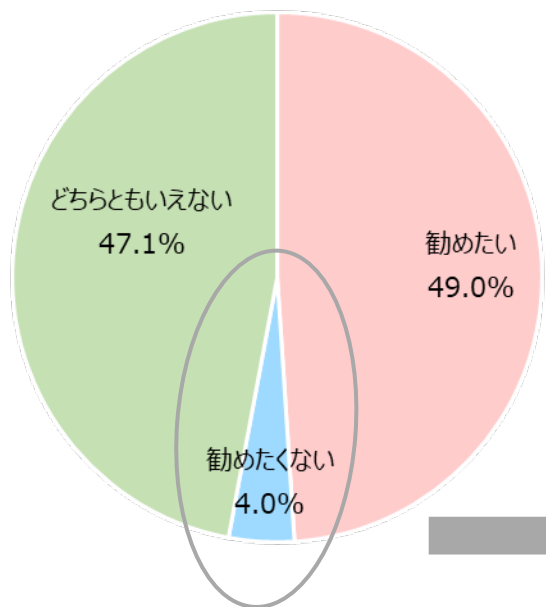


- 「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについて、49%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は4%。
- 「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいと思わない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」51%、「診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒（そう）だから」27%、「給付の支給決定までに時間がかかるから（かかりそうだから）」16%。

【医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか】（Q15）

単一回答

(n=2,357)

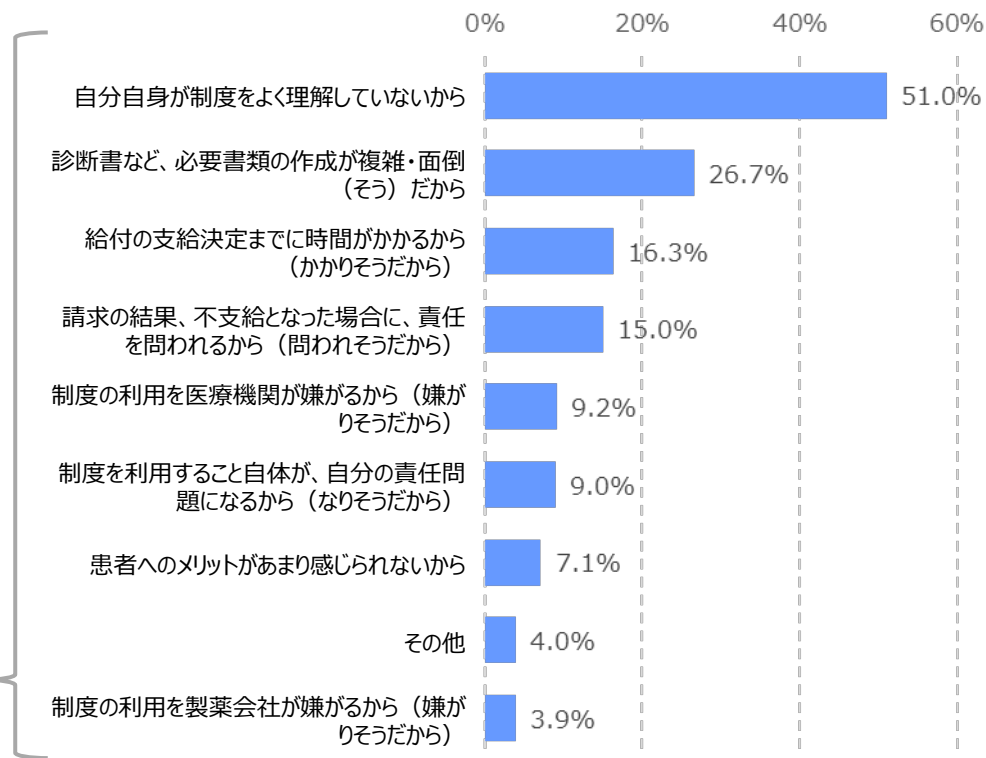


【医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由】（Q16）

複数回答

※「医薬品副作用被害救済制度」を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース

(n=1,203)

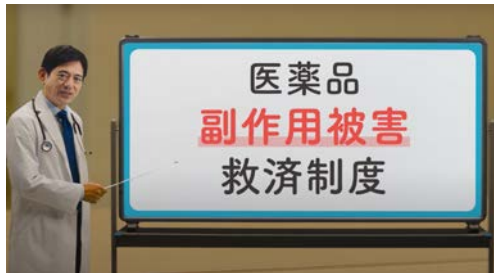


※「全体」のスコアで降順ソート

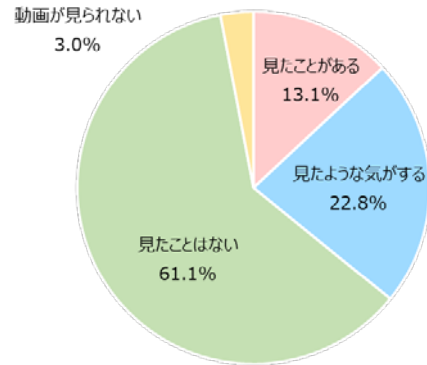
- テレビCMの認知率（見たことがある+見たような気がする）は36%。
- 救済制度紹介動画の認知率（見たことがある+見たような気がする）は14%。
- ポスターの認知率（見たことがある+見たような気がする）は43%。

【テレビCM 認知率】(Q17)

(n=2,357)



単一回答



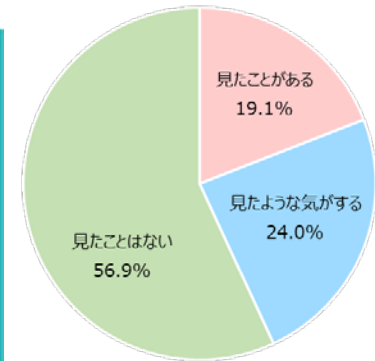
見たことがある+見たような気がする 計 35.9%

【ポスター 認知率】(Q21)

(n=2,357)



単一回答



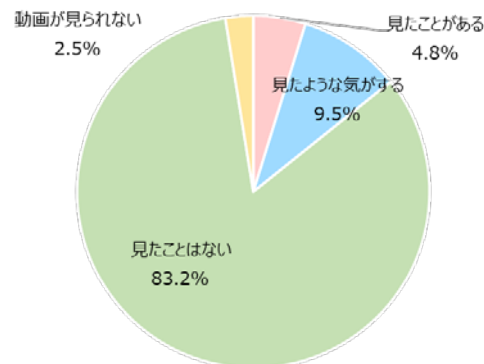
見たことがある+見たような気がする 計 43.1%

【救済制度紹介動画 認知率】(Q19)

(n=2,357)



単一回答



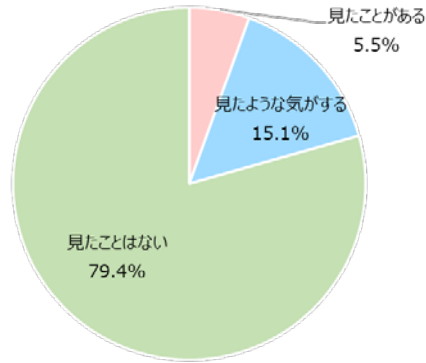
見たことがある+見たような気がする 計 14.3%

- 院内ビジョン、薬局ビジョンの認知率（見たことがある+見たような気がする）は21%。
- 専門雑誌の認知率（見たことがある+見たような気がする）は39%。救済制度特設サイトの認知率（見たことがある+見たような気がする）は28%。
- 医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座の認知率（受講したことがある+試しに少しだけ視聴したことがある+存在は知っている、聞いたことがある）は33%。

【院内ビジョン、薬局ビジョンCM 認知率】 (Q24)

単一回答

(n=2,357)

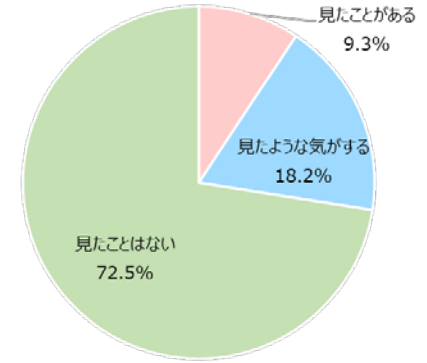


見たことがある+見たような気がする 計 20.6%

【救済制度特設サイト 認知率】 (Q28)

単一回答

(n=2,357)

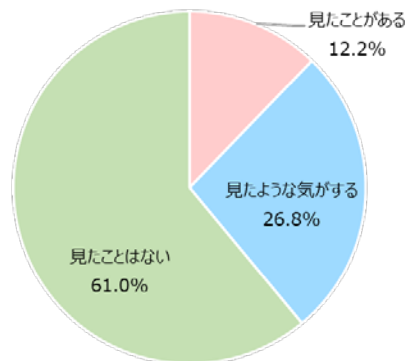


見たことがある+見たような気がする 計 27.5%

【専門雑誌の広告 認知率】 (Q26)

単一回答

(n=2,357)

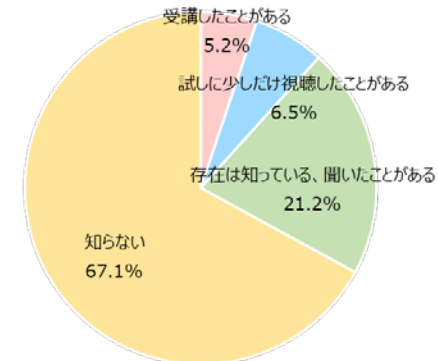


見たことがある+見たような気がする 計 39.0%

【eラーニング講座 認知率】 (Q30)

単一回答

(n=2,357)

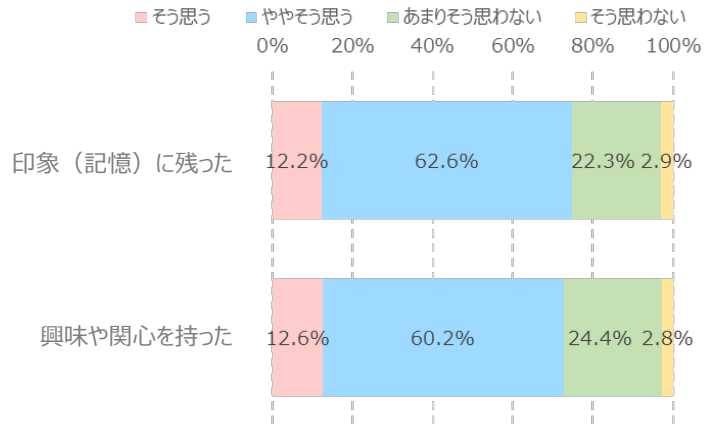


受講したことがある+試しに少しだけ視聴したことがある+存在は知っている、聞いたことがある 計 32.9%

【テレビCMの評価】(Q18)

(n=2,286)

単一回答



そう思う計

74.8%

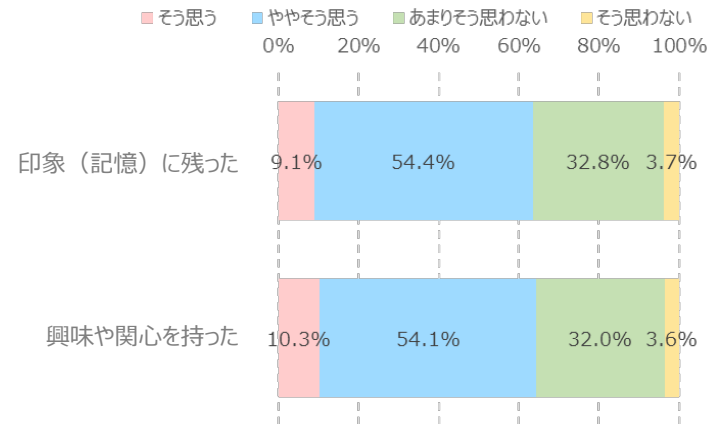
72.8%

※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

【ポスターの評価】(Q23)

(n=2,357)

単一回答



そう思う計

63.5%

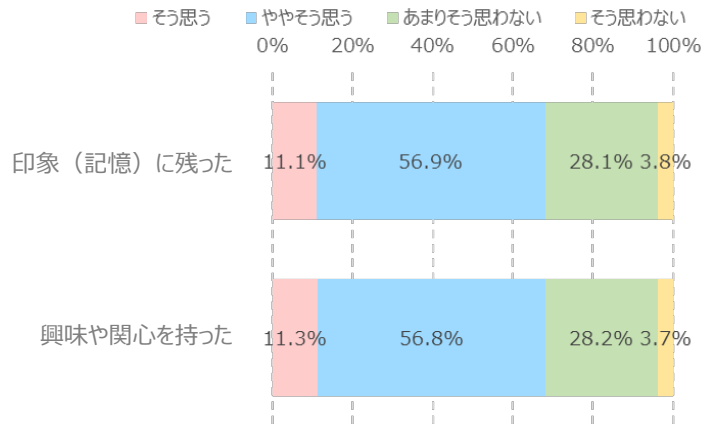
64.4%

※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

【救済制度紹介動画の評価】(Q20)

(n=2,297)

単一回答



そう思う計

68.0%

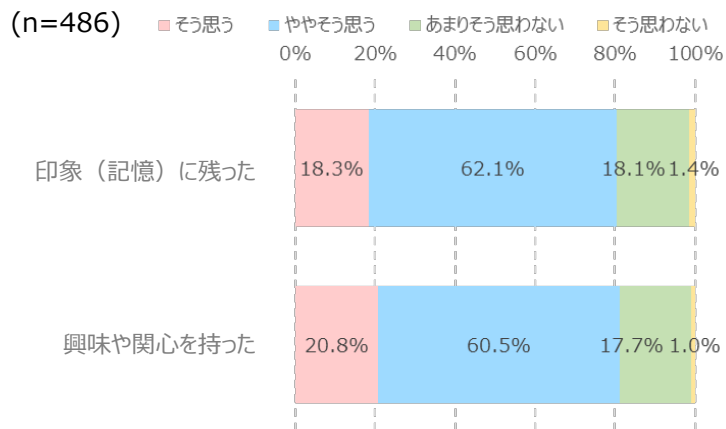
68.1%

※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

- テレビCMの評価（そう思う+ややそう思う）について、「印象(記憶)に残った」は75%、「興味や関心を持った」は73%。
- 救済制度紹介動画の評価（そう思う+ややそう思う）について、「印象(記憶)に残った」、「興味や関心を持った」はともに68%。
- ポスターの評価（そう思う+ややそう思う）について、「印象(記憶)に残った」、「興味や関心を持った」はともに64%。

【院内ビジョン、薬局ビジョンのCM評価】(Q25)

※院内ビジョン、薬局ビジョンのCM認知者ベース



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

単一回答

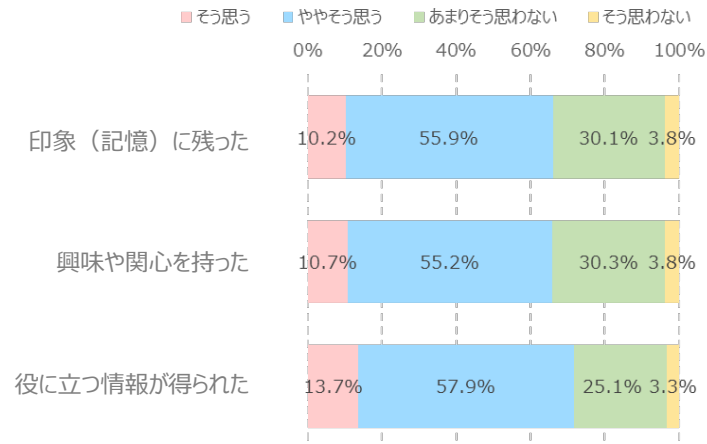
そう思う計

80.5%

81.3%

【救済制度特設サイトの評価】(Q29)

(n=2,357)



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

単一回答

認知計

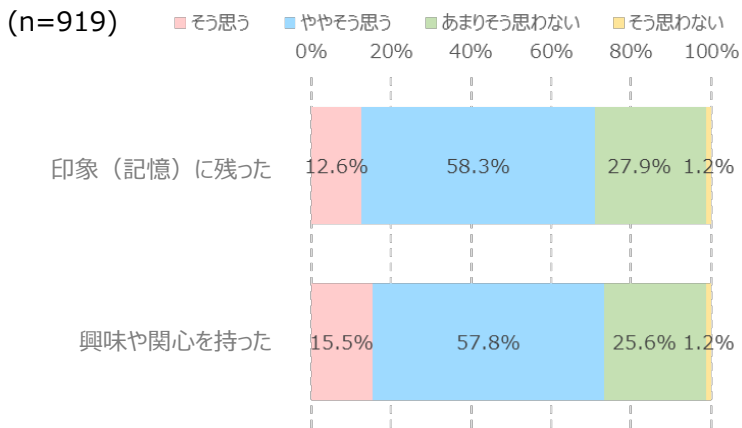
66.1%

65.9%

71.6%

【専門雑誌の広告の評価】(Q27)

※専門雑誌の広告認知者ベース



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

単一回答

そう思う計

70.9%

73.2%

- 院内ビジョン、薬局ビジョンのCM評価（そう思う+ややそう思う）について、「印象（記憶）に残った」、「興味や関心を持った」はともに81%。
- 専門雑誌の広告の評価（そう思う+ややそう思う）について、「印象（記憶）に残った」は71%、「興味や関心を持った」は73%。
- 救済制度特設サイトの評価（そう思う+ややそう思う）で最も高かった項目は「役に立つ情報が得られた」72%。次いで、「印象（記憶）に残った」、「興味や関心を持った」はともに66%。

調査結果

R7_Q5/R6_Q6. あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

R7_Q6/R6_Q7. あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

- 「医薬品副作用被害救済制度」の認知率（知っている＋聞いたことがある）は84%。「知っている」が半数以上を占めた。
- 「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は73%で、R6と同様に「医薬品副作用被害救済制度」よりも低い結果となっている。
- 両方とも認知率はR6より上回っている。

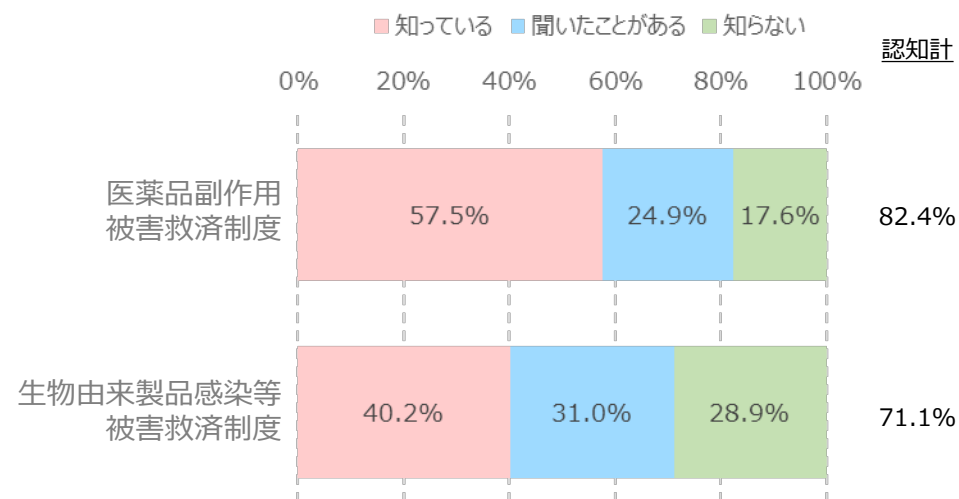
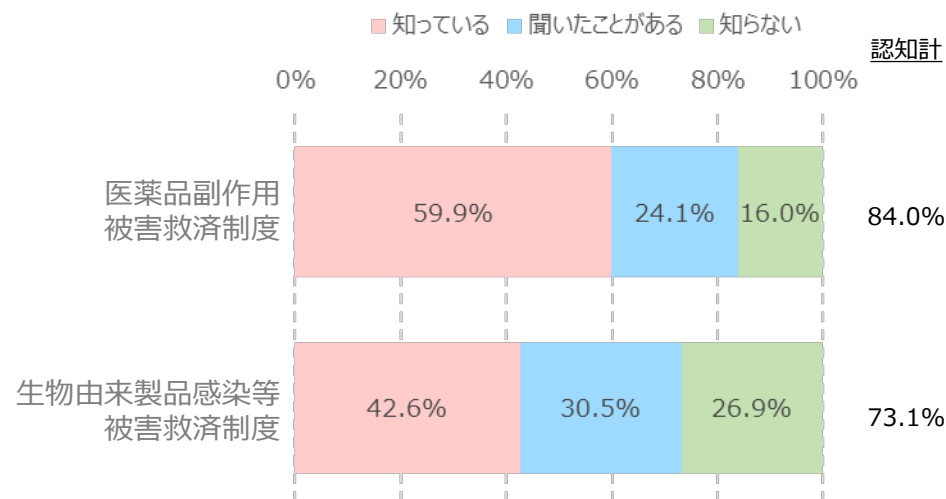
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=2,357)

(n=2,410)



※認知計：「知っている」＋「聞いたことがある」

R7_Q5/R6_Q6. あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

- 医師における認知率（知っている＋聞いたことがある）は93%と高い。病院勤務の医師のほうが「知っている」の回答が診療所勤務の医師を若干上回っている。
- 薬剤師における認知率は98%にも達する。看護師の認知率は62%でR6から5pt増加しており、職種別では最も低い。
- 歯科医師の認知率は87%であり、R6との比較では微増。医療ソーシャルワーカーの認知率は74%でやや低い。

n=30以上の場合

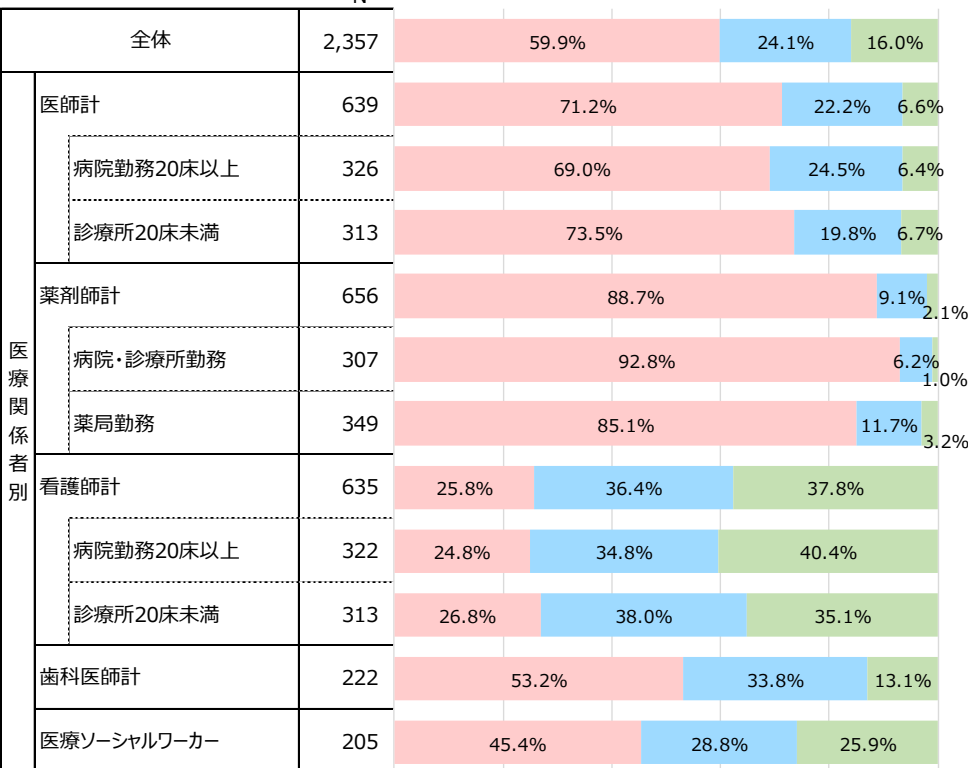
【比率の差】



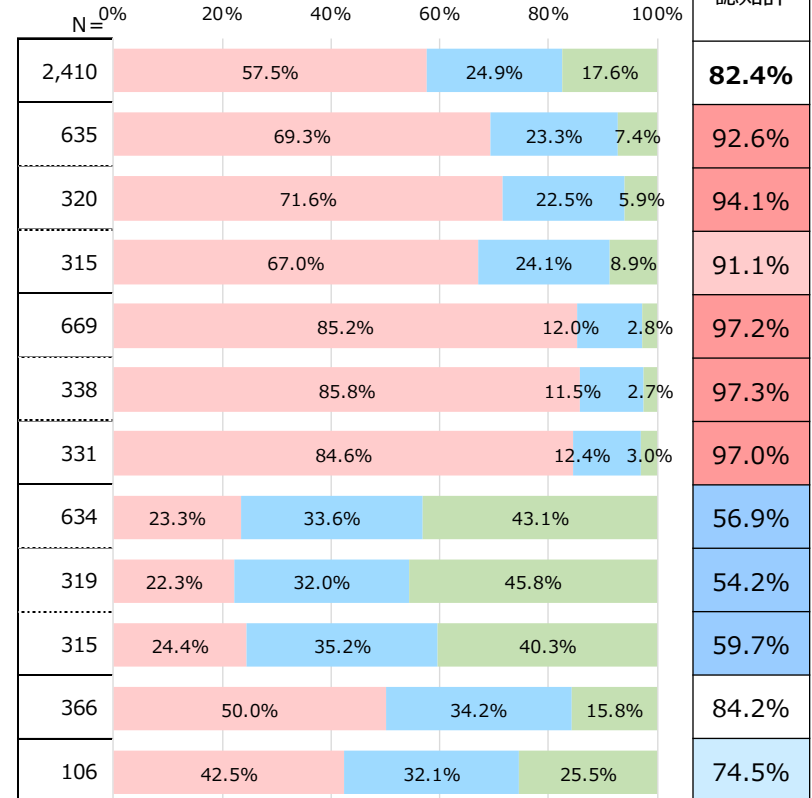
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



認知計
84.0%
93.4%
93.6%
93.3%
97.9%
99.0%
96.8%
62.2%
59.6%
64.9%
86.9%
74.1%



認知計
82.4%
92.6%
94.1%
91.1%
97.2%
97.3%
97.0%
56.9%
54.2%
59.7%
84.2%
74.5%

※認知計：「知っている」+「聞いたことがある」

2. 生物由来製品感染等被害救済制度認知

R7_Q6/R6_Q7. あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

- 医師の認知率（知っている + 聞いたことがある）は80%で、病院勤務の医師のほうが診療所勤務の医師の認知率を上回っている。
- 薬剤師の認知率は85%で、医師よりも高い。R6と同様、病院・診療所勤務、薬剤師のほうが、薬局勤務よりも認知率が高い。
- 看護師の認知率は58%、歯科医師の認知率は72%で、どちらもR6と比較して認知率は増加している。
- 医療ソーシャルワーカーの認知率は59%でやや低い。R6より8pt減少。

n=30以上の場合

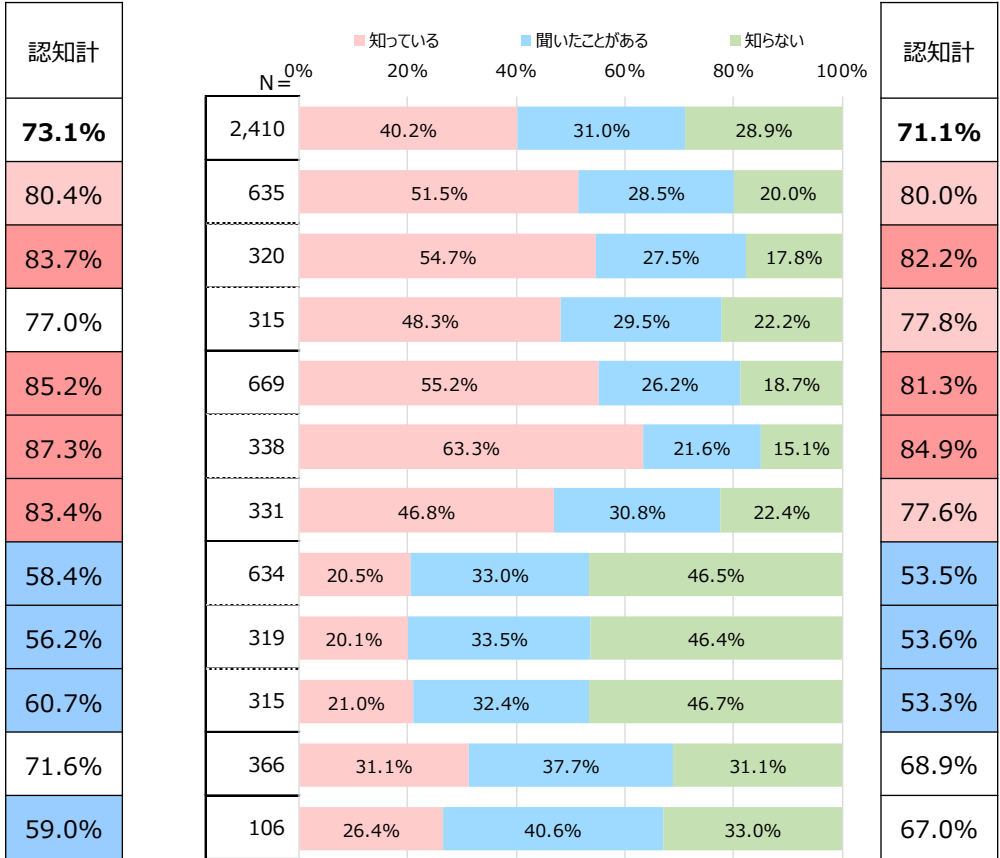
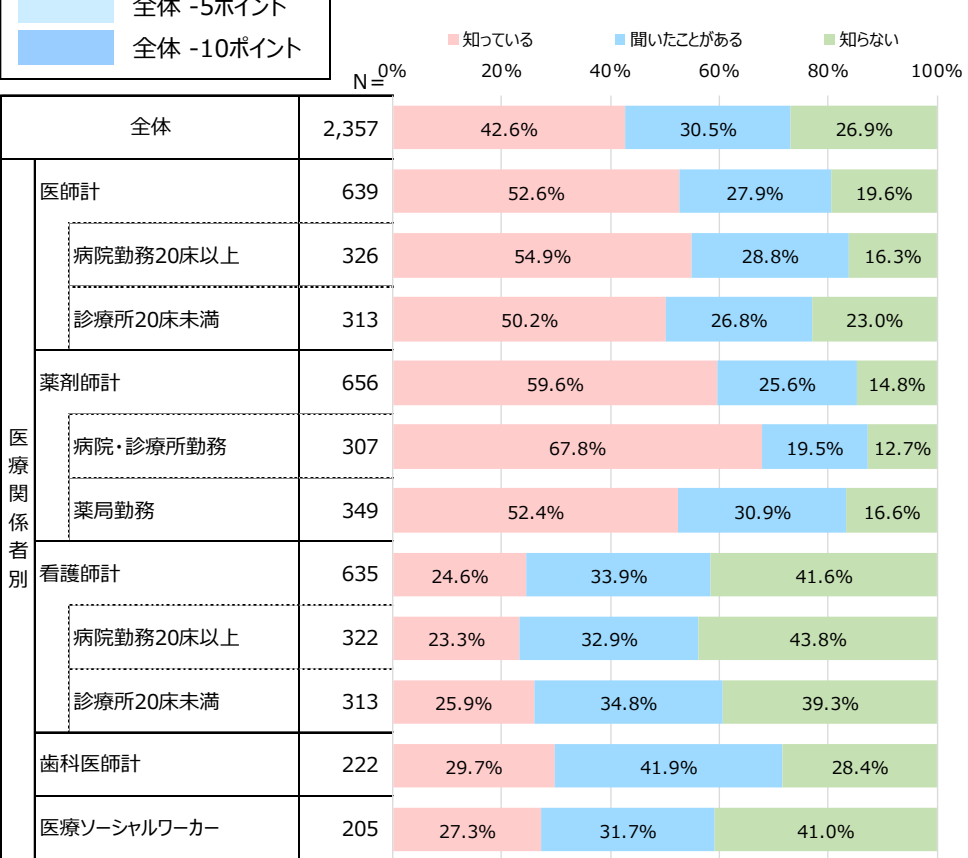
【比率の差】



単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



※認知計：「知っている」+「聞いたことがある」

3. 患者向医薬品ガイドの業務内活用の有無

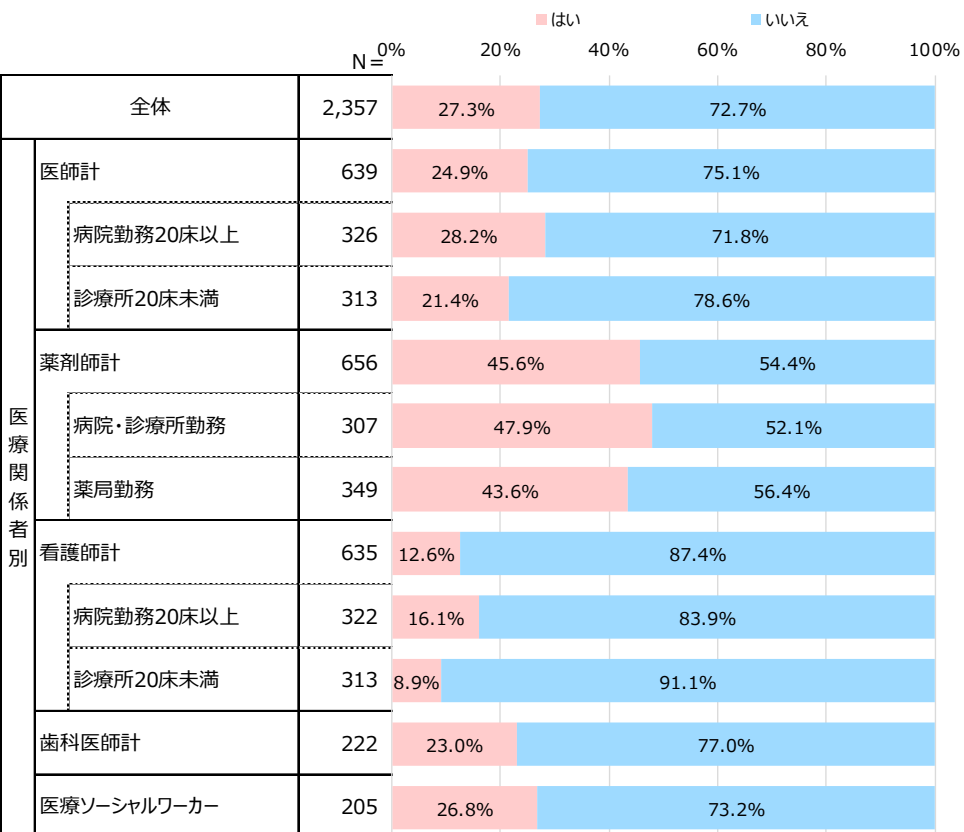
(New) R7_Q7.「患者向医薬品ガイド」は、患者の皆様や家族の方などに、医療用医薬品の正しい理解と重大な副作用の早期発見などに役立てていただくために、製造販売業者が作成し、PMDA及び厚生労働省が内容を確認して提供しているものです。服薬指導の際にも役立てていただくことができます。「患者向医薬品ガイド」を業務に活用したことがありますか。

- 医師の活用率は25%で、病院勤務の医師のほうが診療所勤務の医師の活用率を上回っている。
- 薬剤師の活用率は46%で、全職種において最も高い。病院・診療所勤務、薬剤師のほうが、薬局勤務よりも活用率が高い。
- 看護師の活用率は13%で、最も低い。病院勤務の看護師のほうが診療所勤務の看護師の活用率を上回っている。
- 歯科医師の活用率は23%。医療ソーシャルワーカーの活用率は27%でやや低い。

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



※令和6年度実施なし

4. 医薬品副作用被害救済制度内容認知

R7_Q8/R6_Q8. 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

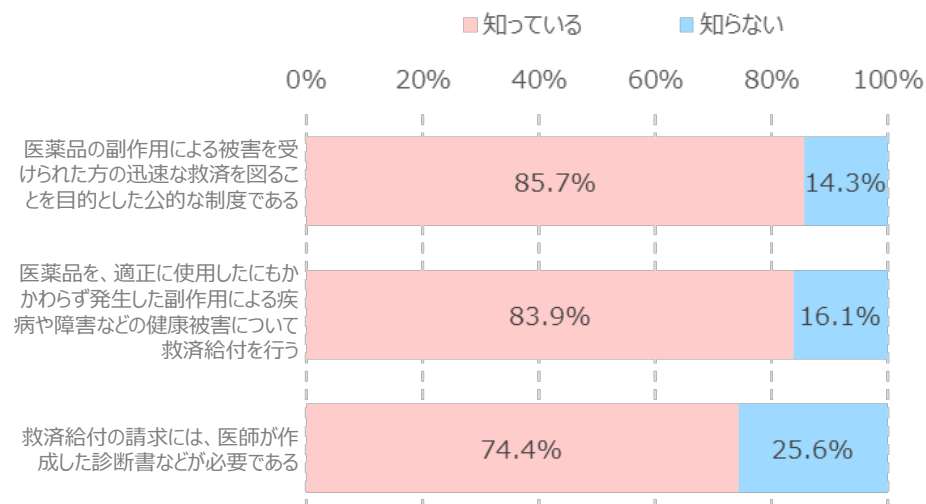
- 「医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」の認知率は86%。
- 「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の認知率は84%。
- 「救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である」の認知率は74%。
- 全項目において、認知率はR6より微減。

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

単一回答

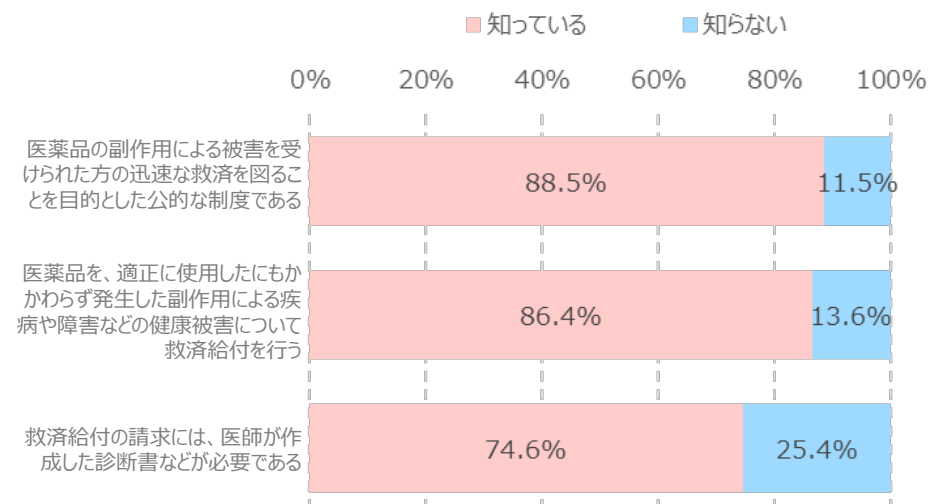
令和7年度調査

(n=1,979)



令和6年度調査

(n=1,986)



4. 医薬品副作用被害救済制度内容認知

R7_Q8/R6_Q8. 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

- 認知率（知っている）は高い順に薬剤師94%、医師89%、医療ソーシャルワーカー83%、歯科医師81%、看護師70%である。
- 看護師はR6と同様、全職種で最も低く、R6より7pt減少。

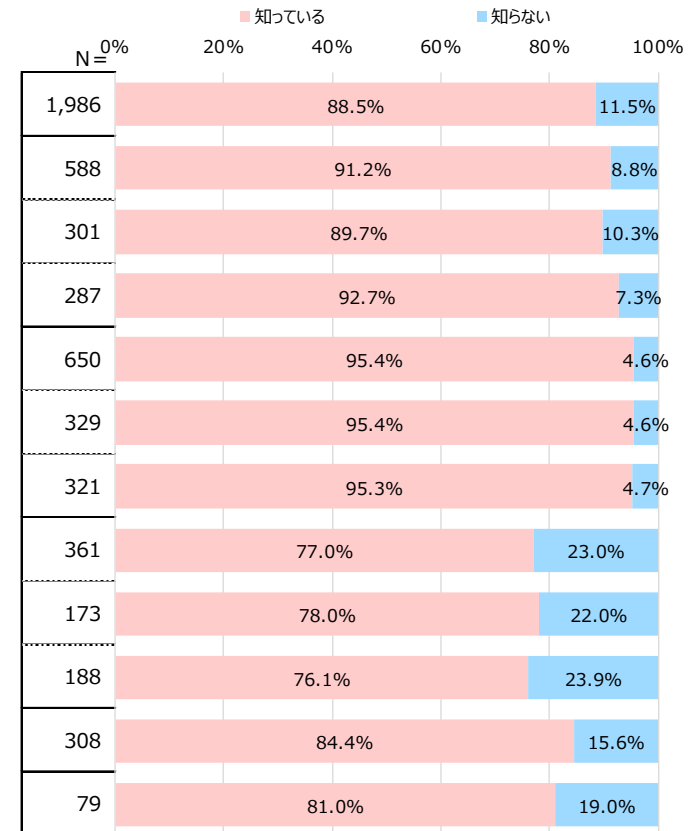
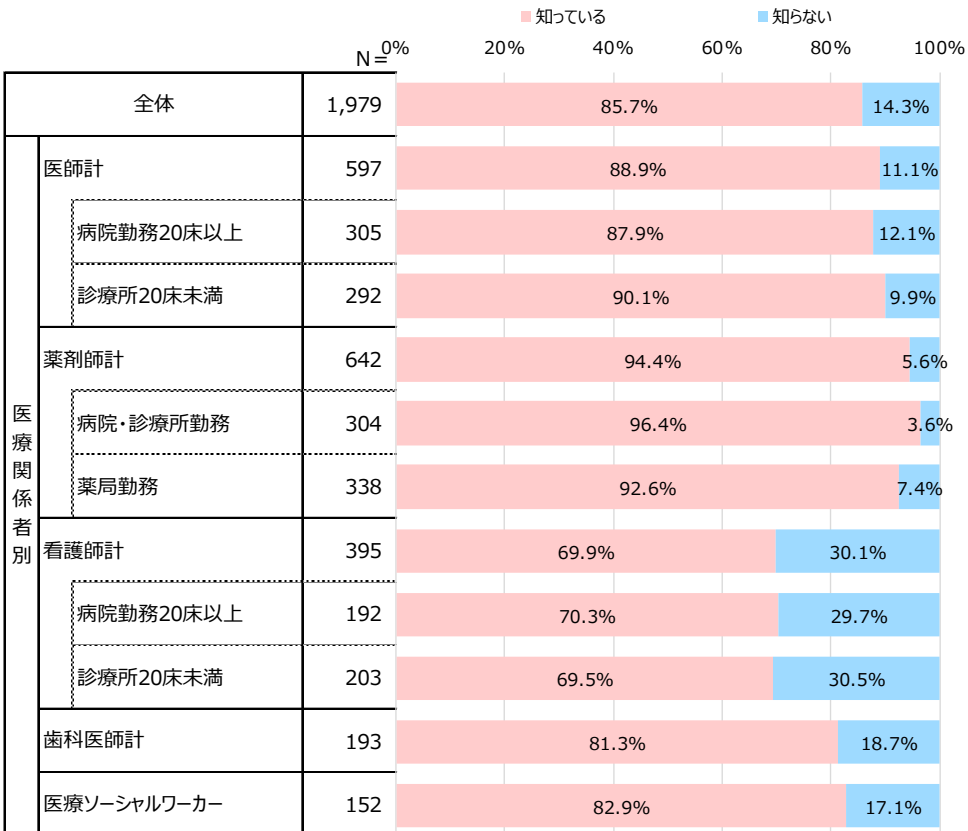
※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



4. 医薬品副作用被害救済制度内容認知

R7_Q8/R6_Q8. 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

- 認知率（知っている）は高い順に薬剤師94%、医師90%、歯科医師77%、医療ソーシャルワーカー76%、看護師65%。
- R6と比較して薬剤師はほぼ横ばい、それ以外の職種において若干減少している。

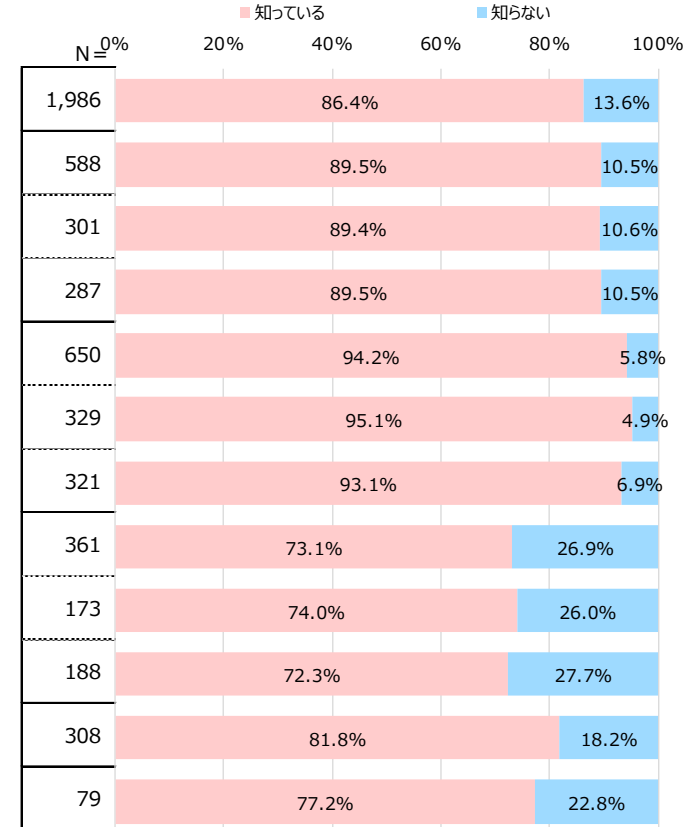
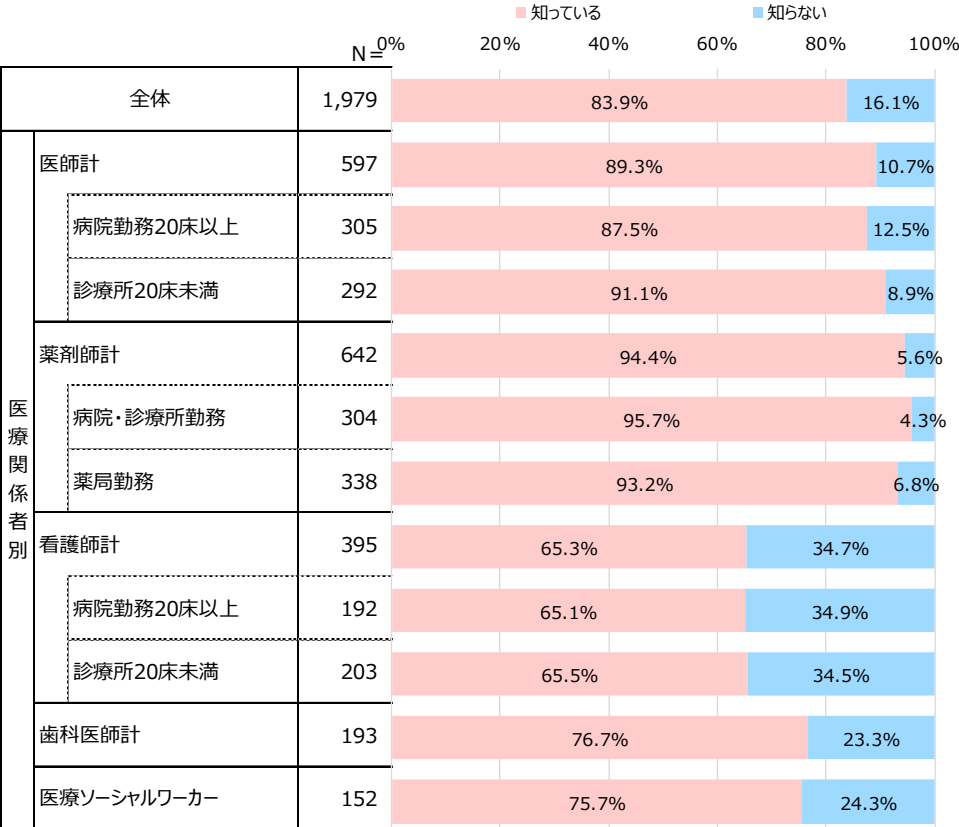
※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



4. 医薬品副作用被害救済制度内容認知

R7_Q8/R6_Q8. 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

- 認知率（知っている）は高い順に薬剤師82%、医師78%、医療ソーシャルワーカー72%、歯科医師67%、看護師63%である。
- R6と比較して、薬剤師は4pt増加、看護師と医療ソーシャルワーカーはそれぞれ4pt減少している。

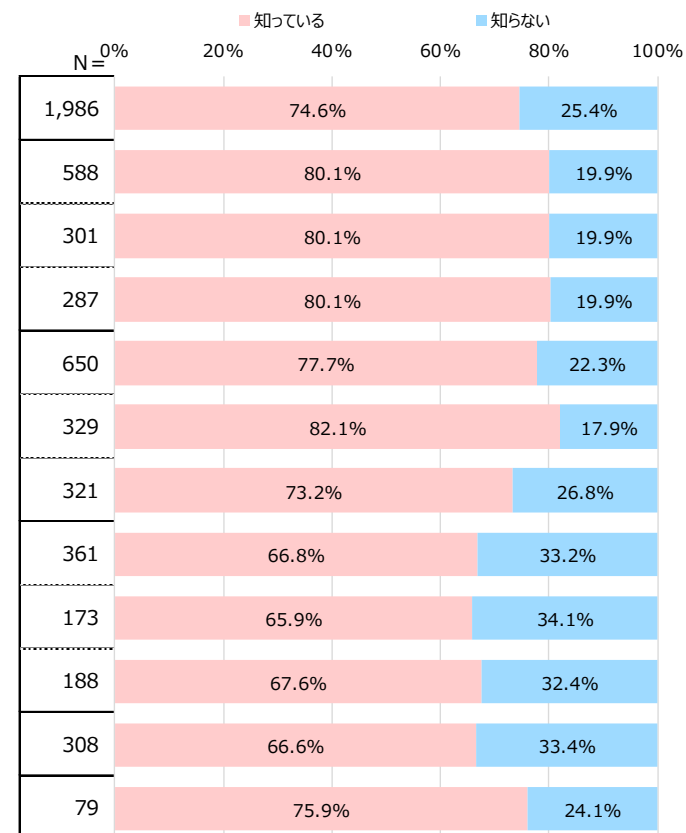
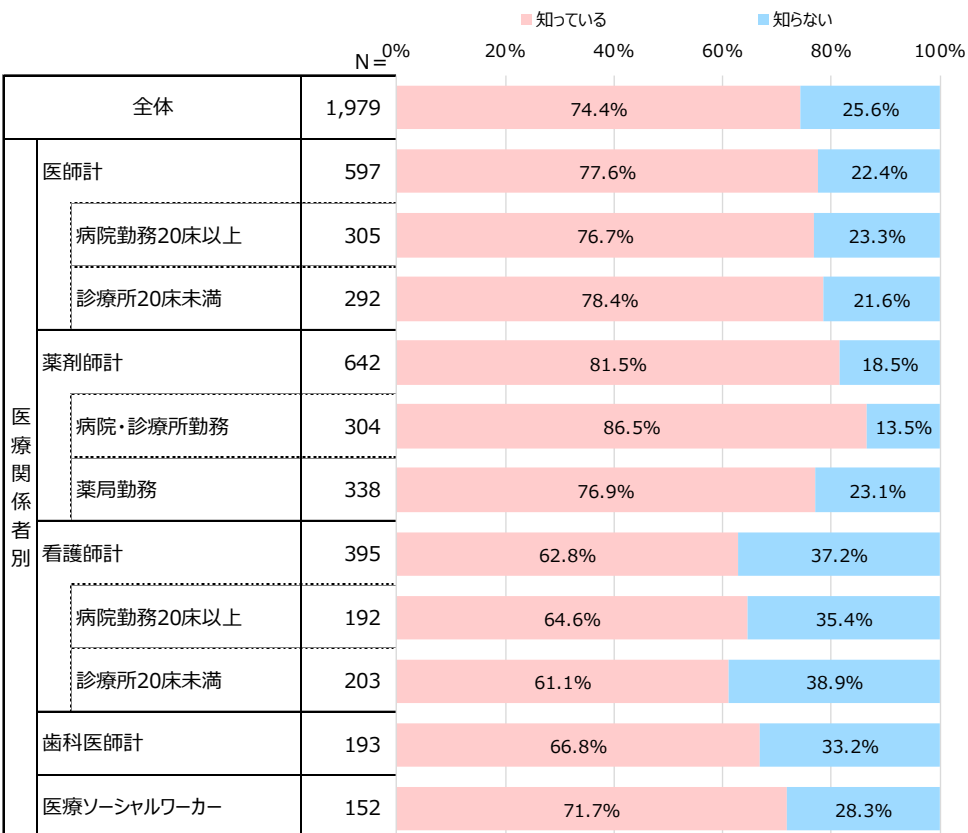
※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

【救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である】

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



5. 医薬品副作用被害救済制度運営主体認知

R7_Q9/R6_Q9. あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。

- 医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について、「医薬品医療機器総合機構（PMDA）」と正しく回答できたのは39%、R6より微増。

【医療関係者別】

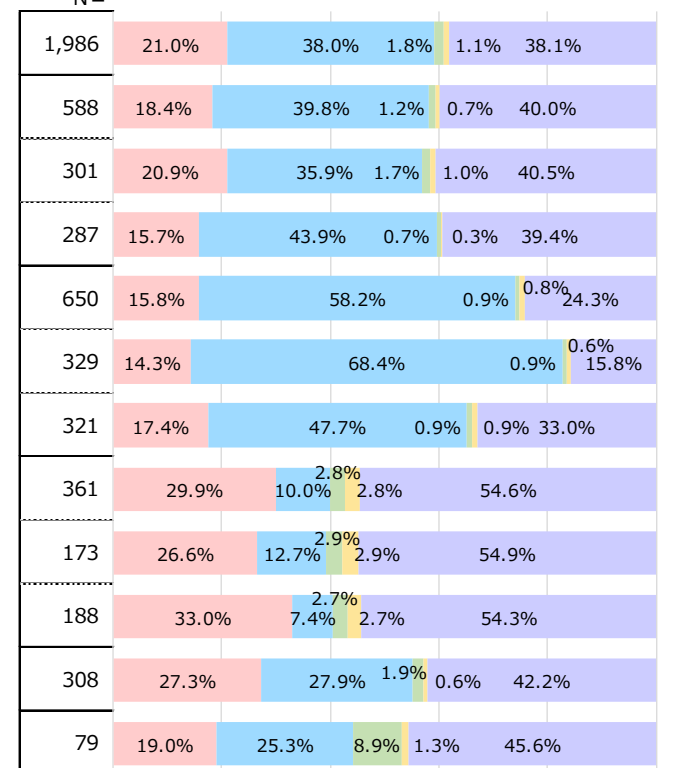
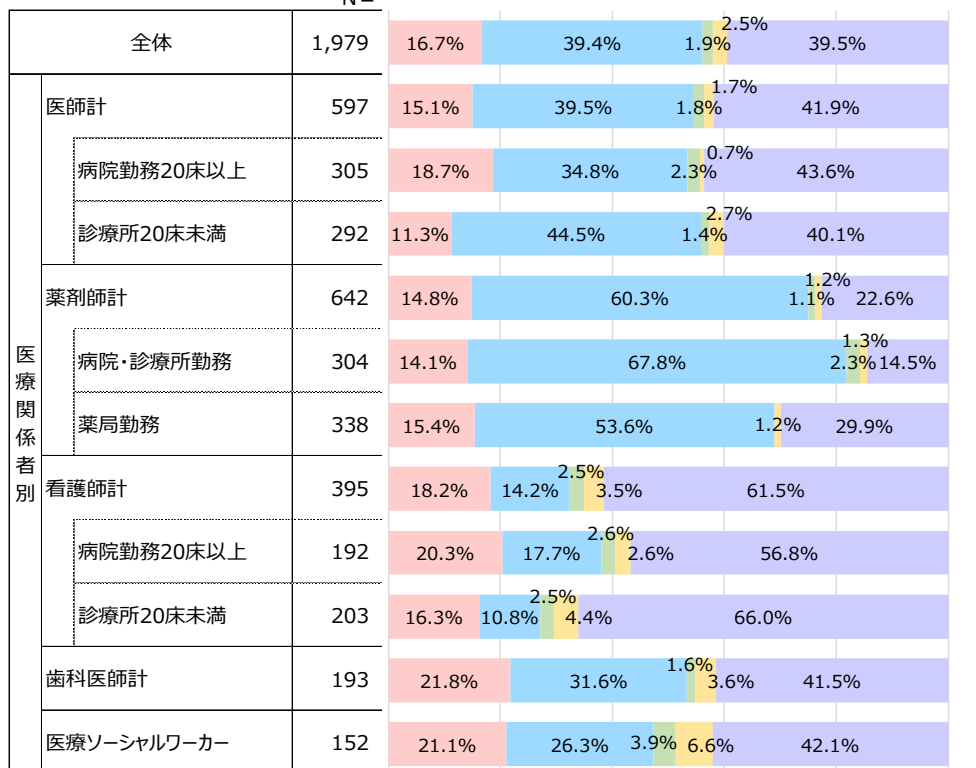
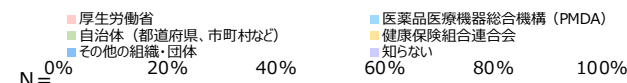
- 病院・診療所勤務の薬剤師で正答率68%、続いて薬局勤務の薬剤師54%、診療所勤務の医師45%の順であった。
- R6と同様、薬剤師の正答率が最も高かった。

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



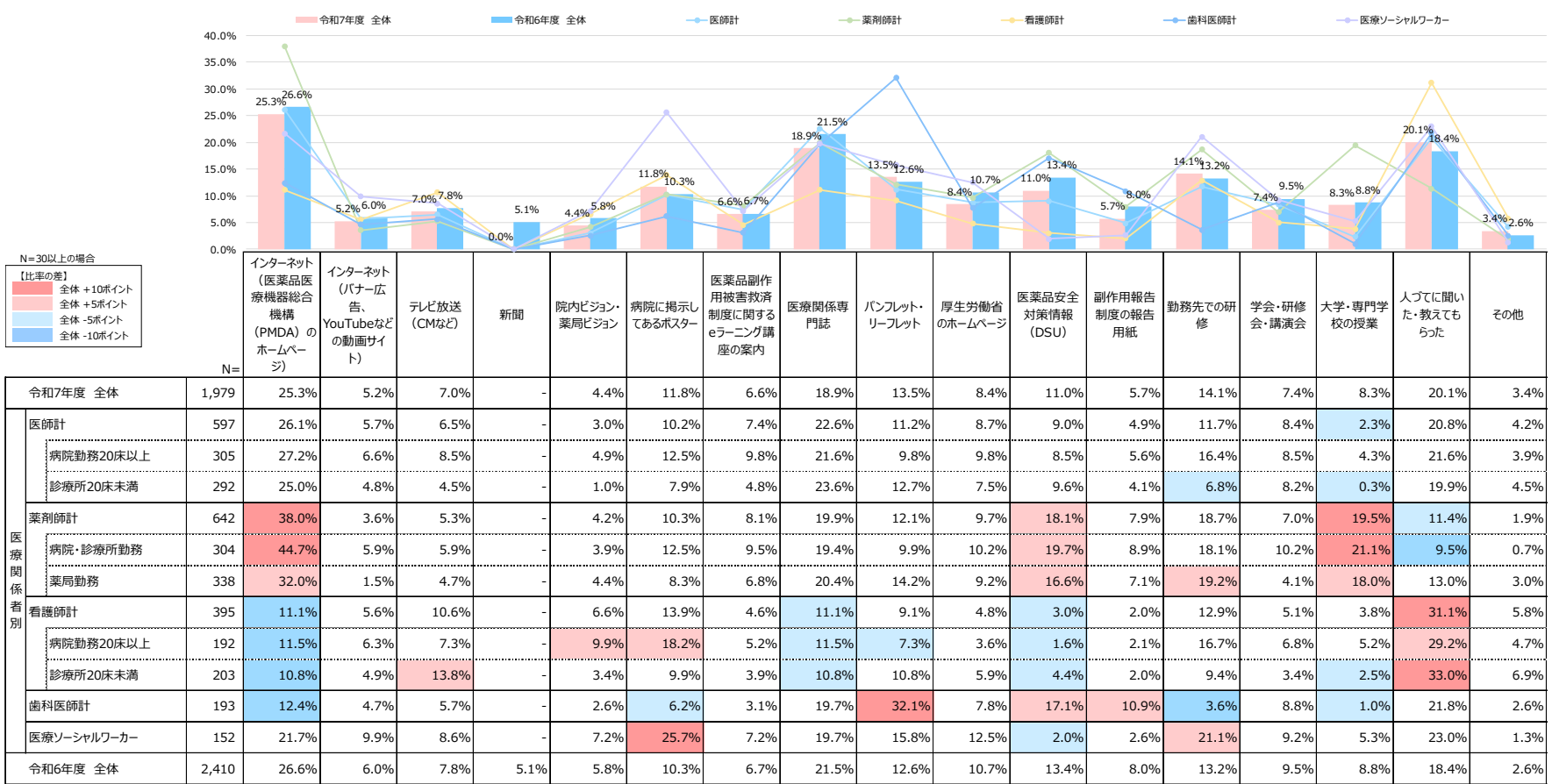
6. 医薬品副作用被害救済制度認知経路（媒体）

R7_Q10/R6_Q10. あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして（何から）知りましたか。または、どのようにして（何から）聞きましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

- 認知経路は、「PMDAのホームページ」25%、「人づてに聞いた・教えてもらった」20%、「医療関係専門誌」19%の順で多かった。
- 薬剤師は「PMDAのホームページ」「大学・専門学校の授業」、看護師は「人づてに聞いた・教えてもらった」、歯科医師は「パンフレット・リーフレット」、医療ソーシャルワーカーは「病院に掲示してあるポスター」が全体と比べて10pt以上高かった。

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

複数回答



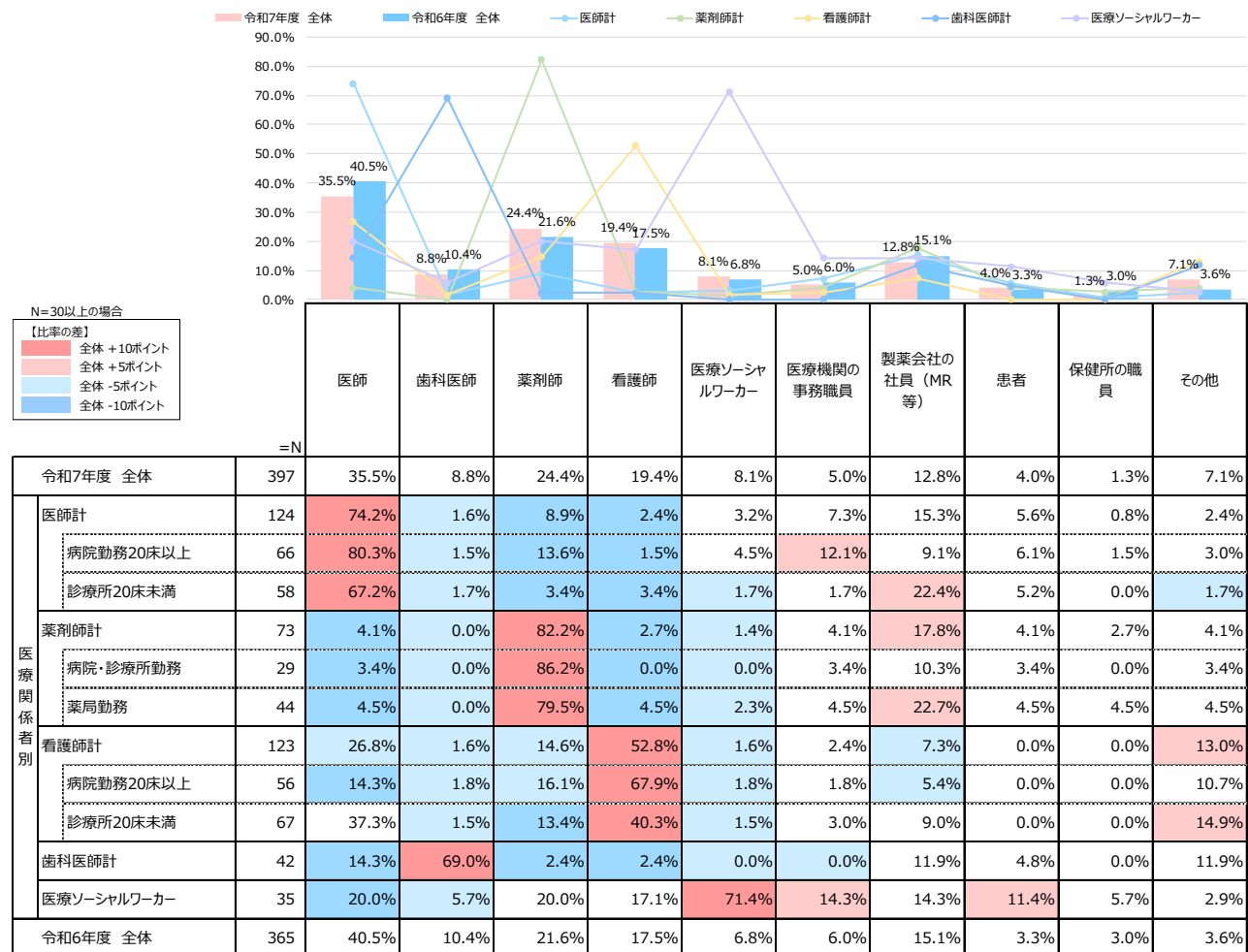
6. 医薬品副作用被害救済制度認知経路（人）

R7_Q11/R6_Q11. あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

- 「人づてに聞いた・教えてもらった」の中で、36%が「医師」からと回答しておりR6から5pt減少。「薬剤師」は3pt、「看護師」は2pt上昇している。
- R6と同様に、同一職種間のクチコミが圧倒的に高い。

※制度認知者かつ認知経路で「人づてに聞いた・教えてもらった」回答者ベース

複数回答



7. 医薬品副作用被害救済制度関与経験

R7_Q12/R6_Q12. あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと（制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など）がありますか。

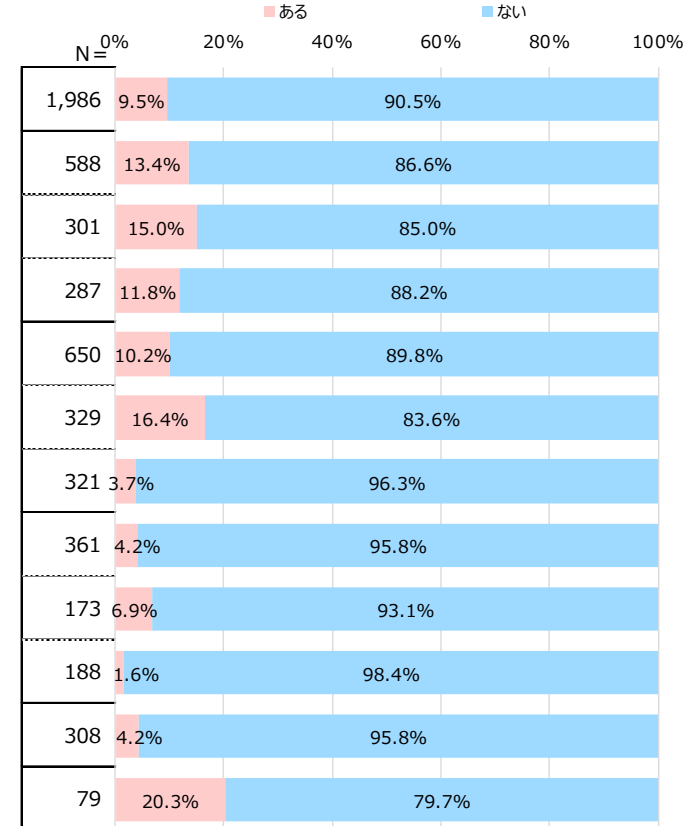
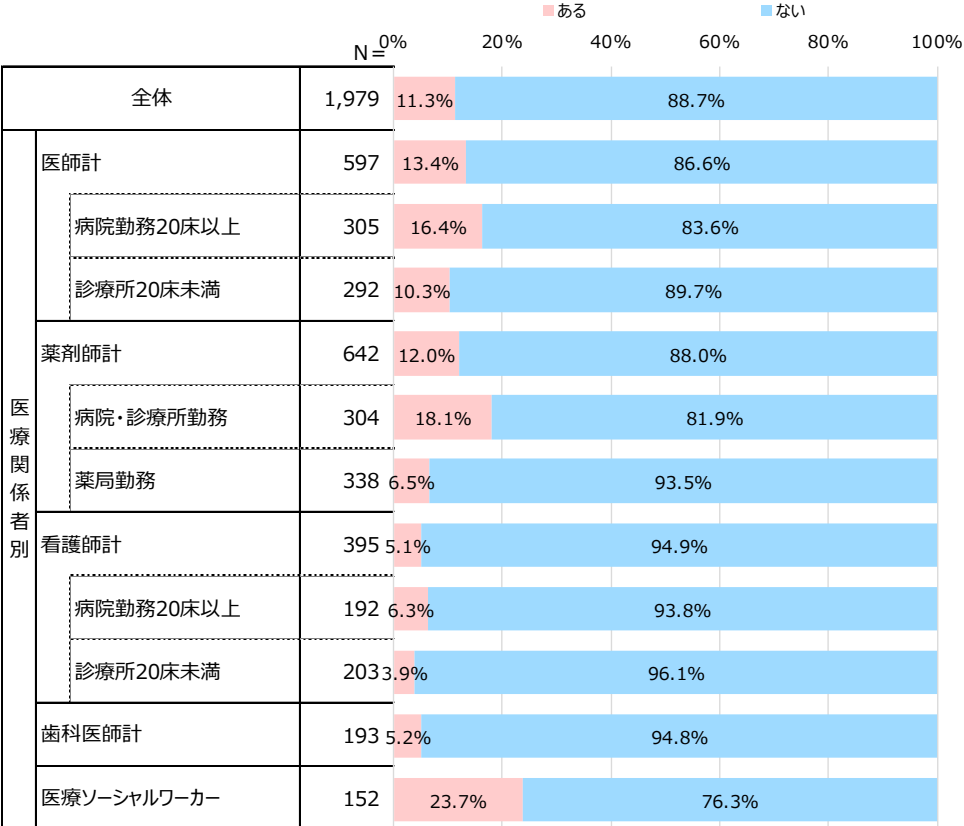
- 「医薬品副作用被害救済制度」に関わったことが「ある」との回答は11%で、R6から2pt上昇している。医療ソーシャルワーカーが最も高く、「医薬品副作用被害救済制度」に関わったことが「ある」との回答は24%占める。
- 【医療関係者別】
- すべての職種でR6より増加している。

※「医薬品副作用被害救済制度」認知者ベース

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



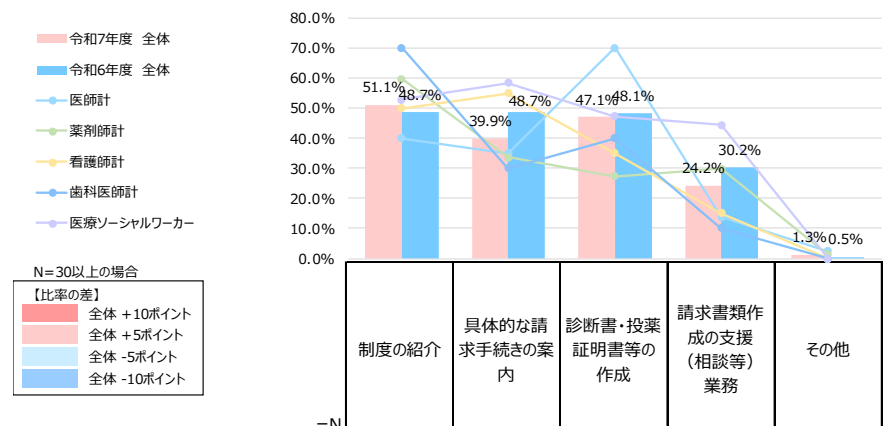
7. 医薬品副作用被害救済制度関与経験

R7_Q13/R6_Q13. 「医薬品副作用被害救済制度」の請求にどのような内容で関わりましたか。

- 関わったことが「ある」との回答は、「制度の紹介」はR6から上昇している。「具体的な請求手続きの案内」、「診断書・投薬証明書等の作成」と「請求書類作成の支援（相談等）業務」はR6から減少している。
- 【医療関係者別】
- 「診断書・投薬証明書等の作成」は診療所勤務の医師計で73%と目立った。

※「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったことが「ある」と回答された方ベース

複数回答



		=N	制度の紹介	具体的な請求手続きの案内	診断書・投薬証明書等の作成	請求書類作成の支援(相談等)業務	その他
令和7年度 全体		223	51.1%	39.9%	47.1%	24.2%	1.3%
医療関係者別	医師計	80	40.0%	35.0%	70.0%	13.8%	2.5%
	病院勤務20床以上	50	46.0%	32.0%	68.0%	16.0%	4.0%
	診療所20床未満	30	30.0%	40.0%	73.3%	10.0%	0.0%
	薬剤師計	77	59.7%	33.8%	27.3%	29.9%	1.3%
	病院・診療所勤務	55	63.6%	36.4%	25.5%	29.1%	0.0%
	薬局勤務	22	50.0%	27.3%	31.8%	31.8%	4.5%
	看護師計	20	50.0%	55.0%	35.0%	15.0%	0.0%
	病院勤務20床以上	12	41.7%	66.7%	33.3%	25.0%	0.0%
	診療所20床未満	8	62.5%	37.5%	37.5%	0.0%	0.0%
	歯科医師計	10	70.0%	30.0%	40.0%	10.0%	0.0%
	医療ソーシャルワーカー	36	52.8%	58.3%	47.2%	44.4%	0.0%
	令和6年度 全体		189	48.7%	48.7%	48.1%	30.2%

8. 医薬品副作用被害救済制度給付請求時の支援部署の有無

R7_Q14/R6_Q14. 患者さんが「医薬品副作用被害救済制度」に係る給付請求を行う場合、貴医療機関では、請求書作成等の手続きを支援する部署（担当）がありますか。

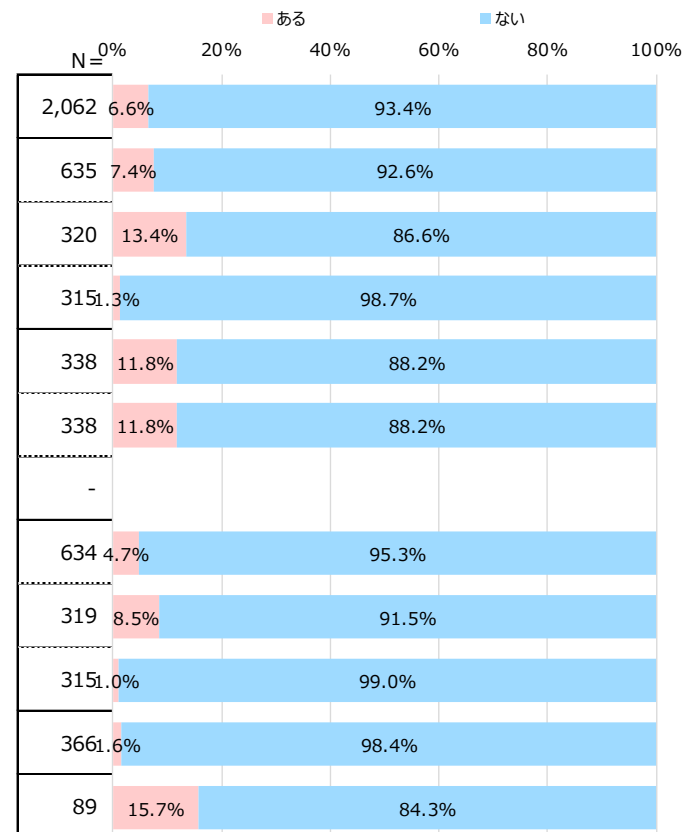
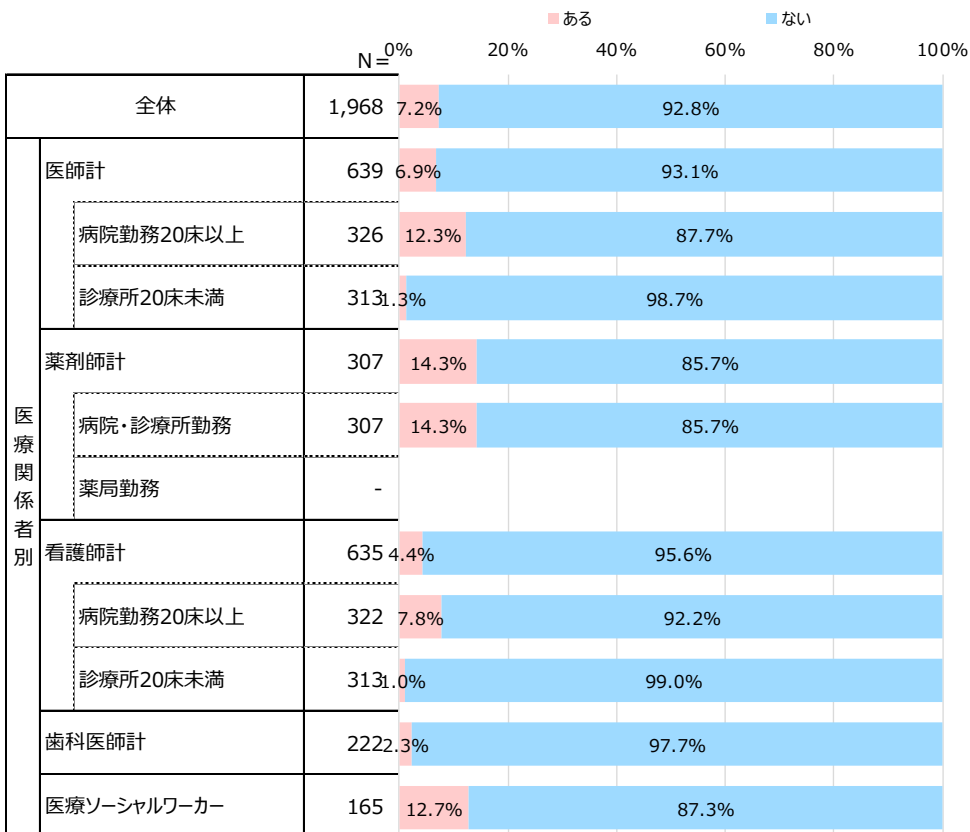
- 「医薬品副作用被害救済制度」の請求書作成等の手続きを支援する部署（担当者）が「ある」と回答したのは7%であり、R6と横ばい。
- R6と同様に、病院勤務の医師、看護師の方が診療所勤務の医師や看護師よりも高い。

※病院・診療所勤務の方ベース

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



9. 医薬品副作用被害救済制度推奨意向

R7_Q15/R6_Q15. あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

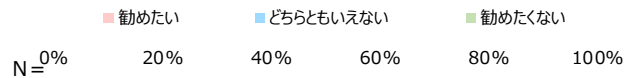
- 「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについては、「勧めたい」は49%で、「勧めたくない」は4%であった。

【医療関係者別】

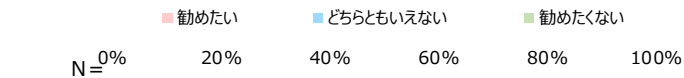
- R6と比較して、「勧めたい」が薬剤師のみ微減、それ以外の職種は上昇している。

単一回答

令和7年度調査



令和6年度調査



		N	勧めたい (%)	どちらともいえない (%)	勧めたくない (%)
全体		2,357	49.0%	47.1%	4.0%
医療関係者別	医師計	639	55.6%	40.5%	3.9%
	病院勤務20床以上	326	58.0%	38.0%	4.0%
	診療所20床未満	313	53.0%	43.1%	3.8%
	薬剤師計	656	58.8%	39.5%	1.7%
	病院・診療所勤務	307	63.5%	34.9%	1.6%
	薬局勤務	349	54.7%	43.6%	1.7%
	看護師計	635	33.7%	60.5%	5.8%
	病院勤務20床以上	322	37.9%	56.2%	5.9%
	診療所20床未満	313	29.4%	64.9%	5.8%
	歯科医師計	222	50.0%	46.8%	3.2%
医療ソーシャルワーカー	205	42.9%	50.2%	6.8%	

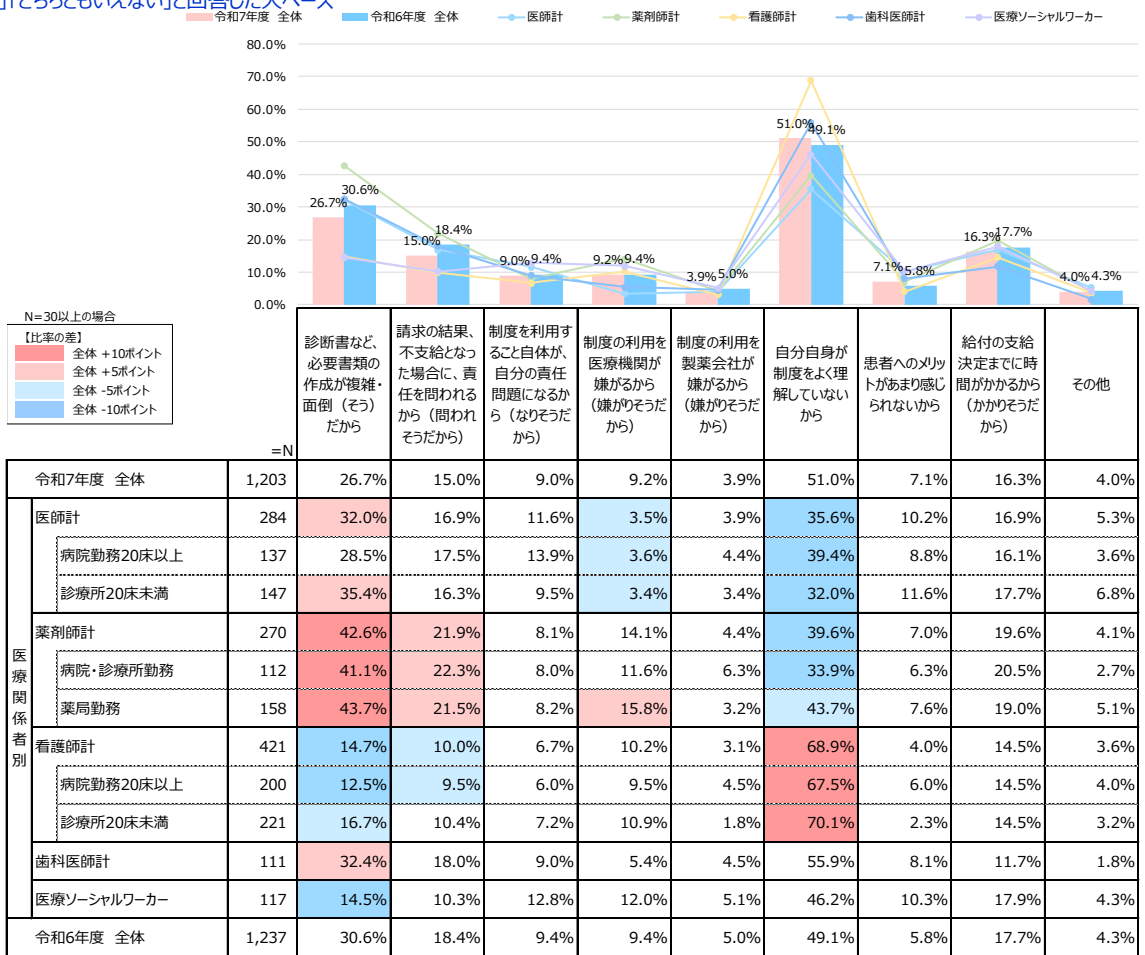
		N	勧めたい (%)	どちらともいえない (%)	勧めたくない (%)
全体		2,410	48.7%	46.3%	5.0%
医療関係者別	医師計	635	53.9%	40.6%	5.5%
	病院勤務20床以上	320	56.3%	40.3%	3.4%
	診療所20床未満	315	51.4%	41.0%	7.6%
	薬剤師計	669	60.4%	36.2%	3.4%
	病院・診療所勤務	338	60.1%	35.5%	4.4%
	薬局勤務	331	60.7%	36.9%	2.4%
	看護師計	634	31.9%	60.6%	7.6%
	病院勤務20床以上	319	33.2%	60.2%	6.6%
	診療所20床未満	315	30.5%	61.0%	8.6%
	歯科医師計	366	49.5%	48.4%	2.2%
医療ソーシャルワーカー	106	41.5%	51.9%	6.6%	

R7_Q16/R6_Q16. あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。

- 「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」51%。続いて、「診断書など、必要書類が複雑・面倒（そう）だから」27%、「給付の支給決定までに時間がかかるから（かかりそうだから）」16%である。
- 【医療関係者別】
- 理由「自分自身が制度をよく理解していないから」では看護師が高い。
- 理由「診断書など、必要書類が複雑・面倒（そう）だから」では薬剤師が高い。

※「医薬品副作用被害救済制度」を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース

複数回答



N=30以上の場合
【比率の差】
全体 +10ポイント
全体 +5ポイント
全体 -5ポイント
全体 -10ポイント

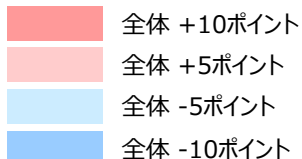
医療関係者別	令和7年度 全体	理由	割合	ポイント	割合	ポイント	割合	ポイント	割合	ポイント	割合	ポイント	割合	ポイント
令和7年度 全体	1,203	診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒（そう）だから	26.7%	+10	15.0%	-5	9.0%	-5	9.2%	-5	3.9%	-5	51.0%	+10
医療関係者別	医師計	284	32.0%	+5	16.9%	-5	11.6%	-5	3.5%	-5	3.9%	-5	35.6%	+5
	病院勤務20床以上	137	28.5%	+5	17.5%	-5	13.9%	-5	3.6%	-5	4.4%	-5	39.4%	+5
	診療所20床未満	147	35.4%	+10	16.3%	-5	9.5%	-5	3.4%	-5	3.4%	-5	32.0%	+5
	薬剤師計	270	42.6%	+10	21.9%	-5	8.1%	-5	14.1%	+5	4.4%	-5	39.6%	+5
	病院・診療所勤務	112	41.1%	+10	22.3%	-5	8.0%	-5	11.6%	+5	6.3%	-5	33.9%	+5
	薬局勤務	158	43.7%	+10	21.5%	-5	8.2%	-5	15.8%	+5	3.2%	-5	43.7%	+10
	看護師計	421	14.7%	-5	10.0%	-5	6.7%	-5	10.2%	+5	3.1%	-5	68.9%	+10
	病院勤務20床以上	200	12.5%	-5	9.5%	-5	6.0%	-5	9.5%	+5	4.5%	-5	67.5%	+10
	診療所20床未満	221	16.7%	-5	10.4%	-5	7.2%	-5	10.9%	+5	1.8%	-5	70.1%	+10
	歯科医師計	111	32.4%	+5	18.0%	-5	9.0%	-5	5.4%	-5	4.5%	-5	55.9%	+5
医療ソーシャルワーカー	117	14.5%	-5	10.3%	-5	12.8%	+5	12.0%	+5	5.1%	-5	46.2%	+5	
令和6年度 全体	1,237	30.6%	+5	18.4%	-5	9.4%	-5	9.4%	-5	5.0%	-5	49.1%	+5	

R7_Q17/R6_Q17. あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。

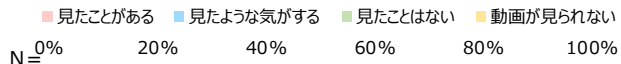
- テレビCMの認知率（見たことがある＋見たような気がする）は36%で、R6から10pt増加。
- 【医療関係者別】
- 歯科医師の認知率が最も高く48%となり、全体と比べて10pt以上高かった。
- 病院・診療所勤務の薬剤師が44%で続く。病院勤務の看護師が28%で最も低い。

n=30以上の場合

【比率の差】



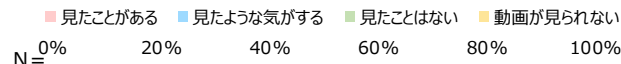
令和7年度調査



医療関係者別	職種	N	見たことがある	見たような気がする	見たことはない	動画が見られない	認知計
全体		2,357	13.1%	22.8%	61.1%	3.0%	35.9%
医療関係者別	医師計	639	10.8%	19.6%	67.4%	2.2%	30.4%
	病院勤務20床以上	326	11.3%	18.7%	67.2%	2.8%	30.1%
	診療所20床未満	313	10.2%	20.4%	67.7%	1.6%	30.7%
	薬剤師計	656	17.2%	23.3%	55.5%	4.0%	40.5%
	病院・診療所勤務	307	19.2%	24.4%	53.1%	3.3%	43.6%
	薬局勤務	349	15.5%	22.3%	57.6%	4.6%	37.8%
	看護師計	635	9.4%	21.3%	66.6%	2.7%	30.7%
	病院勤務20床以上	322	7.8%	19.9%	69.3%	3.1%	27.6%
	診療所20床未満	313	11.2%	22.7%	63.9%	2.2%	33.9%
	歯科医師計	222	15.8%	32.4%	50.0%	1.8%	48.2%
医療ソーシャルワーカー	205	15.1%	25.4%	54.6%	4.9%	40.5%	

単一回答

令和6年度調査



医療関係者別	職種	N	見たことがある	見たような気がする	見たことはない	動画が見られない	認知計
全体		2,410	7.0%	19.3%	71.0%	2.7%	26.3%
医療関係者別	医師計	635	7.2%	16.9%	72.8%	3.1%	24.1%
	病院勤務20床以上	320	7.5%	17.5%	72.5%	2.5%	25.0%
	診療所20床未満	315	7.0%	16.2%	73.0%	3.8%	23.2%
	薬剤師計	669	8.8%	20.3%	68.6%	2.2%	29.1%
	病院・診療所勤務	338	11.8%	20.7%	64.2%	3.3%	32.5%
	薬局勤務	331	5.7%	19.9%	73.1%	1.2%	25.7%
	看護師計	634	5.0%	15.5%	76.5%	3.0%	20.5%
	病院勤務20床以上	319	6.6%	10.7%	79.9%	2.8%	17.2%
	診療所20床未満	315	3.5%	20.3%	73.0%	3.2%	23.8%
	歯科医師計	366	6.8%	26.0%	66.1%	1.1%	32.8%
医療ソーシャルワーカー	106	6.6%	27.4%	59.4%	6.6%	34.0%	

※認知計：「見たことがある」＋「見たような気がする」

R7_Q18/R6_Q18. 動画（TVCM）をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- テレビCMについて、最も評価された（そう思う+ややそう思う）項目は、「印象（記憶）に残った」は75%であり、R6より2pt上昇している。
- 「興味や関心を持った」が73%であり、R6と横ばい。

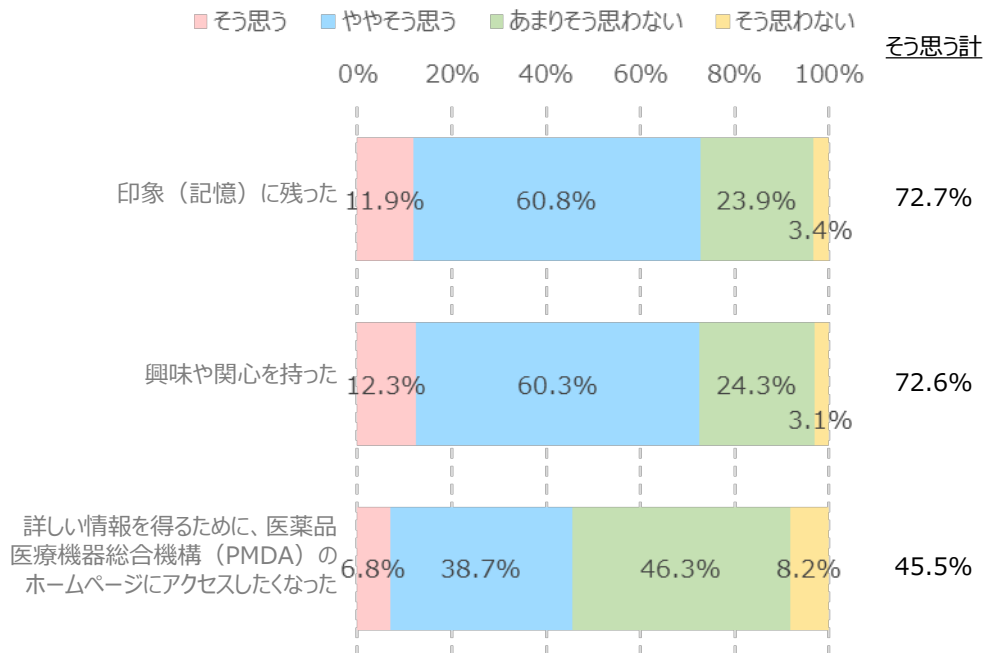
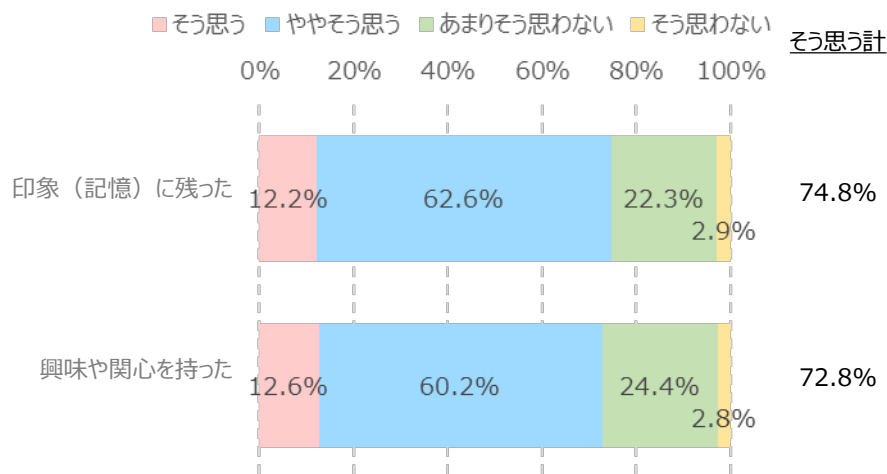
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=2,286)

(n=2,345)



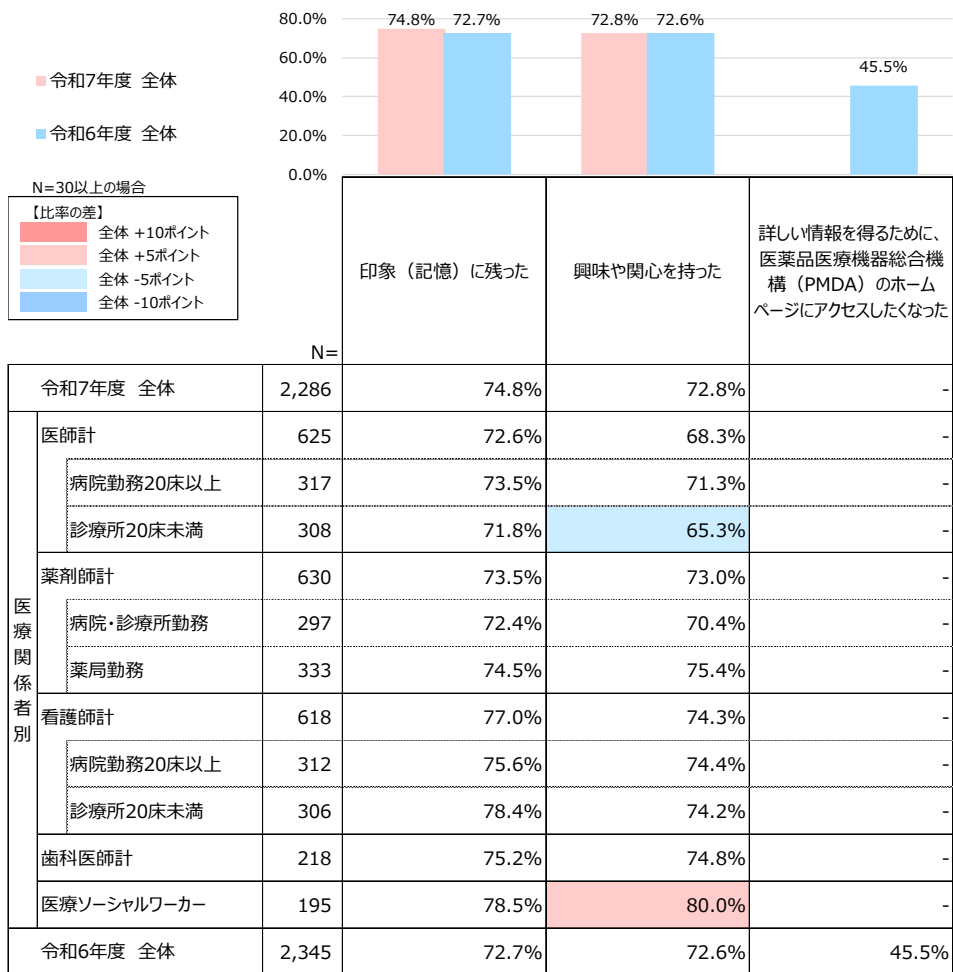
※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

R7_Q18/R6_Q18. 動画（TVCM）をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- テレビCMについて、「印象（記憶）に残った」「興味や関心を持った」と評価した（そう思う+ややそう思う）方は、両方ともR6より微増。
- 【医療関係者別】
- 2項目とも医療ソーシャルワーカーの割合が最も高く、診療所勤務の医師が最も低かった。

「そう思う計（そう思う） + （ややそう思う）」

単一回答



R7_Q19/R6_Q19. あなたは、インターネットサイトでこの動画を見たことがありますか。

●救済制度紹介動画の認知率（見たことがある + 見たような気がする）は14%で、R6より認知率は1pt上昇。

【医療関係者別】

●医療ソーシャルワーカーの認知率が22%で最も高く、病院勤務の看護師の認知率が9%で最も低かった。

n=30以上の場合

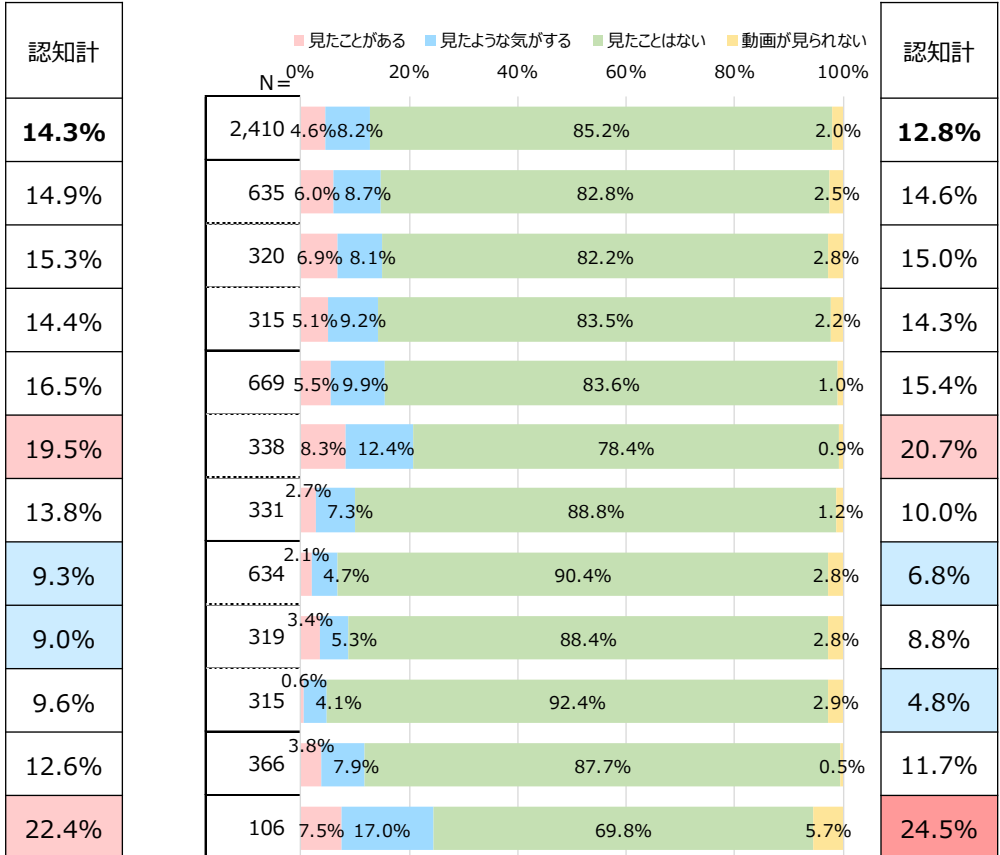
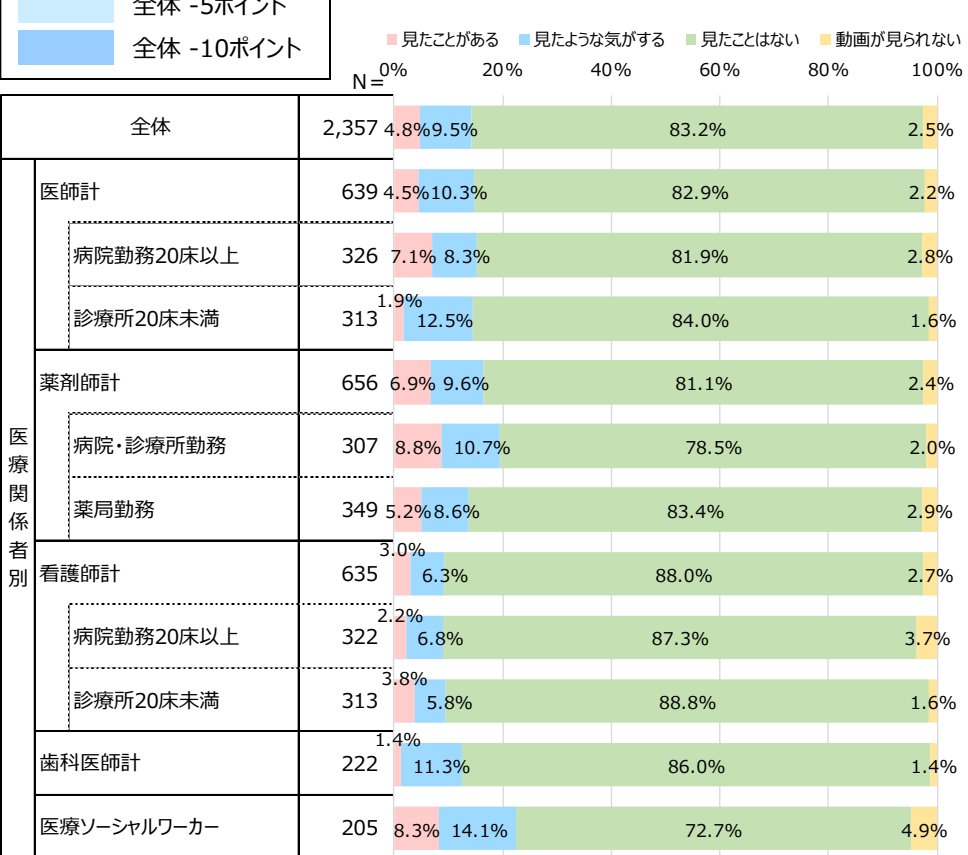
【比率の差】



令和7年度調査

令和6年度調査

単一回答



※認知計：「見たことがある」+「見たような気がする」

R7_Q20/R6_Q20. 動画（救済制度紹介動画）をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- 救済制度紹介動画の評価（そう思う+ややそう思う）は、「印象（記憶）に残った」と「興味や関心を持った」ともに68%であった。
- 「印象（記憶）に残った」の評価がR6と比べ1pt上昇、「興味や関心を持った」は3pt上昇している。

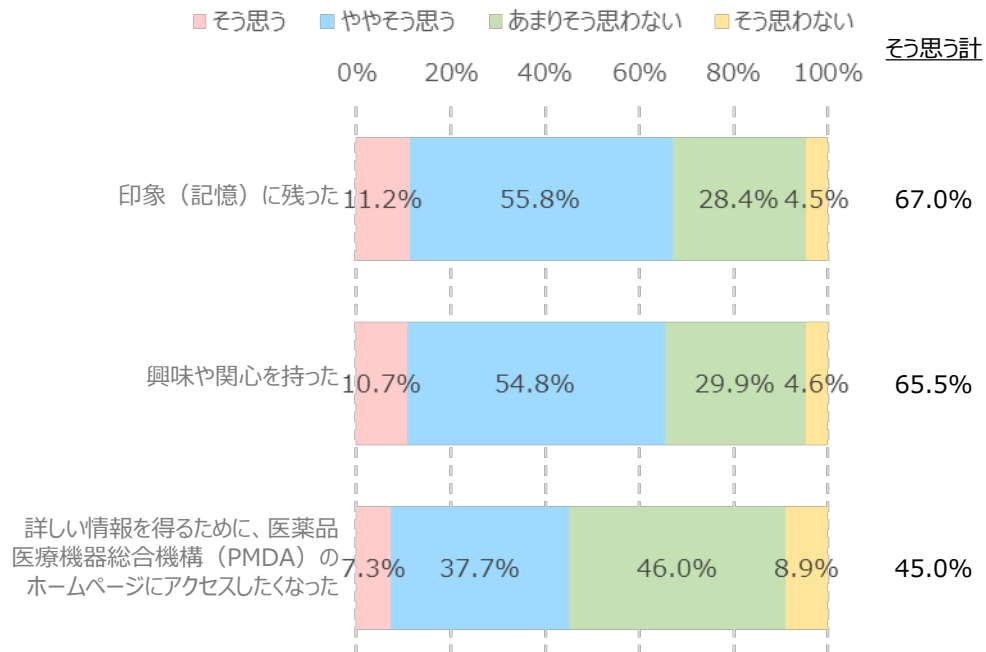
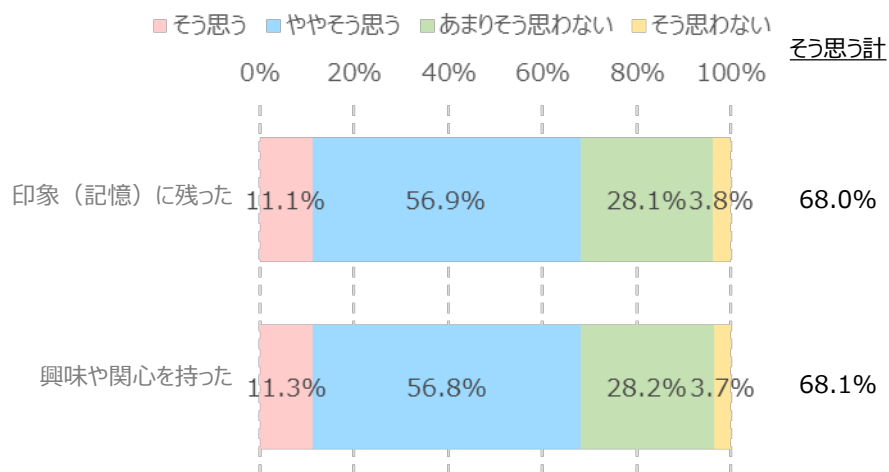
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=2,297)

(n=2,361)



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

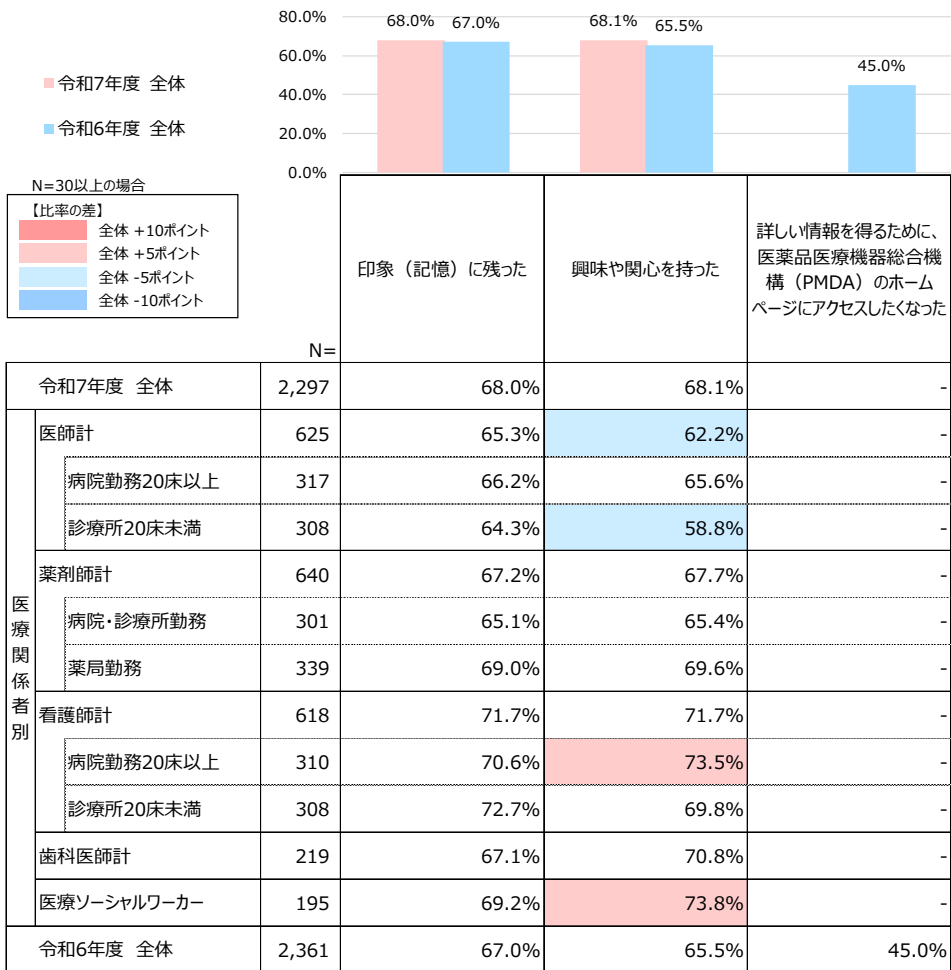
14. 救済制度紹介動画広告評価（医療関係者別）

R7_Q20/R6_Q20. 動画（救済制度紹介動画）をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

●救済制度紹介動画について、「興味や関心を持った」と評価した方（そう思う+ややそう思う）は、医療ソーシャルワーカーがR6同様、74%と最も多く、診療所勤務の医師が59%で最も少なかった。

「そう思う計（そう思う） +（ややそう思う）」

単一回答



(New) R7_Q21. あなたは、これまでにこれらのポスターを見たことがありますか。

- ポスターの認知率（見たことがある + 見たような気がする）は43%。
【医療関係者別】
- 病院・診療所勤務の薬剤師の認知率が66%で最も高く、診療所勤務の看護師の認知率が21%で最も低かった。

n=30以上の場合

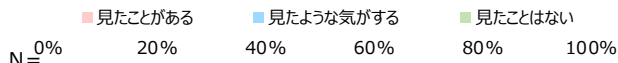
【比率の差】



単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



		N	見たことがある	見たような気がする	見たことはない	認知計
全体		2,357	19.1%	24.0%	56.9%	43.1%
医療関係者別	医師計	639	14.6%	23.3%	62.1%	37.9%
	病院勤務20床以上	326	13.5%	21.5%	65.0%	35.0%
	診療所20床未満	313	15.7%	25.2%	59.1%	40.9%
	薬剤師計	656	34.3%	27.9%	37.8%	62.2%
	病院・診療所勤務	307	36.5%	29.3%	34.2%	65.8%
	薬局勤務	349	32.4%	26.6%	41.0%	59.0%
	看護師計	635	6.5%	16.7%	76.9%	23.1%
	病院勤務20床以上	322	6.5%	18.3%	75.2%	24.8%
	診療所20床未満	313	6.4%	15.0%	78.6%	21.4%
	歯科医師計	222	22.5%	28.4%	49.1%	50.9%
医療ソーシャルワーカー	205	20.0%	31.7%	48.3%	51.7%	



※令和6年度実施なし

※認知計：「見たことがある」+「見たような気がする」

(New) R7_Q22. あなたは、どのポスターを見たことがありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

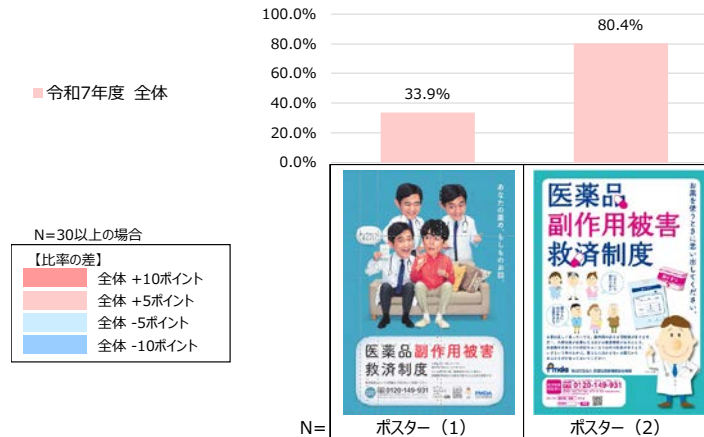
●ポスター（2）の認知率は80%、ポスター（1）の34%を大きく上回っている。

【医療関係者別】

●ポスター（1）は診療所勤務の看護師の認知率が48%で最も高く、薬局勤務の薬剤師の認知率が24%で最も低かった。

●ポスター（2）は薬剤師の認知率が89%で全職種において最も高く、看護師69%と医療ソーシャルワーカー65%で全体より10pt以上下回っている。

※ポスター認知者ベース



複数回答

※令和6年度実施なし

		令和7年度 全体	1,016	33.9%	80.4%
医療関係者別	医師計	242	39.3%	79.8%	
	病院勤務20床以上	114	47.4%	74.6%	
	診療所20床未満	128	32.0%	84.4%	
	薬剤師計	408	24.8%	88.5%	
	病院・診療所勤務	202	25.7%	87.6%	
	薬局勤務	206	23.8%	89.3%	
	看護師計	147	44.2%	68.7%	
	病院勤務20床以上	80	41.3%	73.8%	
	診療所20床未満	67	47.8%	62.7%	
	歯科医師計	113	30.1%	82.3%	
医療ソーシャルワーカー	106	46.2%	65.1%		

※令和6年度実施なし

(New) R7_Q23. ポスターをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

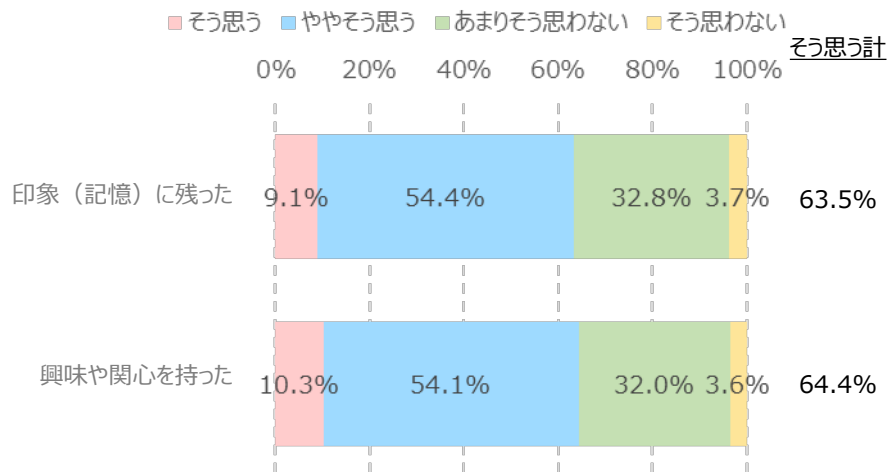
•ポスターについて、「興味や関心を持った」、「印象（記憶）に残った」と評価した方（そう思う+ややそう思う）は64%であった。

単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=2,357)



※令和6年度実施なし

※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

16. ポスター広告評価（医療関係者別）

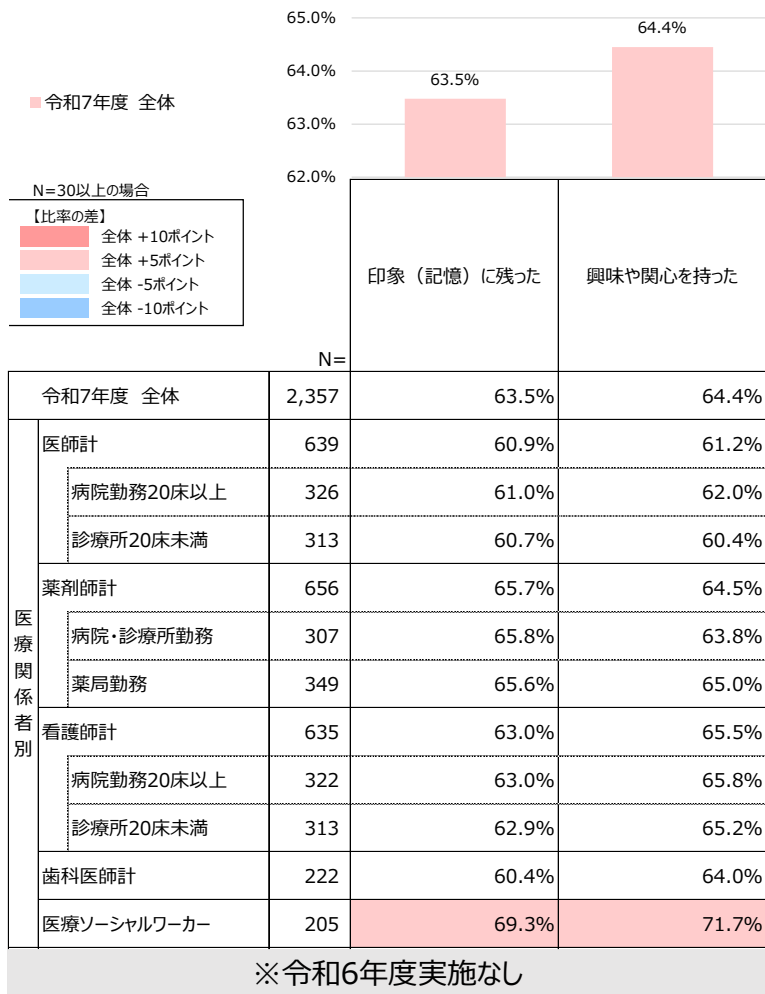
(New) R7_Q23. ポスターをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- ポスターについて、2項目を評価した方（そう思う+ややそう思う）は、医療ソーシャルワーカーが最も高く、全体より5pt以上高まっている。
- 医師が2項目とも61%前後で低かった。

「そう思う計（そう思う） +（ややそう思う）」

単一回答

※令和6年度実施なし

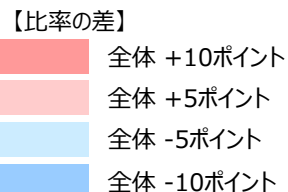


N=30以上の場合
【比率の差】
■ 全体 +10ポイント
■ 全体 +5ポイント
■ 全体 -5ポイント
■ 全体 -10ポイント

R7_Q24/R6_Q23. あなたは、これまでに院内ビジョン、薬局ビジョンで救済制度のCM（動画）を見たことがありますか。

- 院内ビジョン、薬局ビジョンで救済制度のCM（動画）の認知率（見たことがある＋見たような気がする）は21%で、R6より認知率は2pt増加。
【医療関係者別】
- 医療ソーシャルワーカーの認知率が最も高く36%。看護師は15%で最も低かった。

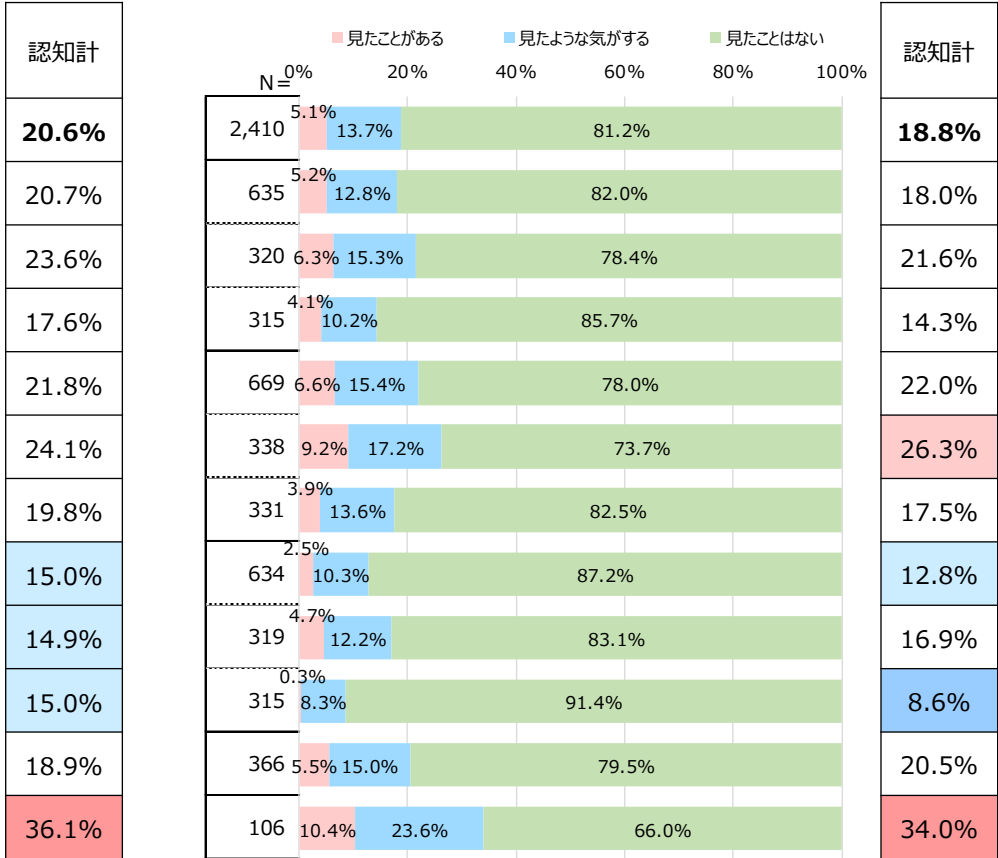
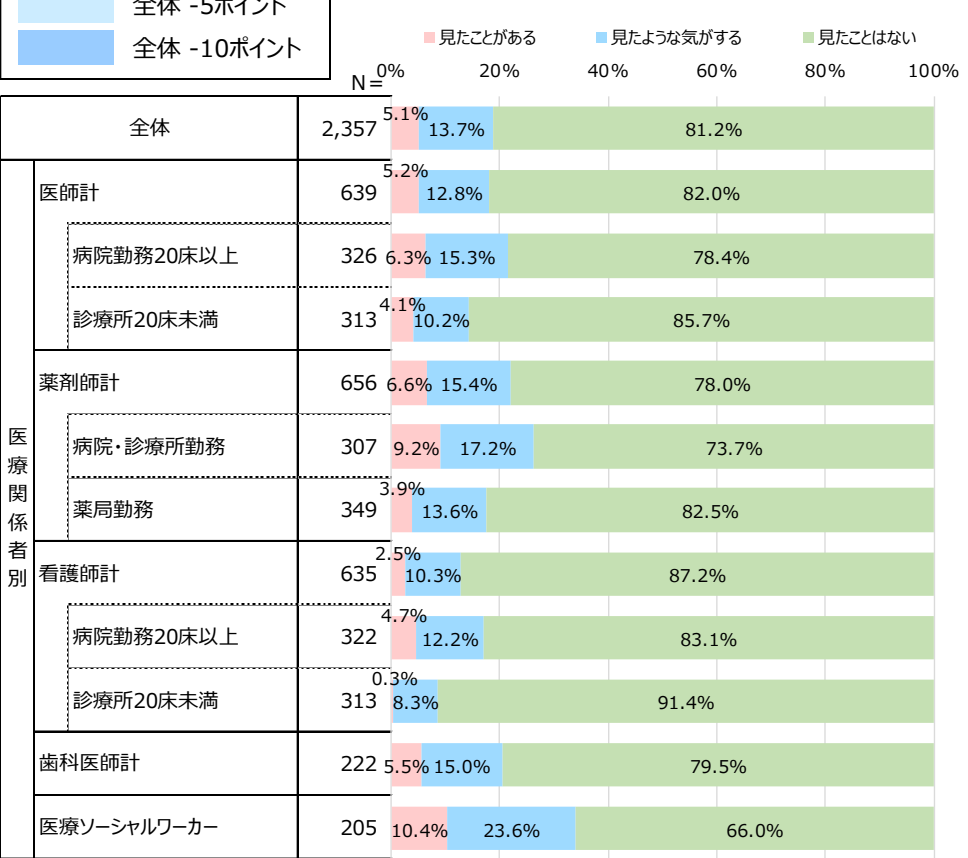
n=30以上の場合



単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



認知計

20.6%
20.7%
23.6%
17.6%
21.8%
24.1%
19.8%
15.0%
14.9%
15.0%
18.9%
36.1%

認知計

18.8%
18.0%
21.6%
14.3%
22.0%
26.3%
17.5%
12.8%
16.9%
8.6%
20.5%
34.0%

※認知計：「見たことがある」＋「見たような気がする」

R7_Q25/R6_Q24. 院内ビジョン、薬局ビジョンのCMをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- 院内ビジョン、薬局ビジョンについて、「印象（記憶）に残った」、「興味や関心を持った」と評価した方（そう思う+ややそう思う）が81%であった。
- 2項目ともに、R6と比べ増加している。

※院内ビジョンや薬局ビジョンのCM認知者ベース

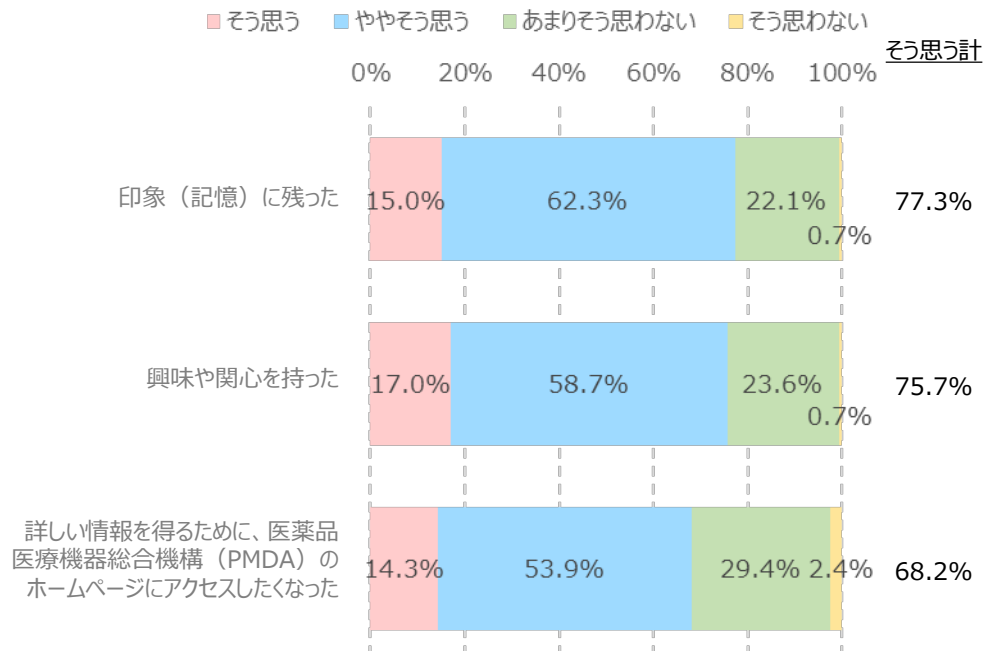
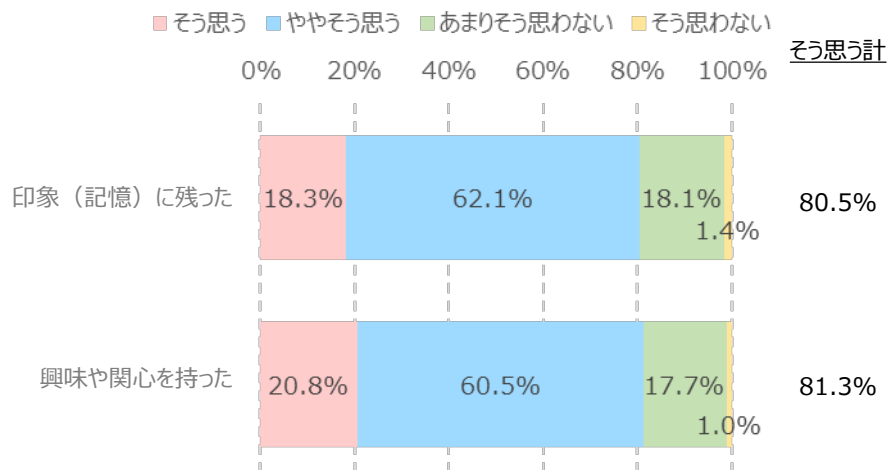
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=486)

(n=453)



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

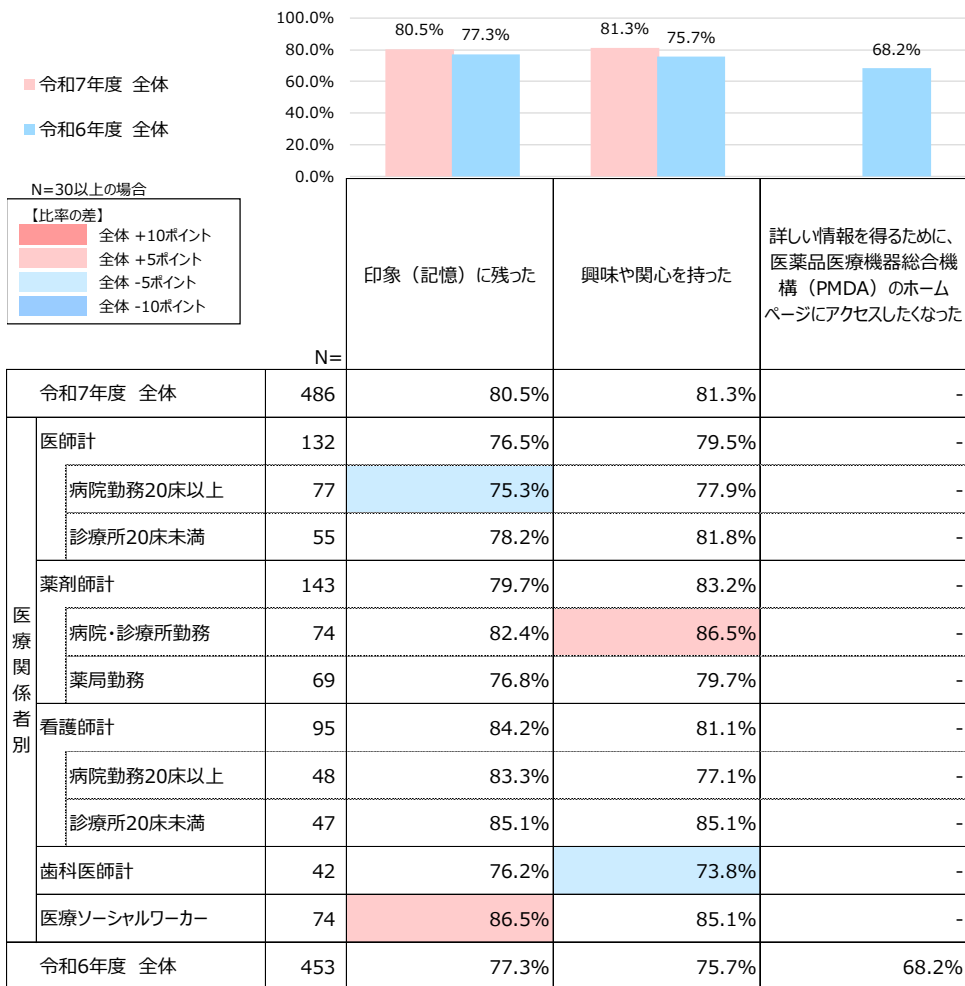
R7_Q25/R6_Q24. 院内ビジョン、薬局ビジョンのCMをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- 院内ビジョン、薬局ビジョンについて、「印象（記憶）に残った」と評価した方（そう思う+ややそう思う）は、医療ソーシャルワーカーが87%で最も多い。最も少ないのは病院勤務の医師で75%であった。
- 「興味や関心を持った」と評価した方（そう思う+ややそう思う）は、病院・診療所勤務の薬剤師が87%で最も多く、歯科医師が74%で最も少なかった。

※院内ビジョンや薬局ビジョンのCM認知者ベース

「そう思う計（そう思う）+（ややそう思う）」

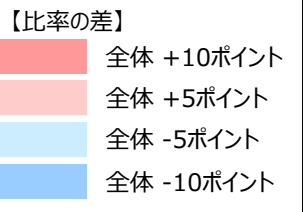
単一回答



R7_Q26/R6_Q25. あなたは、これまでに専門雑誌で救済制度の広告を見たことがありますか。

- 専門雑誌広告の認知率（見たことがある + 見たような気がする）は39%で、R6より認知率は3pt上昇した。
- 【医療関係者別】
- R6と同様に、薬剤師の認知率が56%で最も高く、全体より17pt上回っており、看護師の認知率は19%と最も低い。
 - 歯科医師の認知率はR6より5pt増加している。

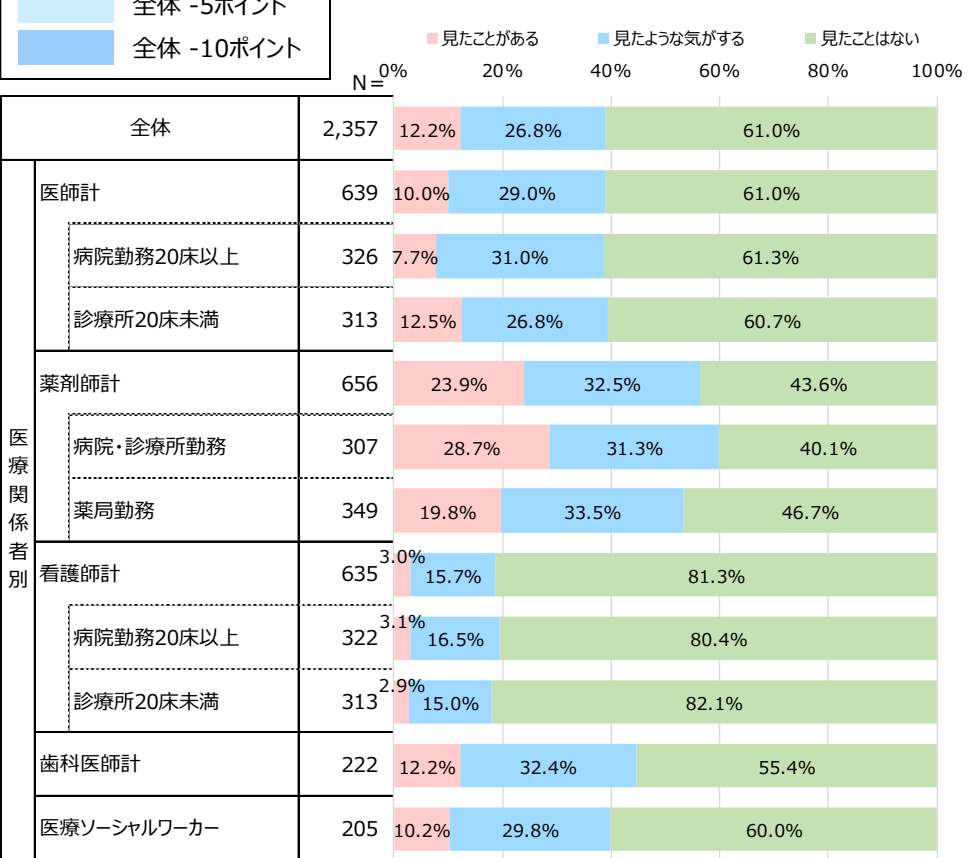
n=30以上の場合



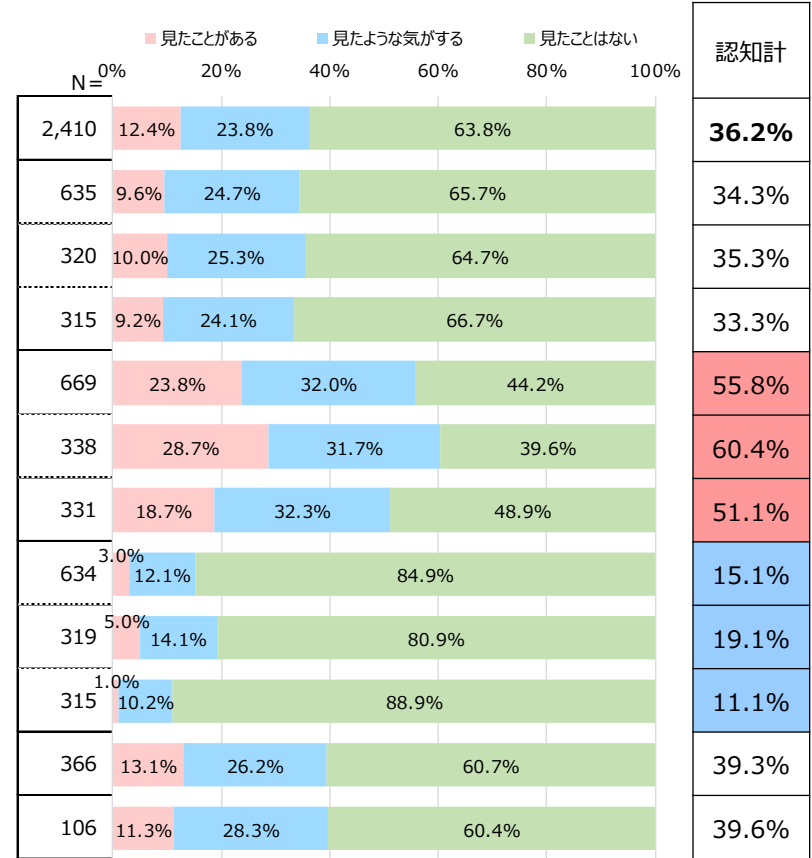
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



認知計
39.0%
39.0%
38.7%
39.3%
56.4%
59.9%
53.3%
18.7%
19.6%
17.9%
44.6%
40.0%



認知計
36.2%
34.3%
35.3%
33.3%
55.8%
60.4%
51.1%
15.1%
19.1%
11.1%
39.3%
39.6%

※認知計：「見たことがある」+「見たような気がする」

R7_Q27/R6_Q26. 専門雑誌の広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- 専門雑誌の広告について、「興味や関心を持った」と評価した方（そう思う+ややそう思う）が73%、「印象（記憶）に残った」が71%であった。
- 2項目ともに、R6と比べ大幅に増加している。

※専門雑誌の広告認知者ベース

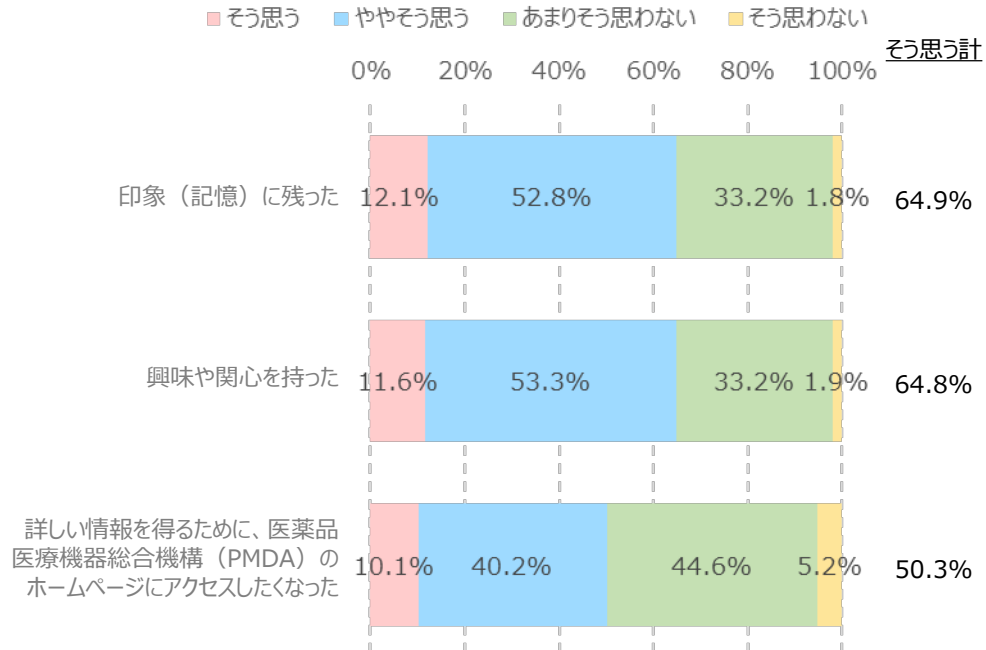
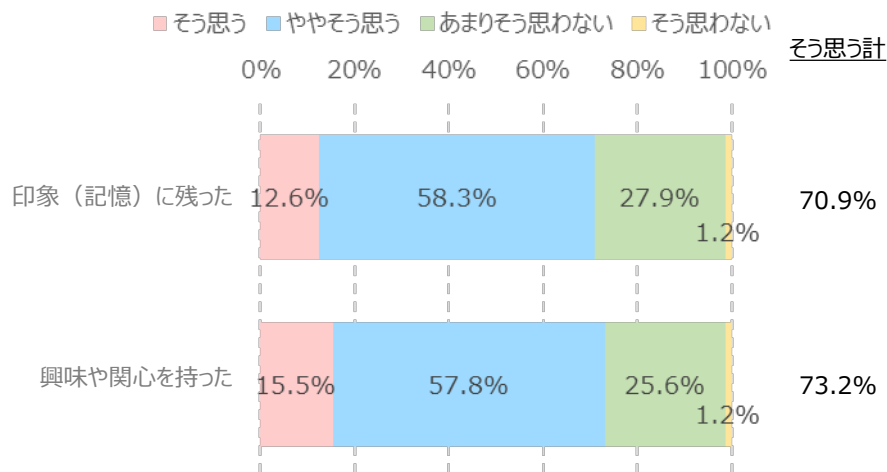
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=919)

(n=873)



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

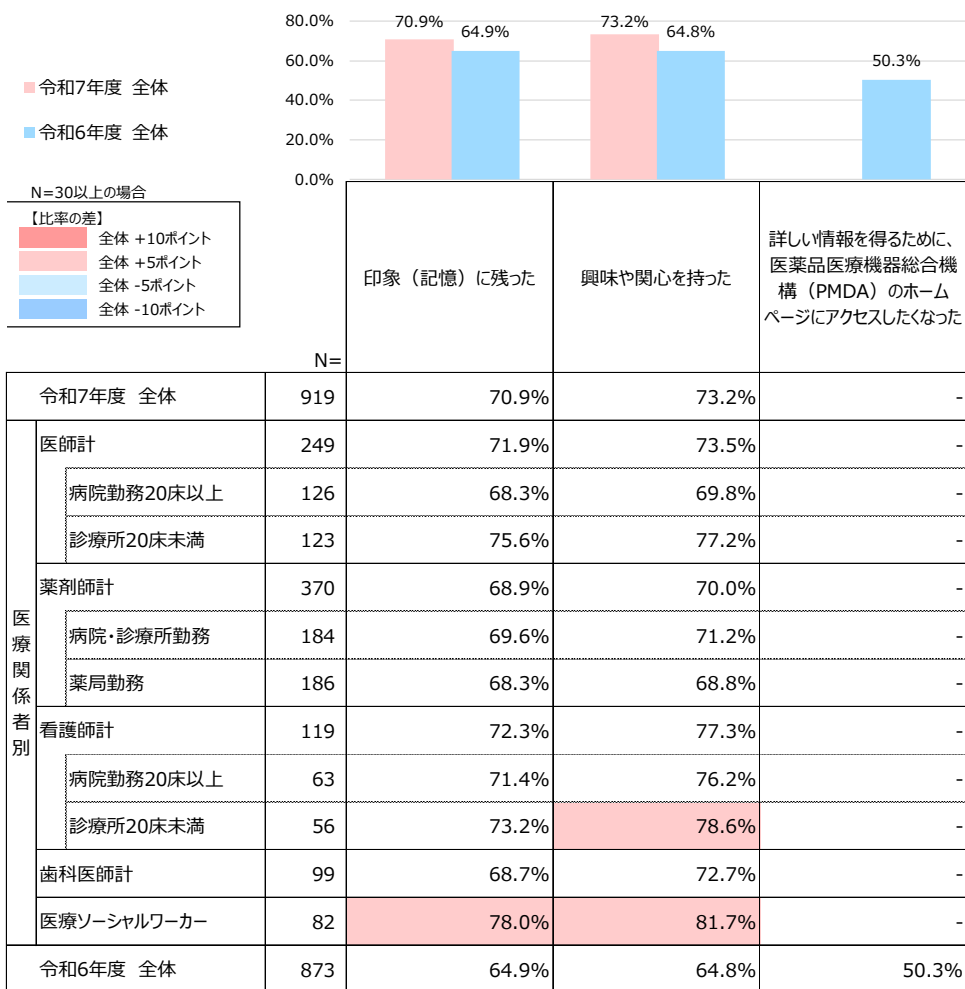
20. 専門雑誌広告評価（医療関係者別）

R7_Q27/R6_Q26. 専門雑誌の広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

●専門雑誌の広告について、2項目を評価した方（そう思う+ややそう思う）は、医療ソーシャルワーカーが最も多い。薬局勤務の薬剤師は最も少なかった。

※専門雑誌の広告認知者ベース

「そう思う計（そう思う）+（ややそう思う）」



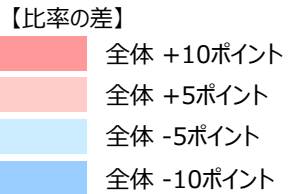
単一回答

21. 救済制度特設サイト認知

R7_Q28/R6_Q27. あなたは、これまでにインターネットで救済制度特設サイトを見たことがありましたか。画像（救済制度特設サイトトップページ）をご覧になってからお答えください。

- 救済制度特設サイトの認知率（見たことがある + 見たような気がする）は28%で、R6より認知率は5pt上がった。
- 【医療関係者別】
- 医療ソーシャルワーカーの認知率がR6同様、最も高く42%で、病院・診療所勤務の薬剤師が次いで、38%であり、病院勤務の看護師16%と比べると20pt以上の差となった。

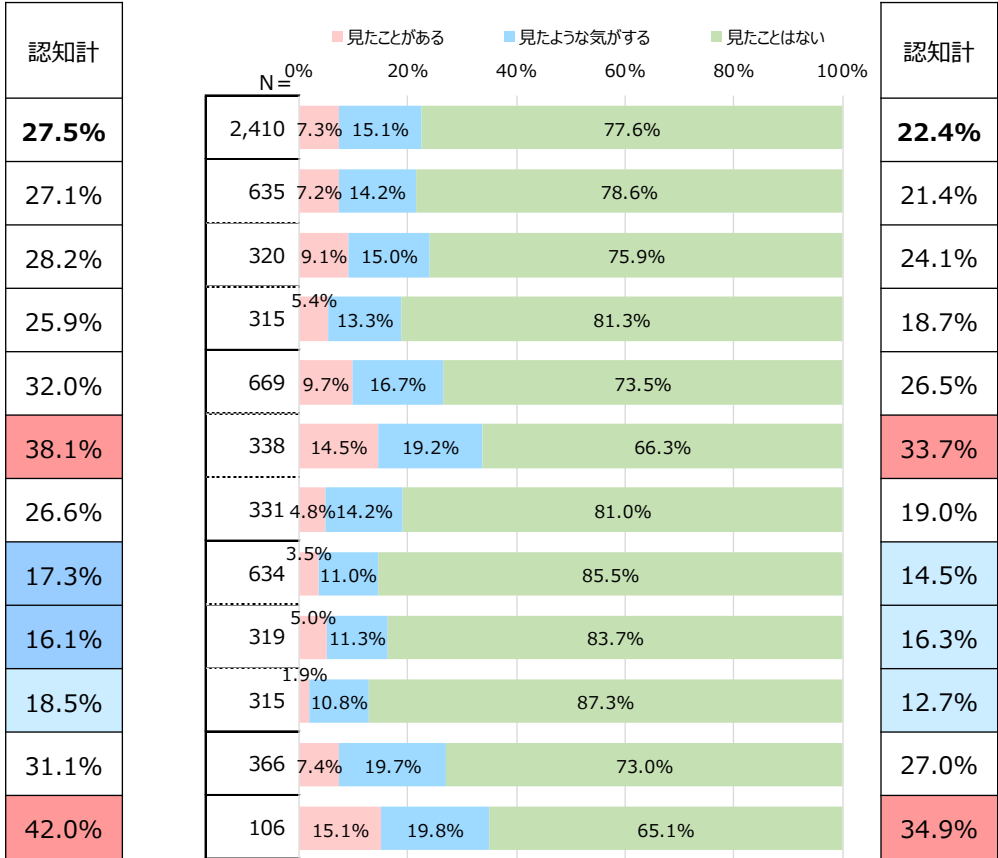
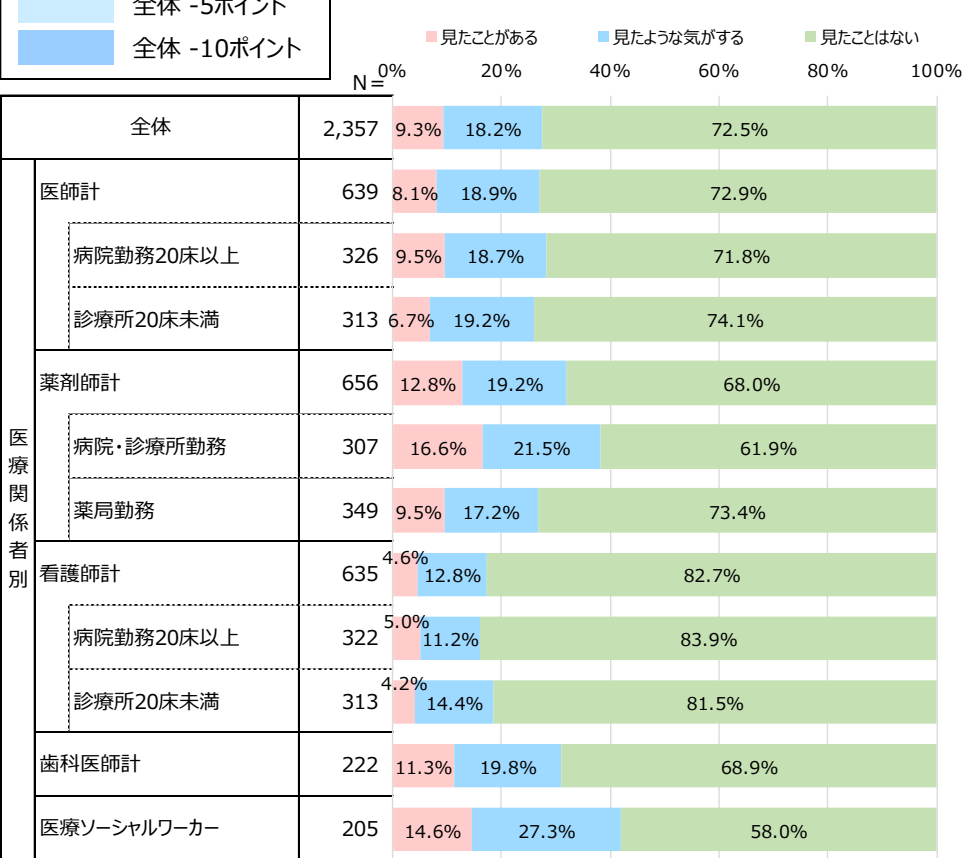
n=30以上の場合



単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



認知計

27.5%
27.1%
28.2%
25.9%
32.0%
38.1%
26.6%
17.3%
16.1%
18.5%
31.1%
42.0%

認知計

22.4%
21.4%
24.1%
18.7%
26.5%
33.7%
19.0%
14.5%
16.3%
12.7%
27.0%
34.9%

※認知計：「見たことがある」+「見たような気がする」

R7_Q29/R6_Q28. 救済制度特設サイトをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

- 救済制度特設サイトについて、最も評価された（そう思う+ややそう思う）項目は、「役に立つ情報が得られた」72%、「印象（記憶）に残った」「興味や関心を持った」は66%であった。
- 3項目ともに、R6からは大幅に増加している。

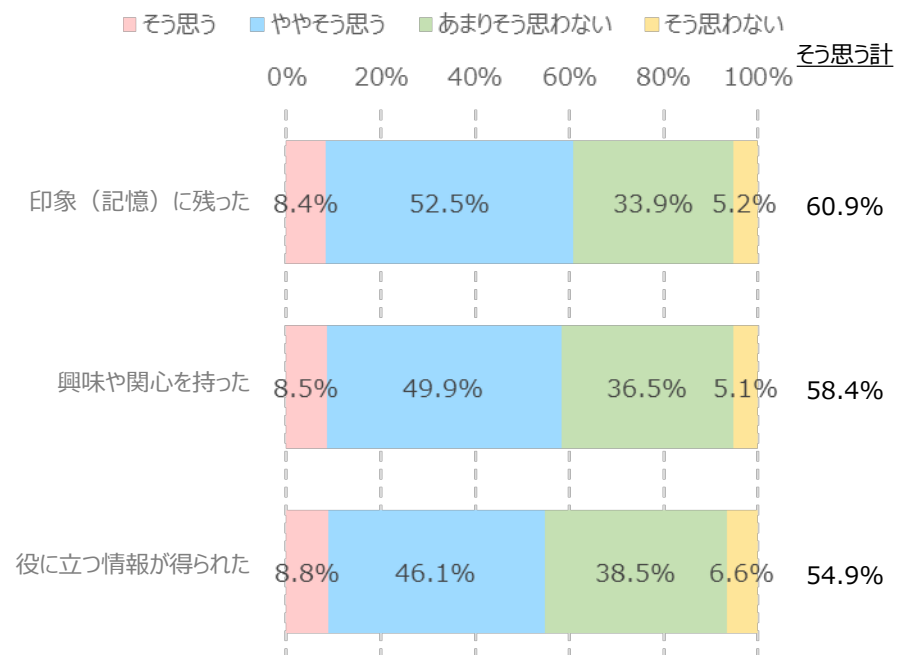
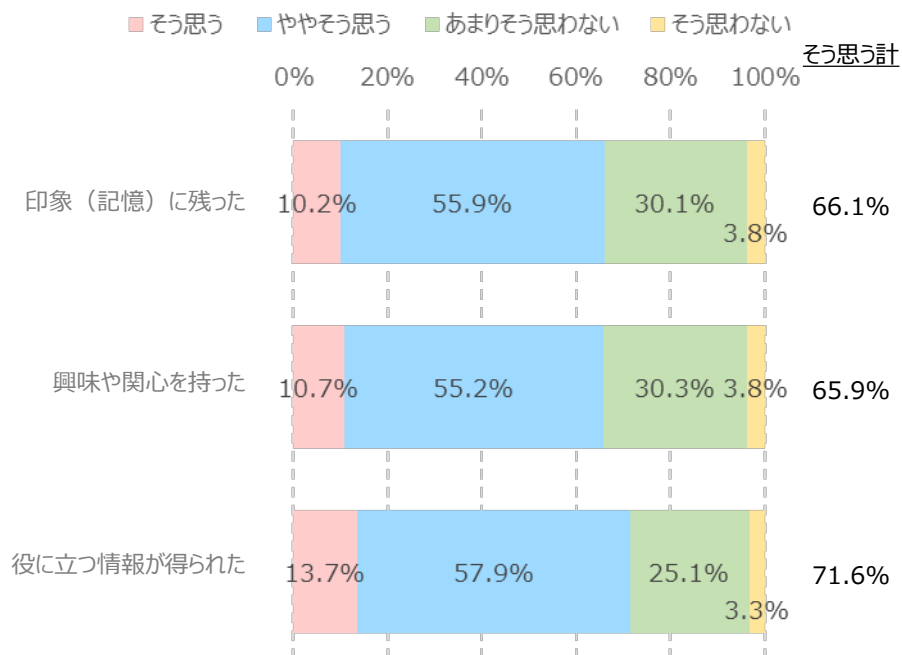
単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査

(n=2,357)

(n=2,410)



※そう思う計：「そう思う」+「ややそう思う」

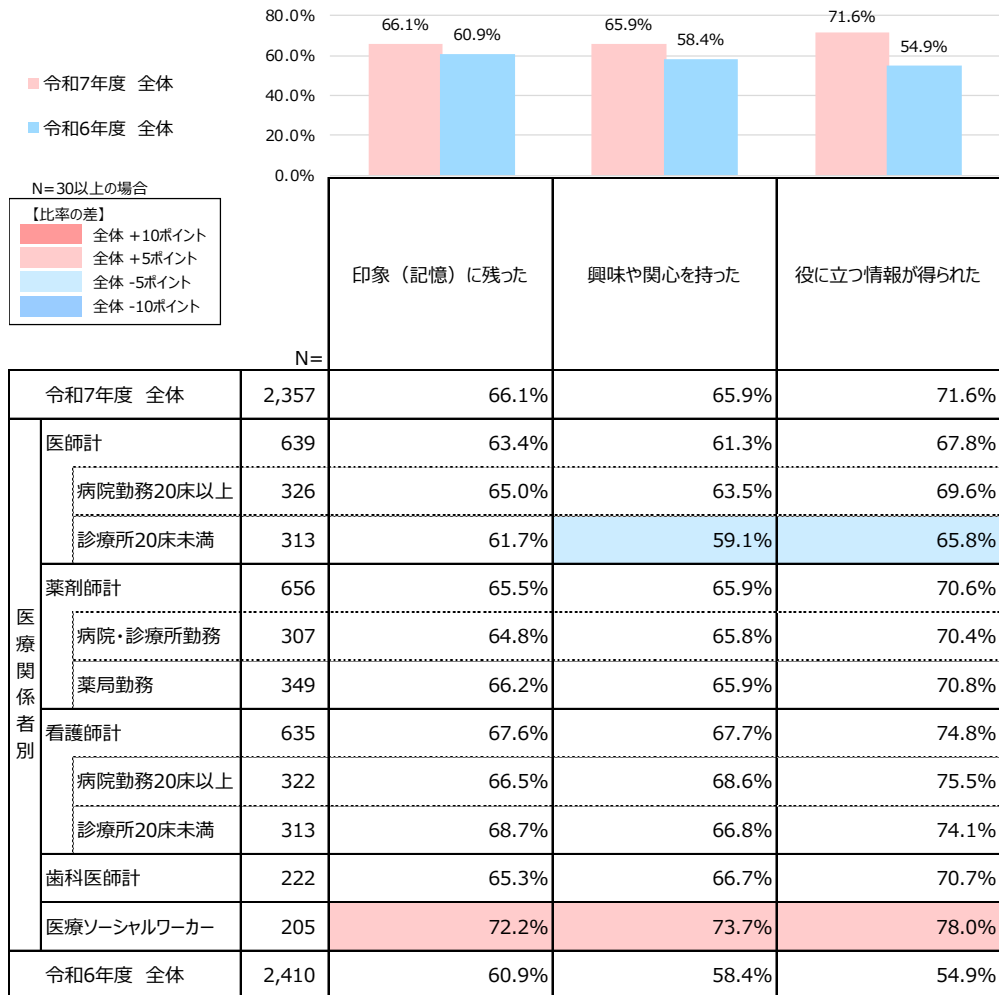
22. 救済制度特設サイト評価（医療関係者別）

R7_Q29/R6_Q28. 救済制度特設サイトをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

●救済制度特設サイトについて、全項目を評価した方（そう思う+ややそう思う）は、医療ソーシャルワーカーが最も多く、全体より5pt以上上回っている。診療所勤務の医師が最も少なかった。

単一回答

「そう思う計（そう思う） + （ややそう思う）」



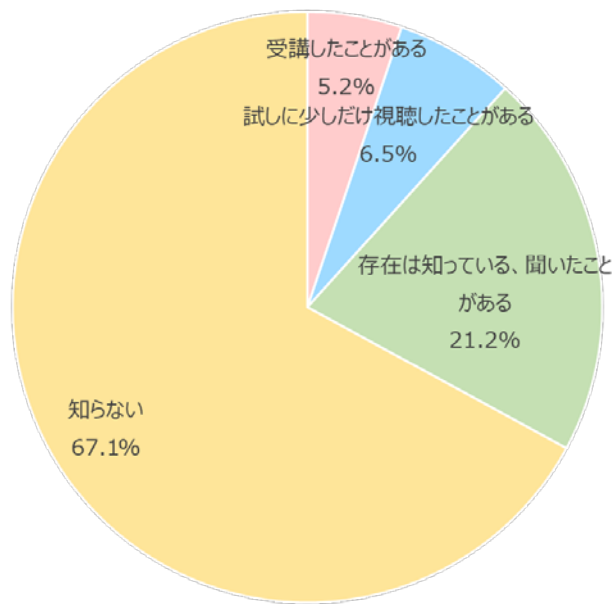
R7_Q30/R6_Q29. あなたは、医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座の存在を知っていますか。

- eラーニング講座を「受講したことがある」「試しに少しでも視聴したことがある」というeラーニング経験者は12%、「存在は知っている、聞いたことがある」という認知者は21%となり、合わせて33%はeラーニングについて経験、認知があると回答した。
- R6と比較して「受講したことがある」は2pt、「試しに少しでも視聴したことがある」は1pt増加。「存在は知っている、聞いたことがある」は微減となっている。

単一回答

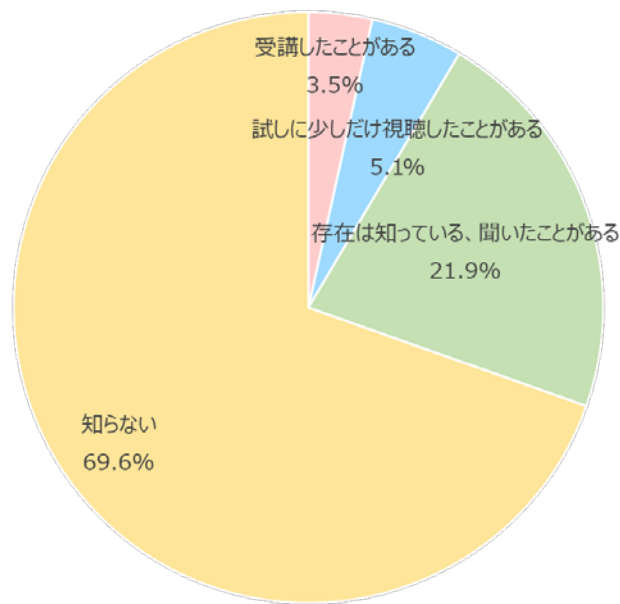
令和7年度調査

(n=2,357)



令和6年度調査

(n=2,410)



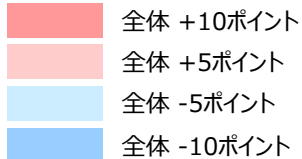
※認知計：「受講したことがある」+「試しに少しでも視聴したことがある」+「存在は知っている、聞いたことがある」

R7_Q30/R6_Q29. あなたは、医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座の存在を知っていますか。

- 全体の認知率は33%となり、R6より3pt増加している。
- 認知率が最も高かったのは薬剤師で45%、次いで医療ソーシャルワーカーで40%となった。最も低かったのは看護師で19%。薬剤師はR6同様、職種別で最も認知率が高く、全体平均を12pt上回っている。
- R6と比較すると、全職種の認知率が増加している。

n=30以上の場合

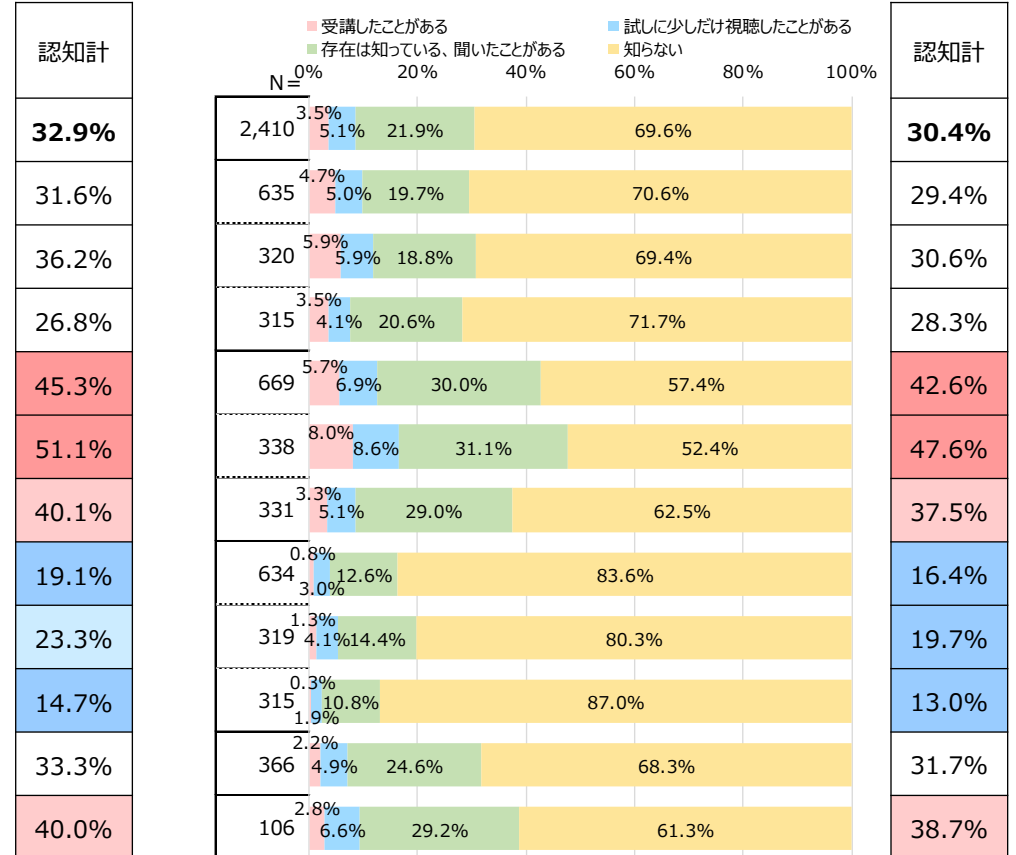
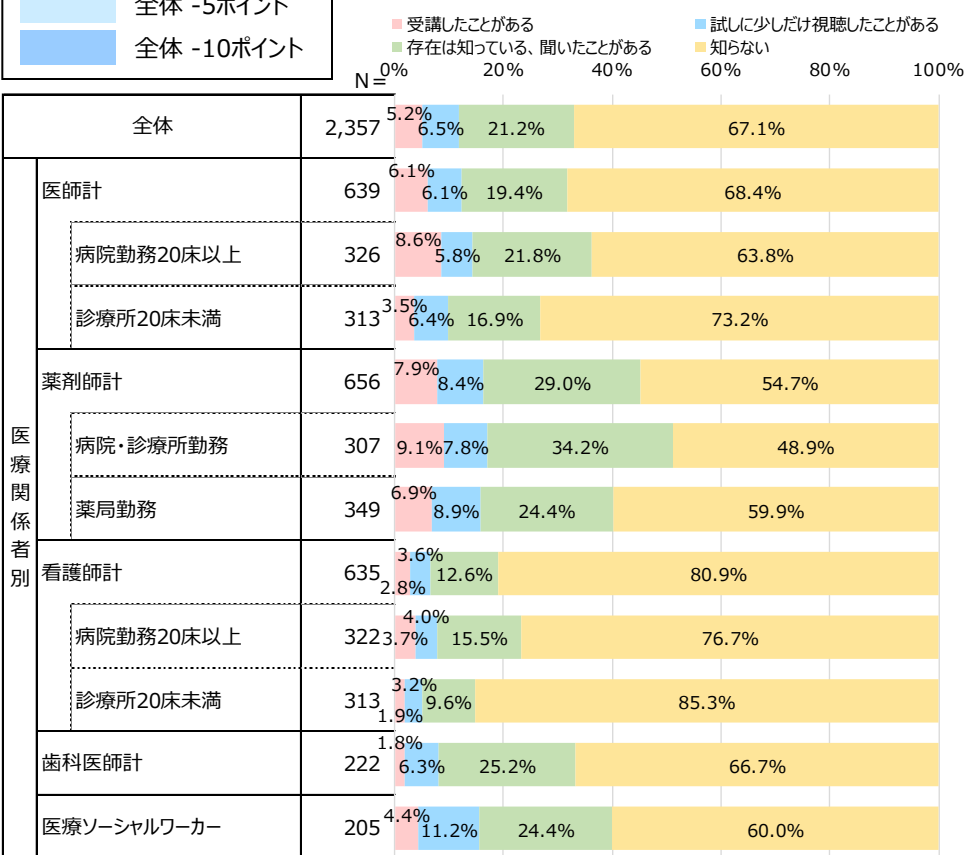
【比率の差】



単一回答

令和7年度調査

令和6年度調査



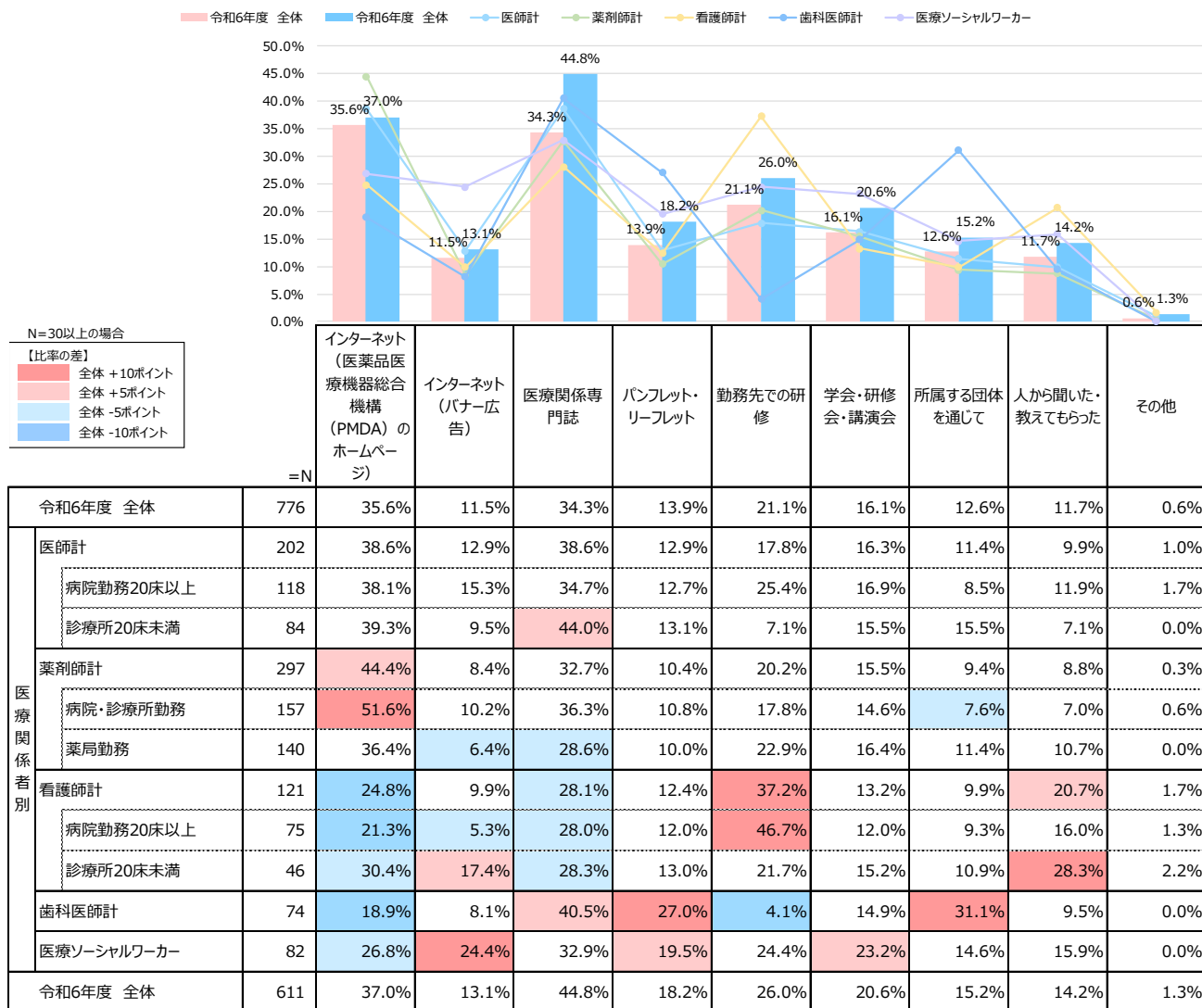
※認知計：「受講したことがある」+「試みに少しだけ視聴したことがある」+「存在は知っている、聞いたことがある」

24. 医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座認知経路

R7_Q31/R6_Q30. eラーニング講座の存在を何で知りましたか。

- eラーニング講座の存在の認知経路で最も高かったのは「PMDAのホームページ」で36%、次いで「医療関係専門誌」が34%、R6より11pt減少。
- 「PMDAのホームページ」での認知経路で最も高かったのは前回同様、薬剤師44%、次いで医師が39%となった。一方、最も低かったのは歯科医師で19%。
- 病院勤務の看護師は、「勤務先での研修」による認知が47%と、全体に比べて26pt高くなっている。

※「eラーニング講座」認知者ベース



複数回答

R7_Q32/R6_Q31. eラーニング講座を受ける（視聴する）意思はありますか。

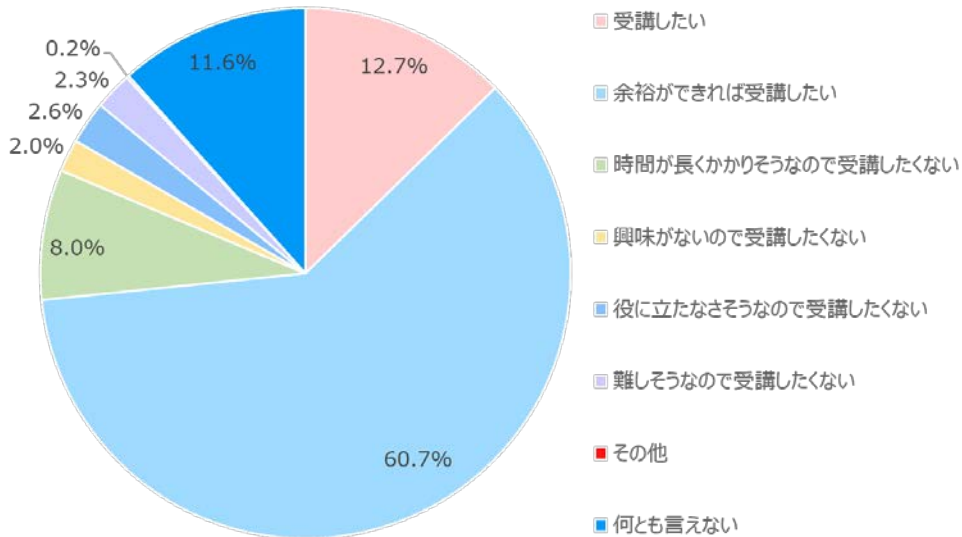
- eラーニング講座の受講意思は、「受講したい」13%、「余裕ができれば受講したい」61%となり、受講に前向きな回答が73%となっている。
- 受講したくない理由としては「時間が長くなりそう」がもっとも多く8%、次に「役に立たなさそう」が3%となった（「何とも言えない」を除く）。
- R6と比較すると、「受講したい」はほぼ横ばい、「余裕があれば受講したい」が3pt減少している。

※Q26で「少しだけ受講したことがある」「存在は知っている、聞いたことがある」と回答した人ベース

単一回答

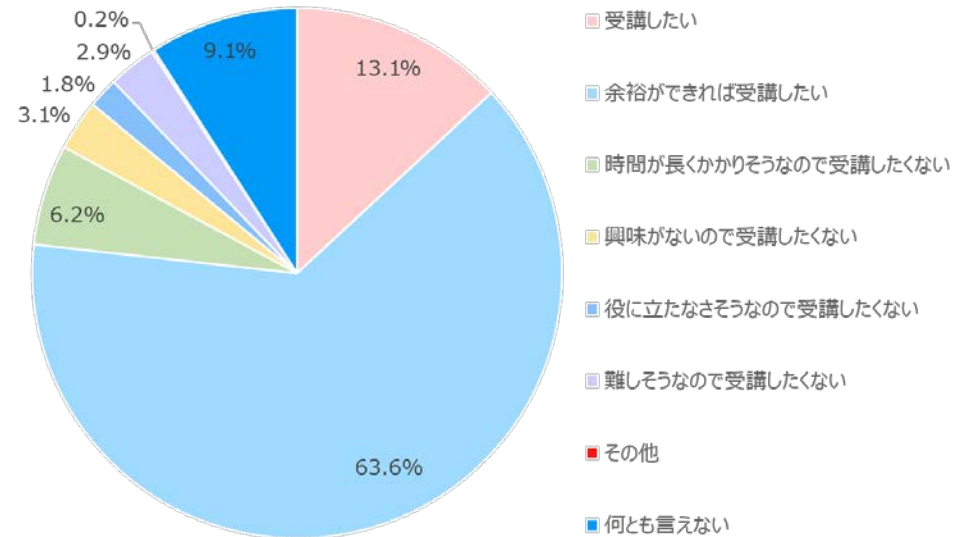
令和7年度調査

(n=654)



令和6年度調査

(n=649)



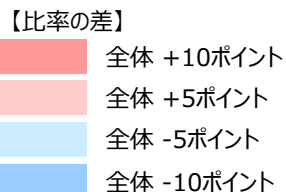
25. 医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座受講意向（医療関係者別）

R7_Q32/R6_Q31. eラーニング講座を受ける（視聴する）意思はありますか。

- 受講希望計（「受講したい」+「余裕ができれば受講したい」）で最も高かったのは診療所勤務の医師で80%、次いで医療ソーシャルワーカーで77%。最も低かったのは診療所勤務の看護師で60%となった。
- R6と比較すると、医療ソーシャルワーカー以外の職種の「受講したい」という意思は低下している。

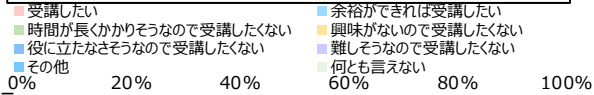
※Q26で「少しだけ受講したことがある」「存在は知っている、聞いたことがある」と回答した人ベース

n=30以上の場合



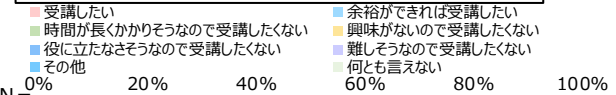
単一回答

令和7年度調査



職種	N	受講したい	余裕ができれば受講したい	合計
全体	654	12.7%	60.7%	73.4%
医師計	163	9.8%	64.4%	74.2%
病院勤務20床以上	90	12.2%	57.8%	70.0%
診療所20床未満	73	6.8%	72.6%	79.5%
薬剤師計	245	12.7%	61.6%	74.3%
病院・診療所勤務	129	13.2%	59.7%	72.9%
薬局勤務	116	12.1%	63.8%	75.9%
看護師計	103	13.6%	56.3%	69.9%
病院勤務20床以上	63	22.2%	54.0%	76.2%
診療所20床未満	40	2.5%	60.0%	60.0%
歯科医師計	70	12.9%	57.1%	70.0%
医療ソーシャルワーカー	73	17.8%	58.9%	76.7%

令和6年度調査



職種	N	受講したい	余裕ができれば受講したい	合計
全体	649	13.1%	63.6%	76.7%
医師計	157	17.2%	59.9%	77.1%
病院勤務20床以上	79	16.5%	60.8%	77.2%
診療所20床未満	78	17.9%	59.0%	76.9%
薬剤師計	247	11.7%	66.4%	78.1%
病院・診療所勤務	134	12.7%	64.2%	76.9%
薬局勤務	113	10.6%	69.0%	79.6%
看護師計	99	10.1%	61.6%	71.7%
病院勤務20床以上	59	15.3%	55.9%	71.2%
診療所20床未満	40	2.5%	70.0%	72.5%
歯科医師計	108	13.0%	67.6%	80.6%
医療ソーシャルワーカー	38	13.2%	55.3%	68.4%

※受講希望計：「受講したい」+「余裕ができれば受講したい」

26. 医薬品副作用被害救済制度周知方法

R7_Q33/R7_Q32. テレビCM、新聞、WEB広告、院内ビジョン、薬局ビジョン、ラジオCM、ポスター、医療関係専門誌以外で、制度認知に有効とお考えの媒体がありましたら、ご回答ください。

- テレビCM～医療関係専門誌以外の媒体としては、「SNS全般、YouTube、WEB広告（LINEなど）、インフルエンサー発信」、「おくすり手帳、雑誌、市・自治体の広報」、「勉強会・講座での告知物」、「テレビ番組、ラジオ」、「公共施設・公共交通での告知物」が多く挙げられた。

■自由回答の抜粋

SNS全般

今の時代、SNSなどの広告媒体のほうが多くの年齢層に視聴される気がします。
YouTubeやInstagramの広告
薬局の公式LINE
インスタグラム、TikTok
SNSやテレビで特集を組んでもらう
マイナポータルで告知
LINEでページ作成。最近のネット鑑賞では、ある一定時間のCMを見る条件が頻繁に使用されているので利用するのも良いと思う。ただしこのシステムは、あまり頻繁使用や長い時間の鑑賞だと不快になるマイナス面もあるが。

紙媒体

薬局で使われる薬袋や手提げポリ袋への印刷。
薬品の説明用紙にお知らせの紙を付ける。
ワクチン接種時にリーフレットを配布 お薬手帳にQRコード
上記の広告方法は専門誌以外はデジタル媒体なので紙などの物理的な広告もあったほうがよいと思う。可能であるなら、薬局などに実際に請求した方の体験談(請求の仕方で大変だったこと、請求後よかったこと)を載せたフリーペーパーを置く。
薬局の処方箋と一緒にパンフレットみたいに薬剤師から説明して同封もらえると嬉しいです
お薬手帳（電子版含む）への広告
薬局のポスターが一番有効かと思う
院内や薬局ビジョンは非常に有効。待ち時間に見るため。

テレビ番組/ラジオ/新聞

自由回答

看護協会の新聞
テレビの健康番組、健康に関する雑誌。
音声媒体（ラジオ、ポッドキャスト等）
民法ラジオの健康番組や医師が出演している番組で紹介する
新聞、一般週刊誌
業界雑誌等
ニュース番組で特集すること
情報番組で取り上げる

その他

役所、各世帯、保育園、学校への配布
献血の時に宣伝する。お祭りや学園祭に出展する。
市民単位の勉強会でのPR
自治体広報の活用
学会メール
公民館や図書館にチラシを置く
市役所などで動画を流してもらう
専門職団体の広報誌
交通機関の広告 市役所等の待合室のビジョン

27. 医薬品副作用被害救済制度についての意見

R7_Q34/R7_Q33. 本アンケートで扱った制度について、ご意見等ありましたら自由にご回答ください。

- 本制度の周知や分かりやすい情報提供を求める意見が挙げられたほか、制度内容の理解のしやすさ、利用条件に関する関心も見られた。
- また、制度自体を初めて知ったという声や、具体的な広報方法に関する提案も見られた。

■ 自由回答の抜粋

自由回答

具体的にどんな準備が必要かお知らせすると、申請する気になるかもしれない
森永ヒ素ミルクによる小児麻痺やキノホルムによるスモン病、ステロイド過剰投与で身体がブクブクに太ってしまった患者さんなど、国の認めていた薬や医療過誤で苦しむ人達をみてきたのでこういった活動を続けて欲しいし、いつ自分に振りかかるともわからない。将来、コロナワクチンの副作用が不安である。
薬剤師や国家試験に出る国家資格取得者なら制度については知っているが、一般人向け 患者さん向けで発信する必要も感じる。その一方で血圧や血糖を下げる薬も下がりすぎたら副作用。なんでもかんでも副作用とこじつけする患者さんも一定数いるので、制度を誤った認識で受け取らないで欲しい。
一般の方にはあまり知られていないように思います。知識として知り、いざというときに、ご自身から（医療機関でも）アクセス出来れば良いと思います。
医師などがきちんと知って適応者にはきちんと説明していく必要があると感じました。
医療従事者の多くは認知していると思うが、患者側から見ると認知度は低いと思う。他院処方薬がある事を隠す場合も多々ある為、患者側への認知が重要だと思う。
TVCMを見て、そういえば見たことあると思った。難しそうな言葉から内容をスルーしがちだが、大切なことだと思う。最初に興味をひくような身近な言葉から入ると気にして見るかもしれない。
医師会の通達でeラーニングを知り受講しました。
必要な制度ですが、審査のハードルが非常に高く感じます。仕方ない事ですが、書類（診断書含む）の指示が細かく、何度も再提出した記憶があります。また結果が出るまでの期間も長く、今必要な患者家族に利用できないのが残念です。
一般市民に十分周知されていない
積極的に患者に広報すべき。患者が知ることがなよりの推進になる。
まだきちんと認知されていないと思います。公的な場所 区役所市役所など人が集まる場所での掲示が必要かと思えます。
機会があれば患者さんに説明したい。

今までたまたま自分が関わっていないだけでいつ起こるか分からないので知ってる必要があると思います
医療従事者として知っておく必要があると思います。
制度が複雑。 詳細を患者に説明するのは難しい。
因果関係を証明しにくい時があった 書類作成がややこしい
私自身が、耳鼻科で処方された抗生物質で、蕁麻疹がでて、1年間看護師しながら、治療に皮膚科に通いました。耳鼻科処方なので、耳鼻科の医師に連絡し、診察するため受診したが、2月で、花粉症の患者さんが多く、2時間以内に全身に発症したため、待ち時間が待てず、皮膚科に行きますと医師に伝え受診。1年間治療にかかり、皮膚科医師も薬剤による副作用と診断したのに、このような救済制度も伝えられず、時間とお金がかかりかかりました。期限を見ると5年となっているので、その期間を越えています。とても、残念です。医師自身が、このことを知らないことが、このアンケートで、よくわかりました。もう9年前になります。
患者は何かあると困るから、注射等は使う前にサインさせる。副作用が出ても、治療はするが、制度の話は決してしない。この制度の問題、改善は医師側の問題、教育不足だと思います。
若年層から高齢者まで、該当者にスムーズに案内される仕組みの構築が必要
知名度が低すぎると思います。CMでは、具体的な例がないのでピンとこない。
医療関係者に浸透していないのだから、一般の方にはもっと浸透していないのではないだろうか もっとアピールする必要がある
注射薬には、(インフルエンザ、コロナなど)救済制度が有るのは知ってましたが、服薬にも有る事は知らず勉強になりました。
手続きを進める現場が、ついていけない。医師も記入してくれない。
基本的に動画が長過ぎて見てても飽きて結局理解しにくいと思う
処方薬を、人に譲る方が多くそれに対しては救済制度は適応されないことの周知を強めて欲しい。手続きが煩雑で、制度を医師が利用したとらないので手続きがもっと簡便だいたいと思う。
良い制度ではあるが実用的ではない

付録:調査票

令和7年度調査

調査概要	※案件コード自動入力
設問番号 回答者条件：全員 表示形式：ラジオボタン	設問内容 F1 SA あなたのご性別をお答えください。 1. 男性 2. 女性
回答者条件：全員 表示形式：ラジオボタン	F2 NF あなたのご年齢をお答えください。 1. <input type="text"/> 歳
回答者条件：全員 表示形式：ラジオボタン	Q1 SA あなたのご現在の職業としてあてはまるものをお選びください。 1. 医師 2. 歯科医師 3. 薬剤師 4. 看護師 5. 医療ソーシャルワーカー 6. あてはまるものはない
回答者条件：Q1の選択肢「1.医師」～「5.医療ソーシャルワ...」の中でいずれかを選択した 表示形式：ラジオボタン	Q2 SA あなたのご現在の主なお勤め先はどちらですか。 1. 病院（ベッド数20床以上） 2. 診療所（歯科診療所含む） 3. 薬局 4. その他 <input type="text"/>
回答者条件：Q1の選択肢「1.医師」～「5.医療ソーシャルワ...」の中でいずれかを選択した 表示形式：ラジオボタン	Q3 SA あなたのご現在の職種における勤続年数をお答えください。 1. 1年未満 2. 1年以上～5年未満 3. 5年以上～10年未満 4. 10年以上～15年未満 5. 15年以上～20年未満 6. 20年以上
▼以下本調査（本調査対象者条件該当者）	
回答者条件：Q1の選択肢「1.医師」を選択した 表示形式：ラジオボタン	Q4 MA あなたのご診療科目をお知らせください。（いくつでも） 1. 内科 2. 外科 3. 精神科 4. アレルギー科 5. リウマチ科 6. 小児科 7. 皮膚科 8. 泌尿器科 9. 産婦人科 10. 眼科

表示形式：ラジオボタン	11. 耳鼻いんこう科 12. リハビリテーション科 13. 放射線科 14. 病理診断科 15. 臨床検査科 16. 救急科 17. その他 <input type="text"/>
回答者条件：全員 表示形式：ラジオボタン	Q5 SA あなたは、医薬品による副作用が発生したときに、医療費等の給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。 1. 知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない
回答者条件：全員 表示形式：ラジオボタン	Q6 SA あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。 1. 知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない
回答者条件：全員 表示形式：ラジオボタン	Q7 SA 「患者向医薬品ガイド」は、患者の皆様や家族の方などに、医療用医薬品の正しい理解と重大な副作用の早期発見などに役立てていただくために、製造販売業者が作成し、PMDA及び厚生労働省が内容を確認して提供しているものです。服薬指導の際にも役立てていただくことができます。「患者向医薬品ガイド」を業務に活用したことがありますか。 1. はい 2. いいえ
回答者条件：Q5の選択肢「1.知っている」、「2.聞いたことがある」の中でいずれかを選択した 表示形式：ラジオボタン	Q8 MS 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。 ===== 項目 ===== 1. 医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である 2. 医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う 3. 救済給付の請求には、医師が作成した診断書が必要である ===== 選択肢 ===== 1. 知っている 2. 知らない
回答者条件：Q5の選択肢「1.知っている」、「2.聞いたことがある」の中でいずれかを選択した 表示形式：ラジオボタン	Q9 SA あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。 1. 厚生労働省 2. 医薬品医療機器総合機構（PMDA） 3. 自治体（都道府県、市町村など） 4. 健康保険組合連合会 5. その他の組織・団体 <input type="text"/>
回答者条件：Q5の選択肢「1.知っている」、「2.聞いたことがある」の中でいずれかを選択した 表示形式：ラジオボタン	Q10 MA あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして（何から）知りましたか。または、どのようにして（何から）聞きましたか。あてはまるものをすべてお選びください。 1. インターネット（医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページ） 2. インターネット（パナール広告、YouTubeなどの動画サイト） 3. テレビ放送（CMなど） 4. 院内ビジョン・薬局ビジョン 5. 病院内掲示してあるポスター 6. 医薬品副作用被害救済制度に関するeラーニング講座の案内 7. 医療関係専門誌

令和7年度調査

8. パンフレット・リーフレット
 9. 厚生労働省のホームページ
 10. 医薬品安全対策情報 (DSU)
 11. 副作用報告制度の報告用紙
 12. 勤務先での研修
 13. 学会・研修会・講演会
 14. 大学・専門学校での授業
 15. 入づてに聞いた・教えてもらった
 16. その他

回答者条件： Q10の選択肢「15.入づてに聞いた・…」を選択した

Q11
 MA
 SA
 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたが、あてはまるものをすべてお選びください。

1. 医師
 2. 歯科医師
 3. 薬剤師
 4. 看護師
 5. 医療ソーシャルワーカー
 6. 医療機関の事務職員
 7. 製薬会社の社員 (MR等)
 8. 患者
 9. 保健所の職員
 10. その他

回答者条件： Q5の選択肢「1.知っている」、「2.聞いたことがある」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q12
 SA
 SA
 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。

1. ある
 2. ない

回答者条件： Q12の選択肢「1.ある」を選択した

Q13
 MA
 SA
 「医薬品副作用被害救済制度」の請求にどのような内容で関わりましたか。

1. 制度の紹介
 2. 具体的な請求手続きの案内
 3. 診断書・投薬証明書等の作成
 4. 請求書撰作成の支援 (相談等) 業務
 5. その他

回答者条件： Q2の選択肢「1.病院(ベッド数20...」、「2.診療所(歯科診療...)」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q14
 SA
 SA
 患者さんが「医薬品副作用被害救済制度」に係る給付請求を行う場合、貴医療機関では、請求書作成等の手続きを支援する部署がありますか。

1. ある (部署等名)
 2. ない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q15
 SA
 SA
 「医薬品副作用被害救済制度」は、病院・診療所で投薬された医薬品や薬品などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、救済給付を行う公的的制度です。あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

1. 勧めたい
 2. どちらともいえない
 3. 勧めたくない

回答者条件： Q15の選択肢「2.どちらともいえない」、「3.勧めたくない」の中でいずれかを選択した

Q16
 MA
 SA
 あなたが、「どちらともいえない」、「勧めたくない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒 (そう) だから
 2. 請求の結果、不安給となった場合に、責任を問われるから (問われそうだから)
 3. 制度を利用すること自体が、自分の責任問題になるから (なりそうだから)
 4. 制度の利用を医療機関が嫌がるから (嫌がりそうだから)
 5. 制度の利用を製薬会社が嫌がるから (嫌がりそうだから)
 6. 自分自身が制度をよく理解していないから

7. 患者へのメリットがあまり感じられないから
 8. 給付の支給決定までに時間がかかるから (かかりそうだから)
 9. その他

回答者条件： 全員

A1
 THR
 非
■YouTubeの動画をご覧ください。

YouTube動画視聴にあたって

- 調査画面上で視聴いただいた該当のYouTube動画が再生履歴やおすすめコンテンツに残る可能性があります。
- 動画の前後および再生中に広告が表示される場合がありますが、アンケートとは関係ありません。広告が表示された場合は、お手数ですがスキップをお願い致します。尚、スキップできない広告の場合は、お手数ですが広告が終了するまでお待ちください。

「動画 (TVCM) をご覧になってからお答えください。」
 ※ この動画は音声の流れます。
 ※ 音量をONにして、音声とともにご覧ください。(聞き取りにくい場合は音量を大きくしてください)
 ※ 画面を押して、動画を最後までご覧になってからお答えください。
 ※ 動画は場合によっては表示に時間がかかる場合がございます。

動画 (TVCM)
 【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q17
 SA
 SA
 あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。

1. 見たことがある
 2. 見たような気がする
 3. 見たことはない
 4. 動画が見られない

回答者条件： Q17の選択肢「1.見たことがある」～「3.見たことはない」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q18
 MTS
 SA
 動画 (TVCM) をご覧になった感想をお願いします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選び下さい。

=====
 項目
 1. 印象 (記憶)に残った
 2. 興味や関心を持った
 3. その他

=====
 選択肢
 1. そう思う
 2. ややそう思う
 3. あまりそう思わない
 4. そう思わない

回答者条件： 全員

A2
 THR
 非
■YouTubeの動画をご覧ください。

YouTube動画視聴にあたって

- 調査画面上で視聴いただいた該当のYouTube動画が再生履歴やおすすめコンテンツに残る可能性があります。
- 動画の前後および再生中に広告が表示される場合がありますが、アンケートとは関係ありません。広告が表示された場合は、お手数ですがスキップをお願い致します。尚、スキップできない広告の場合は、お手数ですが広告が終了するまでお待ちください。

「動画2 (救済制度紹介動画) をご覧になってからお答えください。」
 ※ この動画は音声の流れます。
 ※ 音量をONにして、音声とともにご覧ください。(聞き取りにくい場合は音量を大きくしてください)
 ※ 画面を押して、動画を最後までご覧になってからお答えください。
 ※ 動画は場合によっては表示に時間がかかる場合がございます。

動画2 (救済制度紹介動画)
 【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q19
 SA
 SA
 あなたは、インターネットサイトでこの動画を見たことがありますか。

1. 見たことがある

令和7年度調査

- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない
- 4. 動画が見られない

回答者条件： Q19の選択肢「1.見たことがある」～「3.見たことはない」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q20

MTS

20

動画（救済制度紹介動画）をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

=====項目=====

- 1. 印象（記憶）に残った
- 2. 興味や関心を持った

=====選択肢=====

- 1. そう思う
- 2. ややそう思う
- 3. あまりそう思わない
- 4. そう思わない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q21

SA

21

画像（ポスター）をご覧になってからお答えください。



ポスター (1)

ポスター (2)

あなたは、これまでにこれらのポスターを見たことがありますか。

- 1. 見たことがある
- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない

回答者条件： Q21の選択肢「1.見たことがある」、「2.見たような気がする」の中でいずれかを選択した

Q22

MA

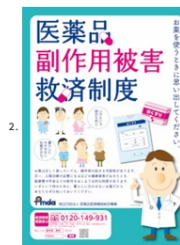
22

あなたは、どのポスターを見たことがありますか。あてはまるものをすべてお選びください。



1.

ポスター (1)



2.

ポスター (2)

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q23

MTS

23

ポスターをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

=====項目=====

- 1. 印象（記憶）に残った
- 2. 興味や関心を持った

=====選択肢=====

- 1. そう思う
- 2. ややそう思う
- 3. あまりそう思わない
- 4. そう思わない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q24

SA

24

あなたは、これまでに院内ビジョン、薬局ビジョンで救済制度のCM（動画）を見たことがありますか。

- 1. 見たことがある
- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない

回答者条件： Q24の選択肢「1.見たことがある」、「2.見たような気がする」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q25

MTS

25

院内ビジョン、薬局ビジョンのCMをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

=====項目=====

- 1. 印象（記憶）に残った
- 2. 興味や関心を持った

=====選択肢=====

- 1. そう思う
- 2. ややそう思う
- 3. あまりそう思わない
- 4. そう思わない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q26

SA

26

あなたは、これまでに専門雑誌で救済制度の広告を見たことがありますか。

- 1. 見たことがある
- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない

回答者条件： Q26の選択肢「1.見たことがある」、「2.見たような気がする」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q27

MTS

27

専門雑誌の広告をご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

=====項目=====

- 1. 印象（記憶）に残った
- 2. 興味や関心を持った

=====選択肢=====

令和7年度調査

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q28

SA

SA



次のURL（救済制度特設サイトトップページ）をご覧ください。（必ずクリックしてください）

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

あなたは、これまでインターネットで救済制度特設サイトを見たことがありますか。

1. 見たことがある
2. 見たような気がする
3. 見たことはない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q29

MTC

MTC

救済制度特設サイトをご覧になった感想をお聞きます。どう思われましたか、以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

=====**項目**=====

1. 印象（記憶）に残った
2. 興味や関心を持った
3. 役に立つ情報が得られた

=====**選択肢**=====

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

回答者条件： 全員

表示形式： ラジオボタン

Q30

SA

SA

あなたは、医薬品副作用被害救済制度のeラーニング講座の存在を知っていますか。

1. 受講したことがある
2. 試しに少しかだけ受講したことがある
3. 存在は知っている、聞いたことがある
4. 知らない

回答者条件： Q30の選択肢「1.受講したことがある」～「3.存在は知っている...」の中でいずれかを選択した

Q31

MA

MA

eラーニング講座の存在を知りましたか。あてはまるものを**すべて**お選びください。

1. インターネット（医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページ）
2. インターネット（バナー広告）
3. 医療関係専門誌
4. パンフレット・リーフレット
5. 勤務先での研修
6. 学会・研修会・講演会
7. 所属する団体を通じて
8. 人から聞いた・教えてもらった
9. その他

回答者条件： Q30の選択肢「2.試しに少しかだけ観...」、 「3.存在は知っている...」の中でいずれかを選択した

表示形式： ラジオボタン

Q32

SA

SA

eラーニング講座を受けたい（視聴したい）と思いましたが。

受講したい

1. 受講したい
2. 余裕ができれば受講したい
3. 時間が長くなりすぎるので受講したくない
4. 興味がないので受講したくない
5. 役に立たなさそうなので受講したくない
6. 難しそうなので受講したくない

7. その他
8. 何とも言えない

回答者条件： 全員

Q33

BF

BF

テレビCM、WEB広告、院内ビジョン、薬局ビジョン、ポスター、医療関係専門誌以外で、制度認知に有効とお考えの媒体がありましたら、ご回答ください。

※特になし場合は、「なし」とご入力の上、お進みください。

回答者条件： 全員

Q34

BF

BF

・医薬品副作用被害救済制度

昭和55年5月1日以降に使用した医薬品（病院・診療所で処方されたもの他、薬局で購入したものも含まれます。）を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です（再生医療等製品については、平成26年11月25日以降より適用）。

・生物由来製品感染等被害救済制度

平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品（輸血用血液製剤、ブタ心臓弁など）を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染症にかかり、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です（再生医療等製品については、平成26年11月25日以降より適用）。

本アンケートで扱った制度について、ご意見等ありましたら自由にご回答ください。

※特になし場合は、「なし」とご入力の上、お進みください。

PMDA

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

